

海洋安全保障情報季報

第19号 (2017年7月-9月)



目次

I. 2017年7～9月情報要約

1. 軍事動向
2. インド洋・太平洋地域
3. 国際関係
4. 北極海関連事象

II. 解説

1. 我が国における海洋安全保障への取り組みと今後の課題
—第2期海洋基本計画の評価を機縁として—

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

発行責任者：角南篤

編集・執筆：秋元一峰、上野英詞、倉持 一、熊谷直樹、高 翔、倉持 一、関根大助、山内敏秀

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」<http://www.spf.org/oceans> で閲覧できます。

送付先変更および送付停止のご希望は、海洋政策研究所 (fromtheoceans@spf.or.jp) までご連絡下さい。

『海洋情報季報』は『海洋安全保障情報季報』に改称いたしました。

・ 2017 年 7 ~ 9 月情報要約

1 . 軍事動向

7 月 1 日「中国海軍空母『遼寧』、台湾海峡で演習」(News.com, July 4, and South China Morning Post, July 4, 2017)

オーストラリアのメディア、News.com が 7 月 4 日付で報じるところによれば、中国の国営メディアは、香港返還 20 周年を記念するため香港に向けて 6 月 25 日に母港、青島を出航した中国海軍空母「遼寧」が台湾海峡で戦闘機の発着艦訓練を行う様子を映したビデオを放映した（台湾国防部によれば、「遼寧」は 7 月 1 日午後から 2 日夜の間に台湾海峡を通航した。「遼寧」は 7 日に香港に到着し、5 日間滞在予定）。それによれば、艦載機は武装しており、J-15 は各 2 基の中射程と短射程の空対空ミサイルを装備し、また一部の J-15 は翼下に対艦ミサイルを装備していた。この映像は、中国の新たな海軍戦力の誇示を意図していることは疑いなく、また、北京はこの映像がアメリカや西側の専門家の関心の的になることを意識していることも疑いない。「遼寧」の飛行甲板が「スキージャンプ方式」であることから、艦載機の兵装は憶測的であったが、この映像から判断する限り、J-15 は、離陸重量に制約があるにもかかわらず、各種の兵装を搭載できるようである。

一方、中国メディアは 7 月 4 日、「遼寧」が就役するまでに、15 人の技術者が過労で犠牲になったと報じた。「遼寧」の技術担当副主任が明らかにしたところによれば、「遼寧」の改修は容易なことではなく、「(ウクライナから) 回航されてきた時、我々は内部に入ったが、食堂にはビールの空き缶や食器が散乱しており、船体はボロボロで、技術書も規格部品も全くなかった」という。

記事参照 : China's aircraft carrier Liaoning exercises as Beijing expresses outrage at US freedom of navigation 'provocation'

China's aircraft carrier conducts drills as it sails into Taiwan Strait, state media says

7 月 2 日「米海軍、トランプ政権下で 2 度目の『航行の自由』作戦実施」(USNI News.com, July 2, and South China Morning Post.com, July 6, 2017)

米海軍は 7 月 2 日、トランプ政権下で 2 度目の「航行の自由 (FON)」作戦を実施した。今回の FON 作戦は、米海軍ミサイル駆逐艦、USS *Stethem* (DDG-63) が南シナ海の西沙諸島のトリトン島 (中建島) 周辺 12 カイリ以内の海域を通航した。トリトン島周辺海域での FON 作戦は、2016 年 1 月に次いで 2 度目である。西沙諸島に対しては、ベトナムと台湾も領有権を主張している。国防省報道官は、FON 作戦については国防省の年次報告書で公表されるとして、今回の作戦について確認せず、「米軍は、南シナ海を含むインドアジア太平洋地域での日常ベースで作戦行動を実施している。全ての作戦行動は、国際法規を遵守して実施しており、国際法で認められるところは何処でも飛行し、航行し、活動するというアメリカの意志を誇示するものである」と述べた。

一方、北京は、USS *Stethem* は中国が主張する 12 カイリの領海内に入ったことを確認し、この行動を「政治的、軍事的に極めて深刻な挑戦」と批難した。中国国防部報道官が 7 月 3 日に述べたところによれば、USS *Stethem* の FON 作戦に対して、中国はミサイルフリゲート 2 隻を含む、3 隻の戦闘艦を派遣し、また 2 機の J-11B 戦闘機を発進させた。

記事参照: USS Stethem Conducts Freedom of Navigation Operation Past Triton Island in South China Sea
Chinese warships and fighter jets sent to warn off US destroyer in South China Sea, Beijing says

7月5日「米海軍、垂直発射装置の洋上再装填を検討 米誌」(The National Interest, July 5, 2017)

米誌 The National Interest 調査員、Hunter Stires は、7月5日付の同誌に、“Exclusive: CNO Announces the Return of Vertical Launch System At-Sea Reloading”と題する長文の論説を寄稿し、米海軍が垂直発射システム (VLS) の洋上における再装填能力の実現を検討しているとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 米海軍のリチャードソン作戦部長は、6月に米海軍大学で開催された戦略フォーラム 2017 に出席した際のインタビューで、海軍が最新の戦術的、技術的革新によって前方展開海軍部隊の残存性と先進性を維持するための手段として、垂直発射システム (VLS) の洋上再装填能力の実現を検討していることを明らかにした。洋上における VLS の再装填能力は、戦力が拮抗する敵との高烈度の不測事態に対する計画立案、あるいはその遂行における後方支援分野の劇的なゲームチェンジャーとなるであろう。
- (2) Mk41 VLS とその後継型 Mk57 は、1986年に *Ticonderoga* 級巡洋艦の 6 番艦 USS *Bunker Hill* に実戦装備されて以来、米海軍の水上戦闘部隊の優越を誇示する主要装備となってきた。同時に、Mk45 は潜水艦に巡航ミサイルを搭載するための基本的装備となった。VLS は、米海軍にとって最も適応性のあるシステムであり、これによって同一船体構造に様々な防御ミサイルや攻撃ミサイルを搭載でき、しかもそれらミサイルの急斉射が可能である。しかしながら、海軍の他の打撃兵器、例えば空母搭載航空機などとは異なり、VLS は現時点では、洋上では再補給も再装填も実際に行うことができない。VLS を装備する水上戦闘艦や潜水艦は一度ミサイルを消費してしまえば、再搭載のためには友軍の港に撤退しなければならない。このことは、作戦上、特に戦力が拮抗する敵に対する高烈度の戦闘シナリオでは重大な弱点となる。現在、米海軍の現役水上戦闘艦は 1 艦当たり 80~122 の VLS セルを装備しており、各セルにはトマホーク巡航ミサイル、ASROC、SM-2、SM-3 及び SM-6 スタンダードミサイルなどの大口径ミサイルや、小口径のシースパロー個艦防御用対空ミサイルも搭載が可能である。従って、各艦は、その搭載量を短時間で消費してしまう可能性がある。
- (3) こうした弱点が西太平洋以上に際立って問題となる戦域はない。西太平洋では、アメリカは冷戦終焉以来、初めて戦力が拮抗する勢力に直面している。中国の人民解放軍は、中国大陸内部に展開する地上配備の航空機やミサイルの覆域下で、その全海軍戦力を中国近海に集中できるが、米海軍は、世界に分散する戦力の一部を東アジアに配備できるだけであることに加えて、第 1 列島線沿いの予想戦域は米本土から 6,000 カイリも離れている。米海軍大学の Holmes 教授は、前方展開基地と再装填のためにそこに入渠した艦艇が中国のミサイル攻撃の脅威に晒されることについて、「問題の核心は我々が戦闘力を再生できないならいことであり、戦域に近い横須賀のような場所ではミサイルの再装填を期待できないことである。岸壁係留の艦艇は建物のようなものであり、従って、弾道ミサイルやその他の領域拒否システムに対して極めて脆弱である」と指摘している。更に同教授は、想定される紛争事態において、「中国軍による海上における対艦攻撃は、例え命中しなくても米艦艇の防御ミサイルを射耗させるであろう。こ

のことは、空母打撃群や水上戦闘群の VLS 搭載艦艇は数日あるいは数週間にわたって再装填のために戦列から離脱しなければならないことを意味する。これらの艦艇は、再装填のために数千カイリを航海しなければならないからである」と述べている。

- (4) リチャードソン作戦部長の言う洋上での VLS セルの再装填能力の実現は具体的には不明だが、初期の *Ticonderoga* 級巡洋艦や *Arleigh Burke* 級駆逐艦はストライクダウン・クレーン（抄訳者注：VLS セルの 1 つに格納されている艦上再装填用クレーンで、海上自衛隊ではそのままカタカナ表記で使用）を搭載していた。このクレーンは、中射程の SM-2 艦対空ミサイル、ASROC を吊下することができるが、より重量のあるトマホーク巡航ミサイルや新型の多用途 SM-6 を吊下することはできない。*Arleigh Burke* 級 Flight II 型駆逐艦では、VLS セル数増加のためにクレーンが撤去された（抄訳者注：電子戦機器の改造を行った前期型 7 隻と、ヘリコプター搭載可能な 52 隻の後期型に分けられるが、クレーンの撤去は後期型で採用された）。前出の Holmes 教授などは、米海軍の新しい再装填能力が洋上補給の形態になるとは見えていない。洋上補給は、補給艦と受給艦が 12 ノットから 13 ノットで並進しながら、両艦の間に渡したロープを使って補給品や燃料を移送する、ハイライン方式である。Holmes 教授は、「戦闘海域近傍で如何にして再装填するか。ハイラインでは実施できないであろう。弾薬補給艦とのハイラインで砲弾を移送することはできるが、SM-6 やトマホークは重すぎて安全に移送できないし、ミサイルあるいは VLS セルに損傷を与える可能性がある。このような作業を実施するには『平水』(a nice calm lee) が必要であるが、作業に適した平水が洋上で期待できるのは一時的であろう。従って、島や環礁のような地理的地物が有効となる」と考えている。
- (5) ハリス米太平洋軍司令官は最近、表面上差し障りがなく、費用のかからない 3 つの予算要求を行っている。この予算要求は、「空港及び港湾の損傷修復構想」に 900 万ドル、「予告なく実施する機動後方支援演習」に 500 万ドル、パラオとヤップ島におけるダイナミック・ベージング構想の「軍事建設」に 800 万ドルで、将来、西太平洋において想定され得る紛争においてアメリカと同盟国の生存を保障する最も重要な投資である。第 1 列島線に沿って存在する大規模で集中した米軍や同盟国の基地の陸上施設の修復を確実なものにしておくことは、中国軍の弾道ミサイルやその他の領域拒否/接近阻止システムの覆域下で長期の残存性を維持する上で不可欠である。同様に、機動後方部隊に対する戦争状況を想定した抜き打ち演習は、脆弱な固定施設への依存を排除し、西太平洋に展開する打撃部隊により大きな柔軟性を与えることになる。更に、この 15 年間、アメリカとの「自由連合盟約」下にあったヤップ島や、パラオ（抄訳者注：期間 50 年、経済援助は 15 年）への投資によって、フィリピンから 600 カイリ離れた第 2 列島線沿いでアメリカとの盟約下にある領域に臨機応変の基地機能—前出の Holmes 教授が提唱する「臨時弾薬廠」(“improvised weapons depots”) を構築することは、米海軍や空軍部隊に計り知れない価値を持つ戦略的縦深を提供することになる。
- (6) パラオは、コソル水道にある大きな天然の錨泊地で、悪天候には耐えられないが、再装填場所として適しており、太平洋戦争中日米両軍が使用した。ヤップ島の主港はずっと小さく、狭隘な進入路があるが、その平穏な錨地は駆逐艦程度の大きさの個艦を収容することが可能で、比較的安全に再装填を実施することができる。両島にある 1,800 メートルの滑走路を離発着する戦闘機及び哨戒機は、周辺のヌーグル環礁やウリーシ環礁の大きな礁湖において補給をする艦船に対して対空網、対潜網の傘を差し掛けることができるであろう。第 1 列島線の中央部付近での紛争地域から 1,300 カイリ弱、約 3 日間の航程で到着でき、また南シナ海からは 1,200 カ

イリにある、南西太平洋のこれらの錨泊地や飛行場は、中国軍の監視の目を逃れて、艦隊が比較的安全に錨泊して休養し、補給し、VLS セルを再装填するのに理想的な場所である。自由連合盟約はこれらの島々への排他的軍事アクセスをアメリカに与えているが、問題は米議会がパラオ共和国への援助に消極的なことである。太平洋での日本との戦争では、米軍が 1943 年から 1945 年にかけて太平洋艦隊を日本の玄関口まで押し進めることを可能にする多数の錨泊地、飛行場、補給拠点を確保するまで、補給不足の米アジア艦隊の艦艇や潜水艦は、特に太平洋戦争初頭の 3 カ月間、フィリピン沖や蘭印沖で圧倒的な敵との極めて不利な戦いを強いられた。75 年後の今日でも、米アジア艦隊の苦闘は、現代の計画立案者が念頭に置かなければならない重要な教訓となっている。2017 年の米海軍は、1930 年代の米海軍が高烈度の戦闘を戦う際に直面する戦略的後方の問題に備えることに失敗した過ちを繰り返さないことが緊要である。固定基地から遠く離れた海域で VLS セルをどのように再装填するかを検討し、そして戦域から離れた錨泊地に適切な再装填基地を準備することは、このための重要な第一歩である。

記事参照 : Exclusive: CNO Announces the Return of Vertical Launch System At-Sea Reloading

7 月 5 日「米海軍、ベトナム海軍と合同演習実施」(Stars and Stripes.com, July 5, 2017)

米海軍の誘導ミサイル駆逐艦 USS *Coronado* と救難サルベージ艦 USNS *Salvor* は 7 月 4 日、ベトナム海軍との 5 日間の合同演習実施のためカムラン湾国際港に入港した。年次演習、Naval Engagement Activity (NEA) では、艦艇の運航、医療後送、及び「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準」(CEUS) の実施などが行われる。この年次演習は 2010 年以来実施されてきているが、カムラン湾を根拠地として実施されるのは、同港が国際港となってから初めてである。2012 年にカムラン湾を訪問した際、当時のパネッタ国防長官は、米海軍艦艇の同港へのアクセスを米越関係における「主たる要素」と強調した。

記事参照 : Navy starts drills with Vietnam days after sailing near disputed South China Sea island

7 月 10 日「印米日 3 国演習、『マラバール演習』開始」(Defense News.com, July 11, 2017)

インド、アメリカ及び日本の 3 カ国海軍による演習、Malabar 2017 が 7 月 10 日からベンガル湾で開始された。この演習には、米海軍から空母 USS *Nimitz*、インド海軍から空母 INS *Vikramaditya*、そして海上自衛隊のヘリ搭載護衛艦「いずも」などが参加し、7 月 17 日まで実施される。専門家は、この演習の狙いを、インド洋海域における中国のプレゼンスの増大に対抗するものとみている。米空母 USS *Nimitz* 打撃群指揮官、Byrne 少将は、報道陣に対して、特定の国名には言及しなかったが、Malabar 2017 の唯一の戦略的メッセージは「誤算の可能性を排除する」ことであり、「我々の団結を誇示する」ことであると語った。インド国防省の公式発表によれば、2017 年の海洋における演習の眼目は、空母による航空作戦、防空、対潜戦 (ASW)、水上戦闘、臨検拿捕 (VBSS)、搜索救難、及び合同戦術手順に関する演習である。演習参加部隊は、インド海軍が空母 INS *Vikramaditya*、誘導ミサイル駆逐艦 *Ranvir*、ステルスフリゲート *Shivalik*、*Sahyadri*、対潜コルベット *Kamorta*、ミサイルコルベット *Kora*、*Kirpan*、ロシア製潜水艦 1 隻、艦隊給油艦 INS *Jyoti*、及び米国製長距離海洋哨戒機 P8I である。米海軍は、空母 USS *Nimitz*、巡洋艦 *Princeton*、駆逐艦 *Kidd*、*Howard*、*Shoup*、攻撃型原潜 1 隻、及び長距離海洋哨戒機 P-8A1 機である。海上自衛隊からは、「いずも」に加えて、護衛艦「さざなみ」が参加した。

Malabar 演習はインドとアメリカの 2 カ国で 1992 年に始まり、2015 年から日本も参加するようになった。その間、2007 年には、日本、シンガポールそしてオーストラリアも加わって、5 カ国演習として実施されたが、中国が演習参加国の拡大に反対を表明したことから、2015 年に日本が正式に参加するまで、米印 2 カ国演習として継続されてきた。インドのシンクタンク、The National Maritime Foundation の Khurana 理事長は、「インド、アメリカそして日本と違って、オーストラリアは、中国の益々高圧的になる行動を抑制するために協同するという米印日 3 国のコミットメントに参加することに、戦略的優先を置くことを明確にしてこなかった」と指摘した上で、「オーストラリアとの協同は、インド洋の海洋秩序を維持する上でインドにとって極めて重要である。従って、オーストラリアの中国に対する曖昧さが解消されるなら、同国の演習参加は非常に有益である」と語った。

記事参照 : US, India and Japan launch joint naval exercises to keep China in check

【関連記事 1】

「中国、インド洋に情報収集艦派遣」(UPI.com, July 5, 2017)

インドのメディアが 7 月 5 日に報じるによれば、中国海軍の情報収集艦「天王星」がインド洋を航行しているのが視認された。7 月 10 日からインド南部チェンナイ港やベンガル湾で実施される印米日 3 カ国海軍による演習、Malabar 2017 を監視する目的があると見られる。また、情報収集艦以外にも、最近、中国海軍の元級攻撃型通常潜水艦が支援艦とともにインド洋を航行しているのが視認されており、インド洋で中国海軍の潜水艦の活動がインド軍に確認されたのは今回で 7 回目になるという。更に、The Times of India 紙の報道によれば、インドの軍事衛星や哨戒機、軍艦がこの約 2 カ月間で、ミサイル駆逐艦や水路調査船を含む、少なくとも 13 隻の中国海軍艦船をインド洋で視認した。

記事参照 : Chinese ship in Indian Ocean ahead of U.S., India

【関連記事 2】

「インド洋における中国海軍への対抗策としてインド海軍は南シナ海にプレゼンスを維持すべし インド専門家論評」(Livemint.com, July 20, 2017)

インドのシンクタンク The Observer Research Foundation 海洋政策研究主任で、元インド海軍将校の Abhijit Singh は、インドのメディア Livemint.com に 7 月 20 日付で、“Malabar naval exercise: Powerplay in the Indo-Pacific region”と題する論説を寄稿し、インド海軍はインド洋における中国海軍のプレゼンスに対抗して、南シナ海に進出すべしとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 今回の Malabar 2017 海軍演習に関して注目すべきは、インドの専門家たちが、今回の演習を、インド洋における中国海軍艦艇と潜水艦に対する挑戦を狙いとした、より積極的な海上拒否戦略の戦略的な前触れと見なしていることである。演習の準備中に、インドのメディアは、インド亜大陸沿岸海域における中国海軍のプレゼンスが「急増」しており、沿岸域を遊弋する中国海軍艦艇には、旅洋Ⅲ級駆逐艦、水路調査船そして情報収集艦「天王星」が含まれていると報じた。しかし、彼ら専門家は、6 月にパキスタンのカラチに中国海軍の潜水艦救難艦「長興島」が寄港したことで確認された、インド洋における中国の通常型潜水艦のプレゼンスによって惑わされているようである。多くのインドの専門家にとって、今回の演習における対潜戦 (ASW) 演習の重視は、インド洋における中国海軍の行動に対抗するために、アジアにおける海洋パー

トナーシップを強化しようとするインドの高まる意欲を示すものである。驚くことではないが、インドのメディアによる解説の多くは、P-8I、P-8A 海上哨戒機、MiG-29K 戦闘機そして海自の ASW ヘリの演習参加を強調し、インドの「海洋拒否」戦略がベンガル湾で機能しているとの説明に信憑性を与えた。

- (2) しかしながら、インドの海軍力が中国の水上戦闘艦と潜水艦がインド近海に接近するのを阻止することができるという考え方には、本質的な欠陥がある。現代の貿易立国は、海洋を、利用国に同等の機会が与えられるべき共有のグローバルな公共財と見なしている。従って、海洋空間が（例えば、南シナ海の場合のように）権利主張が重複する場所か、あるいは（例えば、ペルシャ湾のように）地政学的に孤立した紛争海域でない限り、如何なる沿岸国家も他国の公海の利用を積極的に拒否できない。こうした状況は戦時になれば変わるが、平時の軍事行動においては、海洋戦力は、（例え当該沿岸国が事前通知を強く要求したとしても）当該国家の領海を含め海洋へのアクセスを保障されている。インド洋地域における北京の政治的、地経学的に重要な役割を考えれば、平時にインドの周辺海域における中国の軍艦の航行を拒否する計画が成功する可能性は低い。多くの地域国家は、環インド洋に沿って外交的に積極的な関与を拡大している中国海軍とともに、インド洋における北京の海洋構想や投資を歓迎している。南アジアにおける中国の海軍力を制約しようとするインドの計画は、域内諸国の反対に遭うであろう。
- (3) 実際、ニューデリーは、地政学的目的のために海軍活動を活用することを通じて、北京の海洋戦略を見習えば上手く行くかもしれない。近年、中国海軍は、インドの近海における常続的な海軍力のプレゼンスを通じて、インド洋地域における戦力投射能力の強化を追求してきた。中国は、インド洋をインドの裏庭として受け入れることを拒否することで、インドの地政学的影響圏に入り込むことに成功してきた。従って、インドも、長年にわたって中国の縄張りで見られてきた南シナ海に海軍力の展開範囲を拡大することで、戦力投射戦略を行使しなければならない。南東アジアにおけるインド海軍の活動を強化することは、西太平洋における中国の海軍力に対抗することを意味しない。インド海軍は、西太平洋の重要な海上交通路に沿って徐々に安全保障プレゼンスを拡大することによって、戦略的な戦力投射のために南シナ海の地政学的に敏感な海域を利用することを計画しなければならない。このような戦略は、インド洋地域における中国海軍の展開態勢に対する抑止効果を持つ。
- (4) ニューデリーと比較して、南シナ海における北京の政治的、領土的野心は、非友好国による海軍力の進出に対してはるかに敏感である。インドは、中国の近海における脆弱性を利用しなければならない。インド洋海域への中国海軍の進出に対抗するためには、インド海軍は、北京が領域侵害とは言えなくても、その政治的影響圏に対する進出として危機感を持つ、中国の近海において対抗するプレゼンスを維持する計画を立てるべきである。インドの海洋計画立案者は、西太平洋の公海における海軍力のプレゼンスが、中国との本格的な紛争につながる可能性のある挑発の限界を乗り越えることはまずないことを、良く理解している。南シナ海におけるインド海軍の目障りなプレゼンスは、海洋南アジアへの中国の海軍力のアクセスを拒否する如何なる試みよりも、インドの決意を伝えるのにより適している。

記事参照：Malabar naval exercise: Powerplay in the Indo-Pacific region

【関連記事 3】

「ドクラム危機とマラバール演習 インド専門家論評」(Economic & Political Weekly, July 29, 2017)

インドのシンクタンク The Institute of Chinese Studies 客員研究員 Atul Bhardwaj は、インド誌 Economic & Political Weekly に 7 月 26 日付で、“Doklam–Malabar: A Dangerous Concoction for India”と題する論説を寄稿し、ドクラム危機とマラバール海軍演習の関連性について、要旨以下のように述べている。

- (1) ベンガル湾で行われた Malabar 2017 演習の終了に当たって、米空母 USS *Nimitz* 打撃群指揮官、Byrne 少将はインドの報道陣に、「インド洋地域における国際的危機に際しては、アメリカと日本が支援に駆けつける」と語った。中国とブータンの国境地域におけるドクラム（洞朗）高地を巡る危機の最中にあったインドにとって、この言葉は天からの贈り物であった。ほとんどのインドの安全保障専門家は、アメリカの支援がインドと中国の非対称性に対処するために不可欠であると考えている。彼らの多くは、インドの対中国戦略が、インドの優位性に対抗するために代理戦争やテロの実施を提唱する、パキスタンの「非対称戦略」からヒントを得ることを望んでいる。例えば、ラジャ・モハンは、弱いインドが強い中国に対処する唯一の方策は中国の敵との同盟関係を発展させるとともに、過去四半世紀にわたりインドの優越した能力を無力化する方策として国境地域におけるテロという非対称戦略を駆使してきた、パキスタン軍を見習うことである、と考えている。
- (2) 中国とのパワーの差異を解消するための、このような戦略的処方箋は自滅的である。パキスタンのカシミールへの執着は、パキスタンの国力を浪費させた。退行的な現実主義は、パキスタンを、アメリカの操り人形に、そして借金の担保とした。パキスタンは、アメリカの戦争を戦うためにアメリカの兵器を購入し、アフガニスタンでアメリカに勝利をもたらすために軍の人的資源を犠牲にしている。パキスタンの非対称戦略は、ワシントンに保証された国内的、国際的信用を得る上で、パキスタンの軍エリートや大地主階級を潤しているだけだ。それにもかかわらず、インドは、パキスタンを模倣することが期待されている。インドの著名な専門家達は、“Nonalignment 2.0, A Foreign and Strategic Policy for India in the Twenty First Century”と題する文書で、「我々が選択すべき 1 つの道は、中国との国境を護る手段としての、非対称の政治軍事戦略である」と述べている。
- (3) 我々は、パキスタンの経験から教訓を汲み取ることを忘れてばかりでなく、我々の過去からさえも学ぼうとしていない。アメリカがチベットにおける混乱を助長するためにインド領とその資源の利用を認められた際、インドの右翼エリート（リベラルと保守）とアメリカとの結びつきが強まった。インドのエリートとアメリカとの結びつきを最も象徴するのが、1959 年のダライ・ラマのインド亡命であった。そしてその結びつきは、最終的には戦争に至った、印中国境における積極的な政策の実施でピークに達した。この戦争でインドは何も得られなかった。1950 年代後半に、インドのエリートが、（中国支配の）アクサイチンを通り新疆からチベットに至る道路建設を安全保障と主権に対する懸念として問題にしたことから、初めて印中国境紛争が浮上した。従って、1950 年代半ばまではほとんど存在しなかった印中国境紛争は、その後アメリカのエスタブリッシュメントとインドの反共産主義エリートを益しただけの戦争を招来した。
- (4) 印中関係は、停滞状態にある。ドクラム危機は、ブータンも領有権を主張するドクラム高地で

中国が道路建設に着手したことから始まった。インドは、係争中のドクラム高地を軍事占領することによって中国の動きを妨害した。インドは、ドクラム高地はブータンの領土であるとし、ブータンの領有権主張を支持している。一方、中国は、インドは中国の主権を侵害したとして、「国境線は中国にとって譲れない一線である」と主張している。インドは退去することを拒否し、中国は交渉を拒否している。ドクラム危機は6月中旬に始まり、その1カ月後に Malabar 2017 演習が始まった。ドクラム危機と Malabar 2017 演習には、何らかの関連性があるのだろうか。

- (5) 1つの可能性は、最大規模となった今回の Malabar 2017 演習を混乱させるために、中国がインド軍をドクラム危機に意図的に誘い込んだかもしれないということである。しかし、この説明には幾つかの疑問が生じる。即ち、中国は何故、自国領と主張する領域を第3国に占領するよう誘い込んだのか。中国は何故、これまで領有権を主張してこなかった国に当該領域を譲るのか。要するに、中国の政策は、インドが強引な侵略者であることを実証することが狙いであったのか。もしそれが目的であったとしたら、中国はその目的達成にはほど遠い状況にある。もう1つの可能性は、ドクラム高地における中国による道路建設は中国共産党と習近平国家主席が追求する国内の支配力強化を目指したパワー・ゲームと見なされるということである。この論理からすれば、習近平は軍事的勝利を渴望しており、従って彼がドクラム危機を扇動したということになる。しかし、実際には、ドクラム危機は、習近平の評判にとって汚点となるものである。更に、別の可能性としては、習近平のライバルが彼を貶めるために中国軍を用いたというものである。一方、逆の視点からすれば、中国は、ドクラム高地における危険な冒険は2019年の選挙キャンペーン計画でモディ首相を苦境に陥れる策略の1つと主張することもできるかもしれない。
- (6) しかし、ドクラム危機との関連性に関するより説得力のある説明は、シーパワーに関する海洋戦略に見出すことができよう。海軍戦略家コルベットによれば、海洋での戦争は国家間の紛争を解決するにはそれだけでは十分でなく、(最終的な解決のためには)陸上での勝利が不可欠である。コルベットは、目的達成のための陸海による合同行動を提唱している。海軍は、遠隔地に到達する能力を有しているが、もし敵が海岸線の防御にその全力を集中することを決心するならば、敵の攻撃を凌ぐだけの十分な量的強みに欠ける。従って、海軍の必要性は、敵の陸上戦力を広く分散させておくことにある。イギリス人は、1841年のアヘン戦争でこうした方針をとった。もし中国がチベットを護るために軍隊の一部を派遣しなかったとしたら、英海軍は、中国の猛攻に耐えられなかったであろう。1962年のキューバ危機でも、同様の陸海軍の連携が見られた。アメリカは、これによってソ連を戦略的ジレンマに追い込んだ。即ち、米ソ間でキューバ沿岸沖での海洋における対峙行動が進展している間に、新たに中印国境紛争が加わった。ソ連は、キューバにおける利益を護るか、それともアジアにおける共産主義同盟国を支援するか、というジレンマに陥った。ソ連は、中国を放棄してインドを得ることに決め、共産主義陣営に亀裂を生じさせた。一方、インドはこの戦争に負けたが、インドのエリートたちは、彼らの階級敵であるインド共産党を打ち負かすために、この戦争を利用することができた。
- (7) 悪の勢力から小国を護る「保護する責任」を実行するには、より大きな帝国主義的目的のために都合良く犠牲にできる現地勢力の支援が必要である。パキスタンがインドに仕掛けた代理戦争、あるいは無分別な限定戦争は、パキスタンに何の見返りも与えなかった。ドクラム危機は解決されなければならない。戦争への傾斜は止めなくてはならず、インドのエリートたちの暴力への願望は阻止されなければならない。我々は、1962年を繰り返してはならない、インドに

は別の戦争に巻き込まれる余裕はないからである。

記事参照 : Doklam–Malabar: A Dangerous Concoction for India

【関連記事 4】

「マラバール演習、海自参加の意味 シンガポール専門家論評」(Geopolitical Monitor.com, July 27, 2017)

シンガポール国立大学東南アジア研究所の Rupakjyoti Borah は、7 月 27 日付の Web 誌、Geopolitical Monitor に、“Malabar 2017: Does India Have a Friend in the Japanese Navy?” と題する論説を寄稿し、マラバール海軍演習への海上自衛隊参加の意味について、以下の諸点を指摘している。

- (1) 第 1 に、この演習は、日本の領海周辺、特に尖閣諸島周辺海域における中国の益々高圧的になる活動が活発化している時期に行われた。
- (2) 第 2 に、演習参加は、日印間の海洋分野における協力が大きく前進したことを意味する。安倍首相が第 1 期政権時の 2007 年 8 月のインド議会での「二つの海の交わり」と題する講演で、「太平洋とインド洋は、今や自由の海、繁栄の海として、一つのダイナミックな結合をもたらしています」と強調して以来、この地域の情勢は大きく変化し、今や「インド・太平洋地域」という用語が益々人口に膾炙するようになってきている。
- (3) 第 3 に、日本の自衛隊は既にジブチに根拠地を開設しており、インドの位置はこの根拠地を支えるために兵站補給上重要なものとなる。更に、日印両国は、日本製の US-2 型海洋哨戒機の売却について交渉中であり、成功すれば、両国間の協力の新たな分野を切り開くことになる。
- (4) 第 4 に、インドのアメリカとの絆の強化は、日米が緊密な同盟関係にあることから、日印関係の改善にも繋がった。同時に、インドが米製兵器の購入を増大させていることから、3 国間の軍同士のインターオペラビリティが強化されつつある。
- (5) 第 5 に、日本にとっても、インド・太平洋地域における航行の自由は、その経済を維持するために不可欠である。安倍首相の「自由で開かれたインド太平洋戦略」(抄訳者注：2016 年 8 月のケニアでの「アフリカ開発会議」で首相が打ち出した外交戦略) は、インド洋地域における優越を維持するインドの戦略と同調するものである。これに関連して、北京が初めて海外に開設したジブチの軍事拠点(最大 1 万人の収容が可能)に 7 月 11 日、中国軍の先遣部隊が派遣され、更に中国のいわゆる「真珠の数珠つなぎ (“string of pearls”）」戦略の一環として、インドに隣接するパキスタン、スリランカ及びバングラデシュにおける港湾建設支援がインドの懸念を高めていることを指摘しておきたい。

記事参照 : Malabar 2017: Does India Have a Friend in the Japanese Navy?

【関連記事 5】

「印米日 3 カ国海軍合同演習 『マラバール 2017』、その意義 インド専門家論評」(Delhi Policy Group, August 1, 2017)

インドのシンクタンク Delhi Policy Group (DPG) 上席研究員 Lalit Kapur は、8 月 1 日付の DPG Brief に、“MALABAR 2017”と題する論説を寄稿し、「マラバール」海軍合同演習の意義について、要旨以下のように述べている。

- (1) インド、アメリカ、日本の海軍が参加した 21 回目の「マラバール演習 2017」は 7 月 17 日に終了した。1 週間の合同演習は、港湾での演習（7 月 10 日～7 月 13 日）と海洋での演習（7 月 14 日～7 月 17 日）の 2 段階で構成された。海洋段階の演習では、水上戦と対潜戦、防空・砲撃・ミサイル戦闘、機雷戦、通信、搜索救難、そして船舶臨検の演習が実施され、これらの演習項目は海洋コントロールと、敵の海洋の利用を拒否する上で重要である。
- (2) 最高レベルの海軍演習は、作戦能力を改善する上で参加海軍にとって有益である。また、この演習は、相互運用性、そして海洋コモンズへの安全保障の提供のための負担を他者と共有することを可能にする。海洋領域は広大で自由であり、それをコントロールする能力や権利を独占する国は 1 つもない。各国の艦船には、使用される燃料の性質や食習慣（これらは兵站や海洋での持続能力を複雑にする）から、さまざまな手順や異なるサイズのコネクターに至るまでの多種多様な違いがあり、これらのすべてが相互運用性を複雑にする。継続した安全保障を確保するために志を同じくする国々と協力することは、存在する無数の違いを特定し克服し、強みを最大化し、弱点を克服し、そして相乗効果を発揮するための合同演習が常に必要である
- (3) しかしながら、今回の演習に参加した各国海軍間の切れ目のない円滑なコミュニケーションを可能にする重要な手段の 1 つ、**The Communications Compatibility and Security Agreement (COMCASA)** *が実施されなかった。COMCASA は 10 年以上前からアメリカが提唱している協定で、これは「ネットワーク中心の戦い」(net-centric warfare) を可能にする、インドとアメリカの保有装備間の切れ目のない円滑な「遣り取り」を確実にするものである。日本は、アメリカの同盟国として既にこの協定に署名している。インドは、アメリカの同盟国としてではなく、戦略的パートナーとして、この協定に署名する必要がある。署名することによって得られるものは、予想されるコストをはるかに上回る。あらゆる兆候から見て、もはやインド海軍には協定署名を阻む要因はないが、インドの官僚的、政治的怠慢がそれを妨げてきた。この協定に調印することで、より効果的な相互運用性が可能になる。インド国防省は、署名に向けて積極的に努力する必要がある。
- (4) 戦略的なレベルでは、この演習は複数の目的に資する。外交ゲームは、英国のパーマーストン卿が「我々は永遠なる同盟国も、永久の敵対国も持たない」と喝破したように、対話者間の戦略的信用と信頼性が常に疑問視される、非常に複雑なゲームである。軍事能力は、国際関係を構築する上で主要なバックボーンの 1 つである。今回の演習参加国にとって、この演習は自信と信用を築くのに役立つ。軍事演習は、潜在的な敵対国にとって相手側の手の内を知る機会となることから、潜在的な敵対国から者から常に注目される。敵対国の演習観察は、相手側の能力評価を狙いとしている。更に、「中立的な」国家にとっては、軍事演習は、しばしばパワーがどちらの方向に靡いているかを判断する手がかりになり得るもので、従って最終的にどちらの側に与するかを判断するのに役立つ。
- (5) 「マラバール」演習のような多国間海軍合同演習は珍しくない。インド海軍も、タイ、インドネシア及びミャンマーとの合同哨戒活動を別にして、各国海軍との間で 2 国間あるいは多国間合同海軍演習を行っているが、「マラバール」演習は、インド海軍が参加する他の多国間合同演習よりも明確に一段上の位置づけである。この演習の内容は次第に複雑さを増しており、中国はこれからも注意深く監視して行くであろう。中国海軍のインド洋におけるプレゼンスの拡大は不可避であり、ジブチにおける中国の根拠地への軍要員の派遣はその間違えようのない兆候の 1 つである。

記事参照 : MALABAR 2017

備考* : COMCASA に対するインド海軍の見方については、例えば以下を参照。

COMCASA – Should India Sign?

7月11日「中国、ジブチ基地運用開始、先遣部隊出発」(China Daily.com, July 12, 2017)

中国国防部 7月11日、アフリカ北東部ジブチに建設を進めてきた補給支援基地の運用を開始すると発表した。広東省湛江で11日、先遣部隊の出陣式が開かれ、兵士や関連設備を乗せたドッグ型揚陸艦「井崗山」、半潜没式重量物運搬船「東海島」が出航した。ジブチ基地は中国軍にとって初の海外拠点となる。

中国海軍のニュースリリースによれば、ジブチ基地は、ソマリア沖などの海賊対策や航路の安全維持、海難救援活動のための「保障基地」であり、国際的な軍事協力、合同演習、緊急時における自国民救出任務などにおける中国の能力を強化することになる。

記事参照 : PLA establishes base in Horn of Africa

7月20日「米、フィリピンに哨戒機供与」(Reuters.com, July 21, 2017)

アメリカは7月20日、フィリピンに2機の単座哨戒機を供与した。ロレンザー国防相は引き渡し式典で、2機のCessna 208Bは電子光学センサーとその他の監視機器を搭載しており、南シナ海とスルー海における監視任務に適している、と語った。同機は、最高高度7,620メートル、航続距離1,852キロで、数時間の哨戒能力を持つ。同機は、南シナ海における中国の高圧的な行動に対する対処を含め、地域の海洋安全保障に取り組む東南アジア諸国に対するアメリカの総額4億2,500万ドルのMaritime Security Initiative (MSI)の一環として2016年に供与が決定されたもので、フィリピンは、2016年のMSI、4,972万ドルの80%以上を受領した。9月までには、2機のEagle Scan無人機も供与されることになっている。

記事参照 : U.S. transfers surveillance planes to the Philippines

7月26日「中国、南シナ海で潜水グライダー運用実験」(Xinhua Net.com, July 23 and South China Morning Post.com, July 26, 2017)

中国の新華社通信は7月23日付で、中国科学院は、科学調査船「科学」から12基の国産潜水グライダーを投入して、南シナ海で科学調査を実施していると報じた。それによれば、潜水グライダーは、海水温、塩分濃度、透明度、酸素レベルそして潮流の速度や方向などを含む詳細な海洋データを収集し、リアルタイムで送信する。調査船「科学」は、2014年に就役した、4,711トンの中国で最新の調査船である。

香港紙、South China Morning Post (電子版)は7月26日付で、南シナ海での潜水グライダー運用実験について、要旨以下のように報じている。

- (1) 中国は、外国潜水艦の探知、追跡に革新的なリアルタイムのデータ送信能力を持つ潜水グライダーを南シナ海で運用実験している。中国科学院の計画主任によれば、潜水グライダー「海翼」は、自立式潜水ブイクルで、1カ月間にわたって水中を機動し、各種の詳細な海洋データを収集し、リアルタイムで陸上の実験施設に送信する。
- (2) この種の無人潜水機は、搭載バッテリーの充電なしで、数週間あるいは数カ月間も水中を長距離機動でき、多種のセンサーを搭載し、海洋自然環境データをモニターするのみならず、潜水

艦探知に必要なデータも収集できる。潜水グライダー自体は事実上騒音を発生せず、従って、その存在が潜水艦に探知されることはない。米海軍も潜水艦探知のためにこの種の潜水グライダーを使用している。前出の計画主任は、米海軍の潜水グライダーには 1 つの弱点があり、「米海軍の潜水グライダーは、母船か衛星を経由して、しかも潜水グライダーが海面に浮上した時のみ、データを送信できる」と指摘している。この弱点はタイムラグを生み、データの送信を断続的なものにし、潜水艦探知に影響を及ぼす。

記事参照：Largest group of underwater gliders join latest expedition in South China Sea

Why Beijing is speeding up underwater drone tests in the South China Sea

Photo: China's testing of underwater gliding drones in the South China Sea with real time data transmission technology could help pinpoint the location of foreign submarines.

8 月 1 日「中国の戦力投射能力の拡大とその影響 RAND 専門家インタビュー」(The Cipher Brief.com, August 1, 2017)

Web 誌、The Cipher Brief は、8 月 1 日付で、“Enhancing China's Status as a Great Power” と題するインタビュー記事を掲載し、同誌による、中国の戦力投射能力の拡大とその米国への影響についての質問に対して、米ランド研究所東アジア上級アナリストの Jeffrey Engstrom と Michal Chase は、要旨以下のように述べている。

Q：中国は国外への戦力投射能力の強化を目指して集中投資しているが、その狙いは何か。

A：中国軍は、耳目を集める空母や大型揚陸艦の建造以外にも、地域やグローバルな戦力投射に不可欠なプラットフォームの取得も進めている。具体的には、戦闘艦艇の長期継戦能力に資する洋上補給艦の隻数を増やしており、また最近開発された Y-20 大型輸送機は部隊や装備の迅速かつグローバルな展開を可能にする。中国軍が十分な戦力投射能力を獲得するには、こうしたプラットフォームを更に多く取得する必要があるし、高性能で大規模な空中給油能力も増強する必要がある。

Q：中国は何をしようとしているのか。

A：中国は、こうした戦力投射能力の増強を通じて、中国の大国としての地位を高めるとともに、世界における中国の権益や国民、そして投資を護ることを目的とした任務を次第に遂行するようになるであろう。前者について言えば、中国は、これまで平和維持活動や人道支援、災害援助といった国際公共財を提供する役割を果たしてきたし、今後も一層期待されるであろう。後者に関して言えば、中国は、自国の船舶が海賊の脅威から安全であることや、多くの華僑が不安定な現地情勢から安全であること、そして自国の権益がテロリズムや破綻国家などの様々な脅威から安全であることを確実にするためには、他国の努力にただ乗りできないことを認識している。そのため、戦力投射能力は、中国が利害を有する国際危機に上手く対処していく上で、不可欠なものである。

Q：ジブチの新しい中国軍基地は、こうした計画にどう関係しているか。また、中国は更なる海外基地の建設計画を有しているか。

A：ジブチの新しい中国軍基地は、アデン湾における海賊対策任務を遂行するための恒久的な拠点となり、当該地域における整備能力を向上させ、必要な場合に海軍力の増強を可能にするであろう。中国は、この 9 年間、自国の商船を海賊から護るべく、現在アデン湾に第 26 次の海賊対処部隊を派遣している。これまで、派遣部隊は、食料や燃料を補給し、兵員に上陸休養を与

えるに際して、周辺諸国の近隣港へのアドホックなアクセスに依存していた。従って、これまで海外に基地を持ったことがない中国にとって大きな一步となるものである。新基地は、海賊対処任務の強化に資することに加え、中国が将来的に非戦闘員避難任務や、アフリカ、中東に対して定常的な人道支援、災害援助を行う際の前進拠点となろう。また、中国軍は、近隣諸国の軍隊との交流や協力を拡大していくことになるであろう。ここ何年も中国軍が海外基地の候補地として、セーシェルやパキスタンのグワダル港に関心を寄せているとの噂があるが、そうした噂はいずれも未確認である。

Q：中国軍の軍種間の統合作戦の実績はどうか。また、中国軍は、統合作戦能力を改善するために、どのような取り組みを行っているのか。

A：中国軍はまともな統合作戦の経験をほとんど持っておらず、実際、中国軍自身も、1955年の江山島戦役（抄訳者注：第1次台湾海峡危機における1954年9月3日の江山島占拠）が中国軍の最初で唯一の実戦における統合作戦であると指摘しているくらいである。しかしながら、中国の戦略家たちが将来の戦争に勝ち抜く鍵の1つが統合作戦の遂行能力であると見なしていることから、中国軍は、この分野における能力強化に努力している。中国軍は指揮・統制・通信能力の近代化を重要視しているが、この分野は単に情報と通信のみに留まるものではなく、伝統的に陸軍が優位な地位を占めてきた軍組織全体に関わる問題でもある。中国軍は、この点を認識しており、海軍や空軍、ロケット軍の地位向上にも取り組んできた。中国軍は現在、軍種間の統合を進めると同時に、即応性や戦力投射能力を強化することを目的とした前例のない大改革の渦中にある。中国軍最近、海軍提督を戦区の1つの司令に任命しており（抄訳者注：南部戦区の袁誉柏海軍中将）、これは軍の一層の統合化の重要性を強調した大きな一步といえるであろう。

Q：中国の戦力投射能力の強化は、アメリカの地域目標にどのような影響を与えるか。

A：増大する戦力投射能力によって中国のグローバルな軍事展開が可能になったのは最近の全く新しい現象であり、従って、この質問に対する答えは非常に難しい。アメリカの視点から見れば、アメリカの地域目標にとって、こうした中国の戦力投射能力は互惠的にも、あるいは反対にマイナスにもなり得る。平和維持活動や海賊対処活動のような国際公共財を提供することは国際社会の利益になり、中国軍がこうした負担を分担することは、アメリカの負担を減らし、場合によってはその必要性さえなくするであろう。また、中国は、新たに獲得した能力を用いて、非戦闘員の避難や海外権益保護といった国益の核心となる活動を増加させていくこともできるであろう。こうした中国の活動は、アメリカの地域の戦略目標に対して事実上、特段の影響を与えず、あったとしてもその影響は微々たるものであろう。他方で、中国は既に南シナ海において人工島を基地化し、戦力投射能力を活用して、公海の支配を目指し、他の領有権主張国を脅し、そしてアメリカの航行の自由に挑戦している。これらは全て、この地域におけるアメリカの目標に反するものであるといえる。

記事参照：Enhancing China's Status as a Great Power

8月4日「他国のEEZ内における海洋監視活動に対する米中の見解の相違について バレンシア論評」(The Diplomat.com, August 4, 2017)

中国南海研究院非常勤上席研究員 Mark J. Valencia は、8月4日付のWeb誌、The Diplomat に、“The US-China Maritime Surveillance Debate”と題する論説を寄稿し、他国のEEZ内における海洋

監視活動については米中間に大きな違いがあるとして、中国側の立場に立って、要旨以下のように述べている。

- (1) オーストラリア国防省は、中国の情報収集艦（AGI）が7月下旬にオーストラリアのEEZ内に侵入し、米豪合同軍事演習 *Talisman Sabre* を監視したことを確認した。オーストラリアEEZへの初めての中国AGIの侵入に対して、多くの専門家は、中国が米海軍AGIによる中国のEEZ内での情報収集、監視及び偵察（ISR）活動に反対していることを指摘し、他国のEEZに侵入する中国の行為を偽善的と非難した。しかし、中国とアメリカがそれぞれ実施している活動との間には、その規模、技術的能力、方法及び目的において大きな相違がある。
- (2) 実際、アメリカは、ISR機、水上艦艇、潜水艦、人工衛星そして無人機など、大規模な装備を有し、その多くは音響測定艦、*Impeccable* のように特化した機能を持っている。また、アメリカは、世界最大で高能力のSIGINT（通信情報収集）機を保有している。更に、米海軍の *Ticonderoga* 級巡洋艦、*Arleigh Burke* 級駆逐艦などの高性能の水上戦闘艦や潜水艦は、SIGINT任務を遂行できる装備を搭載している。一方で、中国軍のアセットは、米軍のそれとは量的にも、質的にも、特に人工衛星や遠距離通信支援システムと一体化した、無人機（UAV）や無人潜水艇（UUV）の行動半径、そして先進的な搭載兵器やセンサー分野において、大きな格差がある。米軍の人工衛星によるISR能力は、中国のそれを遥かに凌駕している。これらアセットの展開に関してみれば、アメリカは中国沿岸域に年間延べ数百機のISR機を飛行させているが、中国のISR機が米本土沿岸域を飛行したという公式の報告はない。更に、中国は、日本のEEZなど他国のEEZ内にISR機を侵入させてはいるが、その任務のほとんどがセンサーによるパッシブな傍受である。これに対して、アメリカは、アクティブな調査や電子妨害を行う。しかし、これらのことは公式に確認されているわけではない。何故なら、アメリカは、中国の軍事力に関する透明性の欠如を批判するが、ことアメリカ自身のISR活動に関する限り、透明性に欠けているからである。米海軍の音響測定艦、*Impeccable*、*Bowditch* そして *Cowpens* とともに、*EP-3* と *Poseidon P-8A* などのISR機が絡むこれまでの事案から、米軍は、挑発し、その対応を観察することで中国の沿岸防衛能力に対するアクティブな探査、陸上と艦艇や潜水艦との通信妨害、海洋科学調査に関する合意されたレジームに対する違反や乱用、海洋環境の汚染、更には潜在的な目標としての中国の最新潜水艦の追跡などを、集中的に行っている可能性がある。もしそうであれば、こうした活動は、中国を含む全ての国によって普通に実施され、多くの国によって黙認されているような、パッシブな情報収集活動とはいえない。むしろ、軍事力の行使、あるいは中国の海洋科学調査に関する了解範囲や海洋環境保護レジームに違反する、脅威と見なされかねない、侵略的で、挑発的で物議を醸す活動である。
- (3) しかし、中国を対象とした米軍のISR活動の詳細はその多くが未確認である。Edward Snowdenによって暴露された米海軍と国家安全局の秘密報告書は、2001年に起きたEP-3事案で、EP-3機が中国戦闘機と衝突後、海南島に緊急着陸させられた際、秘密データと装置を全て破壊することができず、中国側の手に渡った秘密の範囲を詳細に記載している。これらの情報には、アメリカは「中国の潜水艦からの発信あるいは潜水艦に対する通信を収集し、当該潜水艦の位置を特定する能力を有している」事実が含まれている。また、EP-3機は「アメリカが中国の潜水艦発射弾道ミサイル計画をどの程度知悉しているか」を示すデータを携行していた。報告書は、ISR任務が目標とする軍に対して対応を誘発し、そのための通信を発生させ、傍受することであることを明らかにしている。従って、ISR活動に関する限り、アメリカは中国に対して圧倒

的な優位を持っているようである。マレーシア、タイそしてベトナムなどとは異なり、中国は、自国の EEZ 内における外国の全ての無許可の軍事活動に反対しているわけではない。しかしながら、中国は、航行の自由の権利の乱用、あるいは軍事力行使の脅威と見られるアメリカの活動に対しては、その言動によって反対していることは確かである。要するに、中国は、これらの活動が国連海洋法条約 (UNCLOS) の下での EEZ 内の海洋資源に対する権利と海洋環境保護義務に、そして UNCLOS の海洋の平和的な目的と利用規定に違反していると思なしているのである。特に、中国は、アメリカは沿岸国としての中国の権利と義務に対して「妥当な配慮」を払う義務を遵守していないと主張している。他国の EEZ 内におけるこうした妥当な配慮は、UNCLOS が当該沿岸国と利用国双方に求めているものであるが、その言葉自体は明確に定義されてはいない。他国の EEZ 内における許容される ISR 活動の範囲に関して米中間に見解の相違があることを考えれば、中国の情報収集艦の活動は恐らく UNCLOS 違反とはならないし、アメリカはより大規模に ISR 活動を行っているといえるかもしれない。アメリカは、米中両国ともに同じことをしているという曖昧な主張を再考し、修正することになるかもしれない。

記事参照 : The US-China Maritime Surveillance Debate

【関連記事 1】

「海洋における中国のダブル・スタンダード 米専門家論評」(The Diplomat.com, August 16, 2017)

アジア太平洋問題の専門家、ベトナム系米人で米海軍退役少佐 Tuan N. Pham は、8月16日付の Web 誌、The Diplomat に、“Chinese Double Standards in the Maritime Domain”と題する論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は 7 月、海軍の情報収集艦 (AGI) 2 隻を米アラスカ州沖とオーストラリアのクイーンズランド沖に派遣した。アラスカ州沖への派遣はアメリカ初の終末高高度防衛ミサイルシステム (THAAD) による中距離弾道ミサイル迎撃実験を監視するためと推測され、他方、クイーンズランド沖への派遣は米豪海軍合同演習 Talisman Sabre 2017 を監視するためと見られる。2 隻の AGI は、明らかに数日間、米豪両国の EEZ 内において行動していた。こうした行動は、前例がないわけではなく、また国際法を侵犯しているわけでもないが、この地域やアメリカに、そして世界に、中国が国連海洋法条約 (UNCLOS) から「解釈される」海洋権限を最大限に利用しようとする台頭する大国であり、海洋大国であることを印象づけるものであった。また、それは、北京が UNCLOS の中で自国にとって都合の良い部分を選び、都合の悪い、あるいは国益と一致しないと思われる部分を無視するという、北京の「ダブル・スタンダード」を示している。
- (2) EEZ 内における軍事活動の許容度に関する中国の主張は、UNCLOS の下で沿岸国が自国の EEZ 内における経済活動を規制する権利を有するが、外国の軍事活動を規制する権利を有しないとする、アメリカの立場に対抗するものである。北京は、公海と他国の EEZ における軍事的活動—情報収集、監視及び偵察 (ISR) 活動、海洋調査活動そして軍事演習など—は、UNCLOS の法的理念と、公海は平和目的に限って利用されるべきとの UNCLOS の規制から、違法であると主張する。UNCLOS は公海について言及しているだけだが、中国の法学者や外交官は、EEZ 内においても軍事的活動は違法だと主張する。中国の論理は、もし UNCLOS が加盟国に公海の利用を平和目的のみと規制しているのであれば、EEZ (沿岸国が管轄権を有する特別な海域)

内における外国の活動もまた平和的でなければならず、従って、本質的に平和的ではない軍事活動は禁止される、というものである。これに対して、アメリカの法学者や外交官は、公海と他国の EEZ 内における軍事活動は国際慣習法の下で、そしてその後 UNCLOS 第 58 条 (EEZ における他の国の権利及び義務) に反映された規定の下でも認められた合法的活動である、と反論している。要するに、中国は、EEZ 内とその他の海洋権限を主張している海域における ISR 飛行や海洋調査活動そして軍事演習は、領域主権に対する受け入れ難い侵犯であり、国際法の下で違法であり、そして国家安全保障上の脅威であると見なして、こうした軍事活動に反対しているのである。

- (3) 中国南海研究院非常勤上席研究員 Mark J. Valencia は、前掲の論説で、ISR 能力における米中格差や、活動方法や目的の違いなどを挙げて、中国の立場を擁護している。しかし、Valencia は、強化されつつある中国の ISR 能力と規模を過小評価し、アジア太平洋、インド洋そして将来的にはそれ以遠に ISR 活動の範囲を拡大し、活動の頻度も増していることを見逃している。ISR 技術と運用面での米中間のギャップは急速に縮まりつつあり、中国海軍の外洋での行動や展開も拡大されてきている。要するに、Valencia は、中国の能力は未だアメリカに比肩するところまでに達していないことを理由に、見逃されるべきとの言い触らされた主張を遠回しに訴えている。北京は、経済問題や気候変動問題についても、同じような論理を展開している。しかしながら、中国海軍が遠海域や他国の沿岸域周辺における活動を継続していくにつれ、北京はいずれ、政策と作戦行動の間の矛盾を処理する—即ち、現行の政策を現実的に修正するか、あるいは EEZ 内における軍事活動を規制する正当化できない権限を振り回し続けるか—以外に選択の余地がないかもしれない。前者の政策修正の可能性はありそうだが、後者の選択肢は、自らの海洋主権主張の法的正当性、国際的信用そして世界での地位という点で、より大きなリスクを孕んでいる。今や、中国は、自国の EEZ 内における ISR 飛行や海洋調査活動、そして軍事演習そのものには、必ずしも反対していないようであり、むしろ、EEZ 内におけるこれら活動の範囲、規模そして頻度に反対している。中国はまた、このような活動を国際法の下で本質的には違法とはもはや見なしていないようであるが、これらの活動が地域を不安定化させ、中国の平和と安全を脅かしていると見なしており、従って中止させなければならないと考えている。
- (4) 北京の将来動向を示唆するものは、中国が海洋領域を防衛し、国際水域における中国の活動を正当化する能力を阻害していると見なす、国内法制のギャップを埋めるための国内海洋法の整備である。北京は 2017 年初め、発展する海洋戦略を支えるために、国内海洋法を改正（あるいは新たに制定）する意向を発表した。こうした整備中の国内海洋法制は、海洋領域における北京の戦略的意図を公に表現したもの、空域、宇宙そしてサイバースペースなどのその他の係争空間のための法制の前触れ、そして歴史的誤りと認識されるものを是正する試みでもある。中国は、UNCLOS が制定された時期には、国家として非力で、その制定過程でほとんど発言できなかったため、西側支配の国際海洋法システムの下で不利益を被っている、と感じている。
- (5) 結局、北京は依然として、国益を維持し、その戦略的メッセージを補足するために、UNCLOS の条文の幾つかを都合良く無視している。これは、見過ごされてはならない。もし北京が世界で主要な大国として尊敬されたいと望むなら、北京は、法の支配を遵守し、支持しなければならない。中国は、一連の独自の規則に基づいて行動したり、国際場裏で中国例外主義を誇示したりすることはできない。北京は、国際法の下での中国のコミットメントが誠実で信用できる

こと、そして成長する経済が依拠する海洋通商の分野において特にそうであると、国際社会に確信させる必要がある。同時に、国際社会も、台頭する中国が法の支配を尊重する、責任ある世界のリーダーであることを必要としている。

記事参照：Chinese Double Standards in the Maritime Domain

【関連記事 2】

「中国はダブル・スタンダードか バレンシア反論」(The diplomat.com, August 22, 2017)

中国南海研究院非常勤上席研究員 Mark J. Valencia は、8月22日付の Web 誌、The Diplomat に、「Intelligence Gathering in the Maritime Domain: Is China Using Double Standards?」と題する論説を寄稿し、前出の Tuan N. Pham の論説に反論し、要旨以下のように述べている。

- (1) 筆者 (Valencia) は論説執筆に当たって、中国人とも、その他の誰とも相談したり、議論したりしておらず、論説は全て筆者の考えである。従って、筆者の主張は、Pham 少佐が指摘するように中国の主張を代弁するものではない。
- (2) Pham 少佐は、「結局、北京は依然として、国益を維持し、その戦略的メッセージを補足するために、UNCLOS の条文の幾つかを都合良く無視している。これは、見過ごされてはならない。もし北京が世界で主要な大国として尊敬されたいと望むなら、北京は、法の支配を遵守し、支持しなければならない。中国は、一連の独自の規則に基づいて行動したり、国際場裏で中国例外主義を誇示したりすることはできない。北京は、国際法の下での中国のコミットメントが誠実で信用できること、そして成長する経済が依拠する海洋通商の分野において特にそうであると、国際社会に確信させる必要がある。同時に、国際社会も、台頭する中国が法の支配を尊重する、責任ある世界のリーダーであることを必要としている。」(前掲論文 (5)) と述べている。長々と引用したのは、「中国/北京」を容易に「アメリカ」に置き換ええるような印象を与えるからである。実際、Pham 少佐は、アメリカが情報収集、監視及び偵察 (ISR) 活動に当たって、未加盟の国連海洋法条約 (UNCLOS) を一方的に解釈し、自国の利益となるような条文を都合良く適用していることを無視している。
- (3) 改めて指摘しておくが、中国は、マレーシア、タイ及びベトナムとは異なり、中国の EEZ 内における外国のあらゆる軍事活動を禁止したり、反対したりしているわけではない。また、アメリカの ISR 活動が「中国の領域主権を侵犯している」と言っているわけでもない。中国が反対しているのは、EP-3 電子偵察機や P8 哨戒機のような ISR 機や、音響測定艦 *Bowditch* や *Impeccable*、イージス駆逐艦 *Cowpens* などの ISR 任務を遂行する米海軍艦艇の活動である。筆者の論説で指摘したように、これらの活動は、中国を含む全ての国によって普通に実施され、多くの国によって黙認されているような、パッシブな情報収集活動とはいえ、脅威と見なされかねない、侵略的で、挑発的で物議を醸す活動である。要するに、筆者が指摘したように、中国は、これらの活動が UNCLOS の下での EEZ 内の海洋資源に対する権利と海洋環境保護義務に、そして海洋の平和的な目的と利用規定に違反していると見なしているのである。特に、中国は、アメリカは沿岸国としての中国の権利と義務に対して「妥当な配慮」を払う義務を遵守していないと主張しているのである。
- (4) Pham 少佐と筆者の違いを解決する鍵は、米中両国がそれぞれ相手国の EEZ 内において何をしているかに関する知識である。筆者は、米中間の活動には、その規模、技術的能力、方法そして目的について大きな開きがあると主張した。皮肉なことに、「規模が違う」という論理は、こ

れまで中国による南シナ海の海洋自然地形の占拠やその「軍事化」を批難する際に用いられてきた。これらの批難者は、中国が他の領有権主張国と違ったことを何もしていないことを不承不承ながらも認めているにもかかわらず、それでも中国の行動が極めて大規模であり、「侵略的」であるから受け入れられないと糾弾してきたのである。そして再び、皮肉なことに、アメリカは、中国の軍近代化に関して透明性の欠如をしばしば批判してきた。しかしながら、こと ISR 活動に関する限り、中国の EEZ 内におけるその活動の規模、能力、方法そして目的について透明性がないのはアメリカの方である。もし Pham 少佐が ISR 活動に関して米中両国とも同じことをしていると主張するのであれば、Pham 少佐は、アメリカが中国の EEZ 内で何をしているのかについて全てを正確に記述しなければならない。そうすることで、公平な分析者は、アメリカが UNCLOS に違反しているかどうかを判断できよう。そうすることが不可能であれば、Pham 少佐を含め、我々は、米中両国がそれぞれの相手国の EEZ 内における ISR 活動の合法性については、憶測するしかない。

記事参照 : Intelligence Gathering in the Maritime Domain: Is China Using Double Standards?
<http://thediplomat.com/2017/08/intelligence-gathering-in-the-maritime-domain-is-china-using-double-standards/>

8月7日「2020年の中印海戦、どちらが勝者に 米海軍大教授論評」(Foreign Policy.com, August 7, 2017)

米海軍大学教授 James Holmes は、8月7日付の Foreign Policy (電子版) に、“Who Will Win the Great China-India Naval War of 2020?” と題する長文の論説を寄稿し、2020年にインドと中国の間で海戦が行われた場合、数的に勝る中国海軍がインド海軍を圧倒できることにはならないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国とインドは、ヒマラヤ山脈の中印国境沿いの高地である係争領域、ドクラムで対峙しているが、将来の戦争は高地ではなく、公海で生起するかもしれない。歴史は、陸や空における敵意は海にも拡がりやすいことを示している。しかも、海での紛争は、陸上での出来事と無関係に起こる可能性がある。中印両国はいずれも、自国沿岸に拡がる海洋に対して「我らの海」という意識を持っている。中国は、南シナ海に対して、北京がルールを決め、他国がそれを遵守すべき、「疑問の余地がない」主権地帯と見なしている。同様に、インドは、「モンロー・ドクトリン」を外交政策と戦略の手本とし、インド洋を「インドの海」と見なしている。インドも中国も、こうした「我らの海」という意識から、これら海域に対する外部から参入に抵抗し、反発しようとする。インドは、中国の「一帯一路構想」(BRI) や、インド海軍の伝統的な活動海域における「真珠数珠つなぎ」(a “string of pearls”) 戦略にも不審の念を抱いている。要するに、ニューデリーと北京の間には既に幾つもの紛争の火種がある中で、海洋紛争の火種が次第に大きくなってきているのである。
- (2) では、中印両国の海戦では、いずれが勝者となるか。両国の海軍は、空母の運用や艦載機についてはほぼ同水準である。空母の隻数は今後数年間変わらないと見られるが、空母艦載機は海軍の打撃力の全てではない。量的比較では、インド海軍は、全体的に大幅な劣勢にある。例えば、2020年には、中国海軍は73隻の攻撃型潜水艦を保有すると見られるが、インド海軍は17隻であり、ニューデリーにとって4対1の劣勢となろう。2020年までに、中国海軍は、30隻のミサイル駆逐艦 (DDG) を保有するであろう。DDG は、空母の護衛戦力として、また水上

戦闘艦隊の中核となる戦闘艦である。インド海軍の DDG 保有隻数は 2020 年までにわずか 8 隻程度であろう。更に、中国海軍は 2020 年までに、フリゲートとコルベットを総計 92 隻保有すると見られるが、インド海軍は 32 隻保有するであろう。

- (3) しかしながら、隻数が海戦の全てを左右することはめったにない。隻数における優位を弱める幾つかの要素を検討してみよう。第 1 に、人的要素である。隻数で劣る海軍は、優れた操艦技術、巧妙な戦術などによって、戦史にもしばしば例があるように、量的に優れた敵対相手との戦闘に勝利し得る。その勝利は壊滅を免れることでもあり、敵対相手の目的を阻止することでもある。では、インド海軍の船乗りたちは、人的な強みを発揮できるか。それを判断する歴史はないに等しい。現代インドも、現代中国も、大規模な海戦を戦った経験も持たない。両国が侮り難い外洋海軍を保有したのは、21 世紀になってからである。中国海軍とインド海軍が主としてインド洋で、そして時折南シナ海で抗争し始めたのは、つい最近のことである。船乗りは、海に出て演習を繰り返すことで、初めてシーマンシップと戦術を学ぶことができる。インド海軍は、インド洋で定期的にプレゼンスを維持してきた。中国海軍は、近年までその艦艇の多くが港に留まりがちで、海洋に出るのは断続的であった。この傾向は最近では次第に減少している。中国は、この 10 年近くアデン湾沖に艦隊を派遣し続けてきた。中国海軍の艦艇は、地中海、黒海、そして最近ではバルト海のような遠隔海域にまでその航跡を伸ばしている。中国は、こうした行動を通じて、東・南シナ海や西太平洋を超えて、中国の戦略家が「遠海」と呼ぶ海域にまで、海軍力のプレゼンスを維持する能力を誇示してきた。中国海軍も、インド海軍も、戦闘態勢を整備してきているように思われる。
- (4) 一方で、地理空間戦略は間違いなくインドの味方である。中印両国の海軍が南シナ海や東アジアの何処かの海域で衝突するということは極めて想定し難い。インド海軍は、インド洋において対処すべき出来事が多く、しかもそれらに対処するための必要最小限のアセットしか保有しておらず、域外活動のための余力をほとんど持たない。従って、想定されるどのような海戦も、インド軍が「内線」を享受し、中国の遠征軍が「外線」を強いられる、インドの本拠地である海域において展開するであろう。要するに、インド海軍は予想される戦域に直接的かつ比較的短いルートで到達できるのに対して、中国海軍は戦域に到達するだけでも、長く、広大な、しかも潜在的な係争海域を通過して戦力を投射しなければならず、この距離の壁は敵を衰微させ、防御側に有利に働く。地理的に遠隔の海域で戦うためには、遠征軍は、戦域に到達するだけでなく、そこで戦闘するための膨大な兵站補給を余儀なくされ、しかも戦域への途上において敵対者に妨害される機会を与えることにもなる。要するに、中国がインド洋の戦域に到達するだけでも長く複雑なルートに沿って行動しなければならないのに対し、インド海軍は戦闘が想定される海域の近くに居る。遠方の強大な海軍がライバルである海軍力を圧倒することは、例えそれが弱い海軍であったとしても、その海軍の本拠地に近い海域では、簡単な芸当ではない。従って、優位はインド海軍にある。インド亜大陸はインド洋に突き出ており、ベンガル湾とアラビア海という潜在的な戦場に隣接している。この地理的位置は内線の利点を拡大する。更に、マラッカ海峡への西側の出入り口を扼するアンダマン・ニコバル諸島は、インドの主権下にある。この諸島は、ミサイル、航空機及び艦艇によって適切に要塞化されており、東から西への中国海軍の進出に対する障壁を成している。従って、地理的環境は、インド海軍にとって、中国海軍の量的優位に対する大いなる相殺効果を持ち得る。ニューデリーは、戦略的效果を確保するために、地理的特徴を活用した独自の接近阻止/領域拒否 (A2 / AD) 戦略を計画すること

ができる。結局のところ、インド海軍は、中国との海戦において量的劣勢に重圧を感じることはないであろう。中国海軍の司令官は、隷下の戦闘艦隊全てを遠征軍として派遣することはできないであろう。何故なら、そうすれば、中国の玄関口において強力な日米艦隊に本拠地が危険に晒されるからである。

- (5) 要するに、中国の指導者は、競合するコミットメントを上手く調整し、最も重要な戦域に適切に資源を配分する一方で、重要性において劣る戦域にどう対応するかである。インド洋は中国にとって重要な戦域で、エネルギーの純輸入国として中国の輸入原油の多くはペルシャ湾経由である。北京は、この地域を重要な国益と見なしており、それ故に、膨大な投資を伴う BRI を推進しているのである。問題は、これら 2 つの戦域におけるリスクと資源の配分である。中国軍は、中国海軍がインド海軍と遠隔海域で戦闘しながら、北東アジアで衝突する可能性のある米海軍と日本の自衛隊に対して、実際に決定的な優位を持っているのか。それは疑問である。この場合、戦略的な見通しは非常に曖昧なものである。インド海軍との戦闘は、中国にとって必然的に潜在的な危機に発展する。北京はほぼ確実に、本拠地で警戒態勢を維持しながら、インド洋での戦闘のために中国海軍が割き得るあらゆる戦力を派遣するであろう。中国の指導部は、本拠地でのリスクを最小限に抑えながら慎重に資源を割り当てなければならない。従って、中国海軍全体ではなく、南アジアへと進出する中国海軍の戦力に対処することができるかどうか、中印海戦におけるインド海軍の戦闘能力の判断基準となる。更に、海戦はもはや海軍戦力だけではないことにも留意しなければならない。中国軍は、戦域に向かう米軍やアジア諸国の軍隊を射程圏内に置く、多くの陸上配備兵器を保有している。一方で、インド軍も、沿岸域の戦術航空機やミサイル兵器の射程範囲内で戦う場合、同じように中国軍を危険に晒すことができる。インド空軍は、インドにとってもう 1 つのシーパワーとなる。要するに、もしインドが全てのアセットを意のままに有効に投入できれば、インド軍は、中国海軍の遠征戦力を散々な目に遭わせることが可能であろう。
- (6) 以上のことは、中国軍の司令官や政治指導者を躊躇させる要因となろう。海洋遠征作戦は中国の伝統的な軍事戦略から逸脱するものであることに、留意しなければならない。中国が西太平洋で展開する接近阻止戦略は、毛沢東の戦法と合致している。それは、中国の領土を侵略する強い敵との戦闘で、形勢を逆転するために策定された戦略的防衛戦法である。遠洋作戦ではこの立場が逆転する。インド海軍に対処するには、戦略的攻撃を遂行し、戦闘を防御側の領域で進めなければならないのは、中国の方である。攻勢作戦は全く異なる挑戦であり、1979 年の悲惨な結果に終わったベトナム侵攻以来実施したことがなく、中国軍が攻撃的軍事行動を遂行するための方法を策定しているかどうかは現在のところ不明である。
- (7) では、2020 年の中印海軍戦争では誰が最終的に勝利するのであろうか。それは接戦 (a close-run thing) になると見られる。数的優位は中国側にあるが、インドの味方には、まず地理的優位があり、航空機やミサイルから陸上配備のシーパワーがあり、そして日本やアメリカなどの暗黙のパートナー諸国が含まれる。結局のところ、中国にとって容易な戦いではあるまい。

記事参照：Who Will Win the Great China-India Naval War of 2020?

8月10日「米海軍、トランプ政権下で3度目の『航行の自由』作戦実施」(Reuters.com, August 10, 2017)

米海軍当局者が匿名を条件に明らかにしたところによれば、米海軍ミサイル駆逐艦、USS *John S. McCain* (DDG-56) は8月10日、中国が人工島に造成した、ミスチーフ礁(美濟礁)の12カイリ以内の海域を航行する、「航行の自由」(FON)作戦を実施した。今回のFON作戦は、トランプ政権下で3回目である。中国国防部によれば、中国海軍の2隻の戦闘艦が追跡し、米艦に退去を勧告した。米国防省は、年次報告書で当該年のFON作戦の実施について報告しているが、特定のFON作戦について言及していない。

記事参照：U.S. destroyer challenges China's claims in South China Sea

8月24日「中国の超静粛化潜水艦、米は追跡できるか 米海大教授論評」(The National Interest, August 24, 2017)

米海軍大学教授 James Holmes は、米誌、The National Interest の Blog に、“How China Could Trick (and Sink) the U.S. Navy With Ultraquiet Submarines”と題する論説を寄稿し、中国海軍が潜水艦推進システムで技術的ブレークスルーを達成したといわれるが、このことが米海軍にとって意味するところについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国海軍の電磁システムの専門家、馬偉明少将は最近、中央電視台テレビで、次期原子力潜水艦に推進軸のないリムドライブ・ポンプジェット (shaftless rim-driven pumpjet) を装備すると述べ、中国の技術者は「同種技術を開発中のアメリカよりもずっと先に進んでいる」と自慢した。もしこの技術が実用化されれば、中国海軍は、創設以来悩まされてきた技術的、戦術的な弱点を克服できよう。米海軍の潜水艦乗りは長い間、ソ連や中国の潜水艦は雑音が大きく、容易に探知できると揶揄してきた。中国海軍の潜水艦は冷戦後も長く後れを取ったままであったが、超静粛型の推進装置は、米海軍の音響上の優越に終わりを告げ、中国海軍の前に新たな作戦上、戦略上の展望を開くものであり、米中間の戦略的抗争を一層厳しいものにしよう。
- (2) リムドライブ・ポンプジェットは電氣的に駆動される「推進装置」で、エンジン装置を簡単にし、静粛化する。従来の技術は駆動系列の各部を繋ぐ歯車が使用され、蒸気が高速タービンの内部機構を回転させるが、タービンの回転は、主推進軸にもプロペラにも高速すぎるため、従来の機関には「主減速歯車」が装備されており、この歯車は雑音源となっている。他方、ポンプジェットの技術は、歯車を不要とし、機関を単純化し、従って静粛化される。ポンプジェットはまた、キャビテーションを削減する。キャビテーションは雑音を発生し、敵のソナーマンが聴知するかもしれない。そして、雑音は敵の対潜部隊に警報を発し、対潜部隊が雑音の発信源を発見し、追尾し、ターゲティングするのを助ける。この新しい技術の魅力はキャビテーションを抑えることにある。リムドライブ・ポンプジェットは中国海軍にとって福音となろう。中国海軍は、この新式の推進システムが実用化されれば、何よりもまず弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN) に装備するであろう。中国海軍は既に、相当数の通常型攻撃潜水艦 (SS) を運用しており、これらの SS は接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 任務を遂行する。SS は、静粛化した攻撃型原子力潜水艦 (SSN) によって次第に代替されることになる。一方、中国海軍初の実戦的 SSBN の配備は目前に迫っている。
- (3) 中国海軍は SSBN をどのように運用するであろうか。かつてのソ連海軍が半閉鎖性の海域を SSBN の防護された聖域としたように、中国海軍は、南シナ海を SSBN の「聖域」と見なして

おり、そこに展開させることになる。中国海軍の Type 094 SSBN と後継のポンプジェット装備の SSBN は、海南島の潜水艦基地を出港し、南シナ海で潜航し、地上配備のミサイルと航空機の覆域下にある中国の「近海」に侵入する敵海軍に立ち向かう。あるいは、もし中国共産党指導部が核弾頭を搭載する SSBN 艦長に近海の外への進出を承認することに不安を感じなければ、ルソン海峡（台湾とフィリピンルソン島との間）は中国の SSBN の西太平洋への便利な進出路となる。ルソン海峡には、水深の深い太平洋への主要航路であるバシー海峡がある。しかも、ルソン島と台湾南部の気象は、しばしば航空機による対潜戦には不利に働く。バシー海峡を潜航移動する潜水艦は、層深直下を航行することでその所在を秘匿することができる。要するに、超静粛化した SSBN は、南シナ海、そしてその外側の西太平洋にも展開できるであろう。

- (4) 中国海軍の指揮官達にとって、超静粛化攻撃型潜水艦も垂涎的であることは疑いない。彼らは、新しい SSN、恐らく開発中の Type 095 を米太平洋艦隊に対する接近阻止防衛に投入するであろう。例えば、中国海軍はハワイあるいは米西海岸からの接近路沿いに SS と 1 世代前の Type 093 SSN による哨戒線を構成し、優速で静粛な Type 095 は哨戒艦の前方で「前衛」として行動するであろう。SSN は、中国艦隊のその他の部隊と地上配備の防衛部隊に対し敵情を伝えるとともに、西に向け航行する米太平洋艦隊の脇腹に小刻みな攻撃をしかける、あるいは更なる攻撃のために米艦隊を哨戒線の方に誘い込むかもしれない。
- (5) 静粛化の進んだ SSN の出現によって、中国海軍は、かつて米ソの潜水艦同士の戦いに似た、潜水艦対潜戦を遂行するようになる。今日まで、米海軍の *Los Angeles* 級や *Virginia* 級 SSN と同程度の潜水艦を保有していなかったため、中国海軍は、潜水艦部隊を主として対水上艦艇攻撃戦力として運用してきた。対照的に、米海軍の潜水艦乗りは、最良の対潜兵器は潜水艦であるというであろう。もし中国の潜水艦が十分静粛に行動でき、十分に鋭敏なセンサーを装備するようになれば、潜水艦対潜戦を選択肢とするようになるかもしれないし、あるいはまた対水上艦攻撃任務を重点としつつも、対潜戦を作戰項目に追加することになるかもしれない。いずれであれ、中国海軍の潜水艦運用は極めて攻撃的なものになるであろう。中国海軍の潜水艦部隊は、敵潜水艦を探知し、上手くいけば初めて米海軍にとって容易ならざる手段で中国の接近阻止防衛を深海で展開することになる。米潜水艦部隊は、アジア海域を気ままに行動することは最早できないであろう。実際、もし米中両国の潜水艦が隠密性において同等であれば、米中潜水艦同士の追いつ追われつされる事態が現出することになる。これは危険な事態である。潜水艦が近距離においてしか相手を探知、追尾できないとすれば、対応の時間は最小となる。潜水艦同士が接近することは、衝突やその他の事故、あるいは不注意による交戦の可能性さえも増大させる。両国海軍と政治指導者は、深海における至近距離での潜水艦同士の遭遇をどのように管理するか事前に考えておかなければならない。
- (6) リムドライブ・ポンプジェット装備の SSN の出現によって、中国海軍は初めて、南シナ海やインド洋の縦深海域における潜水艦の常続的プレゼンスを維持する能力を持つことになる。最近、中国海軍の SS が「遠海」に進出しているが、SS は燃料補給のため定期的に何処かに寄港しなければならない。これによって、潜水艦の存在が露呈される。一方、SSN は、食料や補給品が尽きるまで、海に、そして海中に留まることができる。SSN の滞洋期間を規制するのは、機関ではなく、乗組員ということになる。インド海軍は、インドの裏庭のインド洋への中国海軍の進出に神経をとがらせており、インド洋を行動する中国のハイテク SSN の含意を十分に承知している。隠れるものと狩り立てるものとの抗争は、ついにインド洋に達することになる。

- (7) 新しい推進技術は中国が海上優勢を獲得する時代の先触れではないが、米海軍潜水艦は、中国海軍の潜水艦を米潜水艦に捕食される餌食としてではなく、米潜水艦を狩り立てることができる相応の敵と考えるべきである。米潜水艦部隊は、海中での同等の抗争相手と対峙するという、新しい現実に適合していかなければならないであろう。

記事参照：How China Could Trick (and Sink) the U.S. Navy With Ultraquiet Submarines

9月11日「中国の武器輸出戦略の狙い」RSIS 専門家論評〔RSIS Commentaries, September 11, 2017〕

シンガポールの S.ラジャラトナム国際学院 (RSIS) 准教授 Michael Raska は、9月11日付の RSIS Commentary に、“Strategic Contours of China’s Arms Exports” と題する論説を寄稿し、増大する中国の武器輸出の戦略的狙いについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 過去 10 年の間に、中国は、地政学的な付帯条件なしで、安いコストに加えて、妥当なサービスとアップグレード込みの一括輸出契約によって、大口の武器輸入国から主要な武器輸出国への転換を加速してきており、今や世界の主導的な武器輸出国の 1 つになりつつある。SIPRI の最新のデータによれば、中国の主要武器の輸出は 2012 年から 2016 年にかけて 74% 増加し、世界武器輸出の占めるその割合は 3.8% から 6.2% に増加し、アメリカとロシアに次ぐ世界で 3 番目の輸出国となっている。中国の武器輸出の地理的な拡がりを受領国も増加しており、中国は 2012 年から 2016 年にかけて 44 カ国に武器を輸出し、その内 60% 以上がパキスタン、バングラデシュ及びミャンマー向けで、22% がアフリカ諸国向けであった。一方で、中国の武器輸入依存度は低下してきており、2012 年から 2016 年の間に 11% 減少し、2000 年代初頭には群を抜いて世界最大の武器輸入国であったが、この間に 4 位にまで下がった。しかしながら、中国は、J-10 戦闘機や FC-1 戦闘機に搭載のロシア製 Al-31FN や RD-33 エンジンなど、航空宇宙エンジンを含む重要な武器システムや先進的な部品は依然、輸入に依存している。例えば、中国の武器輸入の 30% が航空機エンジンで、ロシア (57%)、ウクライナ (16%) 及びフランス (15%) から輸入した。
- (2) 世界的な武器市場における中国の増大するプレゼンスは、新しく比較的先進的な武器や軍事技術を製造する、中国の防衛、科学、技術、イノベーション及び産業基盤の相対的進歩を反映している。中国は、イノベーションに対する牢固な障壁を克服するために軍民統合を活用しながら、技術移転と武器輸入に対する外国依存を軽減するために国産イノベーションを育成することによって、グローバルな軍事技術の最先端基盤に追いつくことを目指してきた。その結果、輸出向けの中国製武器のカタログは、1990 年代後半の古典的な品目と比べて、特に航空宇宙などの分野で大幅な進歩を示している。中国の第 4 世代の 2 種の航空機、FC-1/JF-17 (パキスタンとの共同開発) 及び J-10 は量産段階に入った。新型の戦闘練習機、第 5 世代戦闘機 (J-31)、ミサイルシステム (対艦、対戦車、携帯式)、SAM (HQ-9)、レーダー、輸送機 (MA60、Y-20)、ヘリコプター、無人航空機、新型バージョンの Type 90 戦車 (VT-3、VT-4、VT-5)、新世代の軽装甲車 (VN-4)、自走式及び牽引式迫撃砲、多連装ロケット砲、トラック、艦艇 (Type 053、054A、056)、及び潜水艦 (S26T /Type 039A) など、国際航空宇宙、防衛市場での中国のプレゼンスも高まってきている。
- (3) 中国は、ロシアや西側の武器輸出国との技術的なギャップを縮小し、新世代の軍事技術を以て、サウジアラビア、モロッコ、ベネズエラ、エクアドル、ペルー、メキシコ、ナイジェリア、ケ

ニア、タイ、インドネシア及びカザフスタンを含む、新しい市場に参入することができた。そうすることで、中国の現在の武器輸出戦略は、多方面で先行国と「競争する」方向を指向している。ラテンアメリカ、アフリカ及び中央アジアの発展途上諸国において、中国は、西欧諸国の影響力を相殺しつつ、ロシアに替わる武器輸出国として自国を位置づけようとしている。中国の武器輸出業者は、武器輸出契約の金銭的条件を交渉する際に柔軟な対応をすることで、価格面で他国と競争する。しかしながら、同時に中国は、例えば東南アジアなど、中国の国益にとって不可欠な地域では、戦略的依存関係を構築するためのパワーと影響力を行使する外交政策の手段として、武器輸出を活用している。

- (4) 東アジアでは、「軍備競争」が加速している。中国の防衛産業能力は、人民解放軍を、完全に「情報化された」戦闘部隊—即ち、持続的な統合作戦、戦争以外の軍事作戦、国境を越えた核心的な国家安全保障利益を護るための中国の戦略的抑止力に関連した任務を遂行できる戦闘部隊—への転換を加速させることが可能である。同時に、中国は、軍事技術の発展と武器輸出先の拡大を通じてだけでなく、より重要なのは、地理的に異なる地域での戦略的提携と勢力均衡の輪郭に影響を及ぼす戦略的選択を通じて、軍備競争の方向性とその性格を形成する能力を高めている。その結果、この地域の2つの大国（中国と日本）による優位を目指す現在進行中の抗争、朝鮮半島の将来、東シナ海と南シナ海における領有権紛争に見る域内抗争、そして恐らく最も重要な、長期的な域内における戦略的抗争の輪郭と米中間の抗争は、北京の地政学的、経済的野心との結び付き強めた、中国の防衛産業戦略と武器輸出戦略がもたらす結果によって、左右されることになろう。

記事参照：Strategic Contours of China's Arms Exports

2. インド洋・太平洋地域

7月12日「北京、仲裁裁定後に南シナ海政策を変更か 英専門家論評」(NIKKEI Asian Review, July 12, 2017)

英王立国際問題研究所連携研究員 Bill Hayton は、7月12日付の Web 誌、Nikkei Asian Review に、“Beijing changes tack after South China Sea ruling”と題する論説を寄稿し、2016年の南シナ海仲裁裁判所の裁定は北京を激怒させたものの、その後の中国の行動にはある種の変化が見られるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、1年前の2016年7月12日の南シナ海仲裁裁判所の裁定で法的に大敗を喫した。劉振民外務次官は裁定直後のブリーフィングで、この裁定を2度にわたり「紙屑にすぎない」と評し、「執行されることはない」と述べた。ところが1年が経ち、中国は裁定によって様々な面で拘束を受けつつある。
- (2) 裁定は中国の「9段線」を法的根拠なしとして退けたが、中国は、裁定を遵守しておらず、5月1日には1995年以降毎年実施している南シナ海北部に3カ月半の漁業禁止期間を設定した。これは水産資源保護には貢献するかもしれないが、広大な海域に一方的な規制を課すこと自体、裁定違反である。他方、南方海域では、満潮時水面下に没するミスチーフ礁（美濟礁）に対する中国の占拠が続いており、同礁をフィリピンの大陸棚の延長であるとした裁定に違反してい

る。中国は、ミスターフ礁に広大な海軍基地と滑走路を建設しており、引き続き裁定の当該部分に違反し続けるつもりようだ。しかし、中国当局の行動には、そのレトリックはどうか、変化の兆しも見られる。例えば、裁定から 3 カ月後の 2016 年 10 月、北京は、フィリピン西部のスカボロー礁（黄岩島）周辺海域におけるフィリピン漁船とベトナム漁船の操業再開を認めた。中国海警局の巡視船が未だに礁湖の入り口を封鎖しているものの、漁船は周辺の豊かな漁場で操業することができる。現状は完璧とはいえないが、中国も妨害行為をしているわけではない。更に重要なことは、仲裁裁判所裁定は中国とフィリピンのみを拘束するものであるが、中国のベトナムに対する行動も改められたことである。中国が 2014 年に石油掘削リグをベトナムが領有権を主張する海域に設置した時、ベトナムでの反中暴動を誘発させるという政治的失態を演じ、北京の地域外交は一敗地に塗れた。以後、中国の石油掘削リグは危険な行動を起こしてない。

- (3) 仲裁裁定は長文かつ複雑であるが、その要諦は 2 つ、①「9 段線」は海洋資源に対する合法的な要求を可能にするものではないこと、②係争海域南方の南沙諸島やスカボロー礁が「島」の要件を満たすものではないことである。これらは、自然状態において人間が恒久的な生活を営むことができないことから、EEZ を生成する根拠たり得ないのである。換言すれば、仲裁裁定は、中国が南沙諸島の如何なる環礁や、あるいはスカボロー礁の周辺 12 カイリ以遠の海域では、漁業や石油、天然ガスに対して如何なる権利も有していない、との判断を明示しているのである。中国当局は、この裁定を受け入れていないように思われる。何故なら、中国当局は依然として、南沙諸島においてフィリピン漁船を妨害したり、脅かしたりしているからである。筆者（Hayton）がインタビューしたフィリピン漁民は、2016 年末の係争海域における中国海警局巡視船との緊迫した接触について語ってくれた。彼によれば、巡視船の乗組員はある英単語（"F" から始まる単語）のみを繰り返し使い、フィリピン漁民の食料用である少量の魚まで船外に投げ捨てたという。更に重大な事件としては、中国海警局所属と見られる船舶が 3 月 27 日に、中国が人工島に作り替えたガベン礁（南薰礁）周辺海域でフィリピンのトロール船に発砲した事案があった。これは死者を出しかねない事案であったが、仲裁裁定に正面切って違反するものではなかった。発砲現場は未だに特定されていないが、仲裁裁定で「岩」（抄訳者注：従って 12 カイリの領海を有する）とされたガベン礁の 12 カイリ以内で起きたことであれば、当該「岩」に領有権を主張する国家の領海内ということになる。もっとも、仲裁裁判所はどの国家（中国、フィリピンあるいはベトナム）がガベン礁に対する正当な領有権を有するかを判定しておらず（抄訳者注：仲裁裁判所は領有権を判断する権限を有しない）、中国は、こうした一連の行動を、自国の領海を護る権利の範疇にあると主張することも可能である。
- (4) 中国の言動から、北京が南シナ海に対する全般的な法的見解を密かに修正したと判断できる、明確な兆候が読み取れる。オーストラリアの研究者 Andrew Chubb は、中国の新見解を概説した 2016 年 7 月の中国メディアの重要記事に注目している。当該記事は、中国共産党の法律専門家によって執筆されたもので、以下の 3 点に関する中国の主張について新たな見解が示されている。即ち、1 つは「9 段線」内のあらゆる岩や環礁に対する領有権の主張、2 つは「近接する（"close-together"）」群島（即ち、南沙諸島内の小規模な海洋自然地形群）を取り囲む線内の海域に対する「歴史的権利」主張、そして 3 つは中国の伝統的漁場となってきた海域における漁業資源に対する非排他的な権利主張である。あらゆる岩や環礁に対する領有権の主張は、他の領有権主張国のそれと係争対象になっていることは明白だが、少なくとも共通に理解されてい

る国際法の慣習に従ったものである。しかしながら、2つ目と3つ目に関しては、中国以外のほとんどの専門家は、国連海洋法条約（UNCLOS）に違反していると見ている。1973年から1982年にかけて行われたUNCLOSを巡る交渉の核心は、まさにこのような「歴史的」主張を排除することにあった。なお、中国は1996年にUNCLOSに加盟している。

- (5) とはいえ、中国の新見解は、UNCLOSの遵守、そしてそれに基づく仲裁裁定の遵守に向けた大きな一歩であるように思われる。最も重要なことは、UNCLOSが、南シナ海の広大な海域における他国の操業や資源掘削に対して、中国が反対する論拠を排除していることである。既にベトナムは、巧みにこの点を突いて、自国が主張するEEZ内の南東端においてTalisman Vietnam社に石油掘削の認可を与えている。他方、フィリピンのドゥテルテ大統領は5月にメディアに対して、南沙諸島とフィリピンのパラワン島の間にあるリード・バンク（礼楽礁）の大規模な天然ガス田の掘削に対して、もしマニラがこれを認可した場合には「戦争」になるだろうと、中国の習近平国家主席から警告を受けたことを明らかにした。こうした脅迫は、仲裁裁定のみならず、中国の領有権主張に対する新見解にも違反していると思われる。ベトナムがかかるリスクを負う覚悟をしているにもかかわらず、何故フィリピンにその覚悟がないのか、ドゥテルテは内省すべきかもしれない。
- (6) 全体として見れば、中国は、「9段線」内のあらゆる岩や環礁の正当な領有権者であるとする自国の正当な地域秩序ビジョンを、共通に理解されている国際法の規範の下にはめ込もうとしているように思われる。中国は、仲裁裁定を深刻に受け止めており、「紙屑」とは全く考えていない。中国が裁定を完全に遵守するには未だしの感があるが、それを意図的に蔑ろにしていないことは明らかである。次に何が起こるかは、フィリピンや他の域内諸国、そして国際法の規範を尊重する世界の国々が、紛争の平和的な解決に向けて手を尽くせるかどうかにかかっている。

記事参照：Beijing changes tack after South China Sea ruling

7月14日「インドネシア、ナトゥナ諸島のEEZ北限指定」(Reuters.com, July 14, 2017)

インドネシア海洋問題省海洋主権担当次官は7月14日、南シナ海のナトゥナ諸島由来のEEZ北限の境界を、新たな公式地図で指定した。このEEZの北限境界は、中国のいわゆる「9段線」の南限と一部重複している。インドネシアは南シナ海領有権紛争の当事国ではないが、ナトゥナ諸島周辺海域における漁業権を巡って中国と争ってきており、この1年半の間、この海域における軍事プレゼンスの強化に努めてきた。インドネシアは、このEEZ北限海域で石油、天然ガスの掘削を行っている。インドネシアの海洋法専門家は、この指定は法的効力を持たず、政治的、外交的メッセージに過ぎないが、「インドネシアによる主権誇示の重要な措置と見なされるであろう」と指摘している。

記事参照：Asserting sovereignty, Indonesia renames part of South China Sea

Photo: Indonesia's Deputy Minister for Maritime Affairs Arif Havas Oegroseno points at the location of North Natuna Sea on a new map of Indonesia during talks with reporters in Jakarta, Indonesia, July 14, 2017. Beawiharta

7月28日「南シナ海におけるベトナムの戦略 豪専門家論評」(East Asia Forum, July 28, 2017)

豪ニュー・サウス・ウェールズ大学名誉教授 Carlyle A. Thayer は、7月28日付 East Asia Forum に、「Vietnam's strategies in the South China Sea」と題する論説を掲載、南シナ海仲裁裁定後のベトナムの戦略について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国とフィリピンが南シナ海仲裁裁判所による 2016 年 7 月 12 日の裁定を遵守しておれば、以下の 4 つの仲裁裁定の内容から判断して、ベトナムにとって益するところが大きかったであろう。
- a. 第 1 に、裁定は、南シナ海における歴史的権利、主権的権利及び管轄権を包摂する中国の「9 段線」主張を国連海洋法条約 (UNCLOS) に反するものであり、「法的根拠がない」としたこと。更に、裁定は、中国が UNCLOS の規制の限度を超えて主張する「如何なる歴史的権利、主権的権利及び管轄権」も UNCLOS に反するとした。
 - b. 第 2 に、裁定は、南沙諸島の如何なる海洋自然地形にも国際法で示される島の要件を満たすものはないとしたこと。従って、これらの地形を基点として 200 カイリの EEZ を設定することはできない。
 - c. 第 3 に、裁定は、体当たりや高压放水銃を使った中国の海洋法令執行船舶の行動は UNCLOS に規定する義務に違反しているとしたこと。更に、中国の海洋法令執行船舶は、商業石油開発活動を妨害し、不法な禁漁期間を課し、中国漁船による不法操業を阻止せず、他方で他国漁民がその伝統的漁場で操業するのを妨害するなど、主権的権利を脅かしたとしたこと。
 - d. 第 4 に、裁定は、人工島を造成し、一方で他の沿岸諸国と海洋環境の保全に協力しなかったことで、中国は南シナ海の海洋環境の保全義務に違反したとしたこと。
- (2) こうした仲裁裁定の内容から判断して、もし中国が裁定を受け入れておれば、中国とベトナムとの間の南シナ海における紛争要因のほとんどは解決されたであろう。更に、中国による海洋環境破壊を阻止するための地域協力の道が開かれたであろう。しかしながら、ベトナムは、仲裁裁定を法的梃子として振りかざすことをせず、むしろ裁定に言及することを避けることで、他の ASEAN 諸国と歩調を合わせた。ベトナムは、裁定に言及することが中国の外交的怒りを買うことを熟知している。もっとも、ベトナムは、完全に沈黙していた訳ではなく、南シナ海におけるベトナムの海洋権限主張を護るために、以下の 4 つの戦略を追求している。
- a. 第 1 に、ベトナムは、中国に対して「協調と抗争」の 2 面戦略を追求している。この戦略には、中国に対する信頼できる軍事抑止力を構築するための海、空軍戦力の増強など、南シナ海における自国の海洋権限主張を強化する措置が含まれている。例えば、2016 年には、海上監視能力増強のためにチュオンサ島 (南威島、スプラトリー島) の滑走路を拡張した。更に、幾つかの占拠海洋自然地形にイスラエル製のロケット砲を配備していると報じられている。また、中国情報によれば、中国が造成した人工島周辺海域でベトナム特殊部隊の潜水員が活動していると言われる。一方で、ベトナムは、アメリカ、スペイン及びインドの石油企業と共同で南シナ海の石油開発を促進している。
 - b. 第 2 に、ベトナムは、南シナ海問題に関して、中国との間で実務レベルや政府間レベルなどで話し合っている。同時に、ベトナムは、この地域における中国の行動に対して外交的抗議や公式発言などで率直に物申してきた。
 - c. 第 3 に、ベトナムは、南シナ海における中国との海洋紛争に対して、ASEAN 諸国と統一歩調をとることに努めてきた。しかし、ASEAN の全会一致原則によって、各種声明はトーンダウンしたものとなっている。例えば、4 月のマニラでの ASEAN サミットにおける議長声明では、南シナ海に関する言及が前回の 8 項目から 2 項目に減っている。
 - d. 第 4 に、ベトナムの指導者は、南シナ海問題に関して、日本、インド及びアメリカからの支持声明を取り付けてきた。これら諸国の声明は、国際法規に従った武力による威嚇またはその使用を排除した紛争の平和的解決とともに、航行と上空の飛行の自由、そして海洋の合法

的利用に対する支持を表明している。例えば、5月のワシントンでの米越首脳会談後の共同声明は、全ての関係当事国に対して、紛争解決に当たって国際法の遵守を求めるとともに、緊張を煽る行動の自制を求めた。

- (3) 中国とベトナムの間に差し迫った敵対関係があるようには見えない。両国は、ASEAN と中国間の法的拘束力を持つ南シナ海行動規範に関する討議などを通じて、2 国間あるいは多国間の外交努力を追求している。南シナ海行動規範が実現し、履行されるようになれば、仲裁裁定では解決できなかった、南シナ海におけるベトナムと中国の摩擦要因の一部が緩和されるであろう。

記事参照：Vietnam's strategies in the South China Sea

8月1日「マレーシア、ジョホール州沖の岩礁に海洋基地開設」(Channel News Asia.com, August 5, 2017)

マレーシアは8月1日、ジョホール州沖の岩礁、Middle Rocks に海洋基地を開設した。この基地の名称は Abu Bakar Maritime Base で、316メートルの栈橋とその両端に建造物、そしてヘリパッドを持つ。この基地は、ジョホール州沖約 7.9 カイリ、シンガポール領に属する Pedra Branca から 0.6 カイリの位置にある。この基地は軍と海洋法令執行官庁、そして漁業関係者が利用でき、ジョホール州によれば、「この基地は、マレーシアの主権下にある領土、領海を護るとともに、周辺海域の海洋科学調査の基地ともなるものである。」(抄訳者注：国際司法裁判所は 2008 年 5 月 23 日の判決で、マラッカ・シンガポール海峡の東の出入り口にある Pedra Branca、Middle Rocks 及び South Ledge の 3 つの岩礁群の帰属について、Pedra Branca をシンガポール領、Middle Rocks をマレーシア領、そして South Ledge (低潮高地) についてはこの岩礁が所在する海域を領海とする国に属するとした。)

記事参照：Malaysia opens new maritime base at Middle Rocks, near Pedra Branca

Photo: Malaysia's Abu Bakar Maritime Base at Middle Rocks, near Pedra Branca

8月1日「マレーシア、ジョホール州沖の岩礁に海洋基地開設」(Channel News Asia.com, August 5, 2017)

マレーシアは8月1日、ジョホール州沖の岩礁、Middle Rocks に海洋基地を開設した。この基地の名称は Abu Bakar Maritime Base で、316メートルの栈橋とその両端に建造物、そしてヘリパッドを持つ。この基地は、ジョホール州沖約 7.9 カイリ、シンガポール領に属する Pedra Branca から 0.6 カイリの位置にある。この基地は軍と海洋法令執行官庁、そして漁業関係者が利用でき、ジョホール州によれば、「この基地は、マレーシアの主権下にある領土、領海を護るとともに、周辺海域の海洋科学調査の基地ともなるものである。」(抄訳者注：国際司法裁判所は 2008 年 5 月 23 日の判決で、マラッカ・シンガポール海峡の東の出入り口にある Pedra Branca、Middle Rocks 及び South Ledge の 3 つの岩礁群の帰属について、Pedra Branca をシンガポール領、Middle Rocks をマレーシア領、そして South Ledge (低潮高地) についてはこの岩礁が所在する海域を領海とする国に属するとした。)

記事参照：Malaysia opens new maritime base at Middle Rocks, near Pedra Branca

Photo: Malaysia's Abu Bakar Maritime Base at Middle Rocks, near Pedra Branca

8 月 2 日「米トランプ政権の南シナ海戦略、必要な 5 本の柱 RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, August 2, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 教授 Joseph Chin Yong は、8 月 2 日付の RSIS Commentaries に、“US strategy in the South China Sea: Five Pillars for a proposed Trump plan” と題する論説を寄稿し、トランプ政権の南シナ海に対するアプローチには戦略的ビジョンが欠けており、そうした戦略には、①国際法、②抑止力、③報奨、④外交的関与、⑤ASEAN 重視—5 本柱が必要だとして、要旨以下のように述べている。

- (1) トランプ大統領の下でアメリカは混乱した大国となった。内政の混乱は政権が世界情勢を戦略的に検討する能力を蝕み、その結果、アメリカの指導的な立場が損なわれてきた。このことは、東南アジアにおけるアメリカの役割を検討するに当たって、南シナ海での「航行の自由」(FON) 作戦という目先の一事に論議が集中しがちな様子からも明らかである。確かに、FON 作戦はこの地域における増大した米海軍力のプレゼンスの重要な機能の 1 つではあるが、南シナ海のあちこちを米海軍戦闘艦が航行するだけでは戦略とはいえない。では、アメリカの包括的な南シナ海戦略は如何にあるべきか。以下は、アメリカの南シナ海戦略に必要な 5 本柱に関する若干の考察である。
- (2) 国際法を基盤とすべし：まず、米政権は、国際法で規定されるアプローチを活用すべきである。国際法は、FON 作戦の遂行や、南シナ海における領有権主張国が ADIZ (防空識別圏) を設定した場合における上空飛行の実施に当たって、法的根拠を提示してくれる。グローバルコモンズに対する妨害のないアクセスの重要性を強調する声明は、繰り返されるべきであり、必要とあれば行動によって裏付けられなければならない。同時に、ワシントンは、自国の国際法を巡る不誠実な歴史にも留意すべきである。アメリカは、未だに国連海洋法条約 (UNCLOS) に加盟していない。もちろん、アメリカは、少なくとも UNCLOS に関しては、その諸原則を概して忠実に遵守してきた。しかしながら、UNCLOS 未加盟という事実は、アメリカの道徳的な指導力や、アメリカが法に基づく国際秩序の神聖さに言及する場合における威光に、影を投げかけるものとなっている。当然ながら、中国は、こうしたアメリカの弱点を見逃すはずがない。
- (3) 抑止力と非軍事的手段：第 2 に抑止力である。2016 年 7 月 12 日の南シナ海仲裁裁判所の裁定以降、一部の専門家は、南沙諸島の海洋自然地形の法的地位が明確になったことから、もはや FON 作戦の必要性は薄れたとの見方を示唆してきた。こうした見方は全ての関係が仲裁裁判所の裁定を受け入れることが前提だが、事実はそうではない。加えて、この見方は、FON 作戦の抑止効果を軽視するものである。FON 作戦は、紛争当事国による軍事的手段の行使を抑止するには不十分だが、必要な政策ツールである。そのために、米海軍は、この地域において強力かつ十分に配慮されたプレゼンスを維持すべきである。しかしながら、抑止力は、FON 作戦や軍事的手段のみに限定されるべきではない。非軍事的手段も等しく重要である。従って、海軍力のプレゼンスは、経済的、外交的手段と併せて、アメリカが南シナ海の「軍事化」を批難しているというイメージを与えるようにしなければならない。特に、経済的なツールキットをもっと活用しなければならない。中国を凌駕するアメリカの経済力と技術的優位は、東南アジア諸国に対して重要な経済パートナーとしてのアメリカの信頼性を誇示するばかりでなく、地域の安全保障問題を巡る多国間協議におけるアメリカのもう 1 つの切り札ともなり得るものである。つまるところ、アメリカは、軍事的抑止力にしる、あるいは非軍事的抑止力にしる、南シナ海のどの紛争当事国に対しても、如何なる行動にも、それに伴う代価を強いる決意を明確に

しておかなければならない。

- (4) 自制に対する報奨：第 3 に報奨である。抑止を効果あらしめるためには、南シナ海での冒険主義に対しては代価を強いる必要がある一方で、行動の自制に対しても同様に明確な報奨が必要である。このための有効な手法は、目下進められている米中経済貿易関係の見直しといった取り組みと、例えば南シナ海問題をリンケージさせることである。このリンケージは、戦略的な形、即ち、一部の当事国が懸念するような南シナ海を切り札や交渉材料にすることではなく、むしろアメリカの国益を損ねたり、センシティブな主権問題に触れたりすることなく、南シナ海の現状を維持することに対して中国の報奨を与えるものである。しかしながら、このためには、トランプ大統領が現行の政策を転換して、一層高度で長期的視野に基づいた経済貿易政策を採用する必要がある。
- (5) 外交的関与：そして第 4 が外交的関与である。トランプ政権の高官は、東南アジア諸国のカウンターパートとの交流をもっと強化すべきである。外交的関与は、具体的な政策手法に関する重要な議論を通じて不安を払しょくする効果を発揮するであろう。残念ながら、トランプ政権の高官ポストの相当数が空席であることもあって、アメリカと地域諸国とのパートナーとの高官交流は目に見えて停滞している。
- (6) ASEAN 重視：最後に、アメリカは、南シナ海に対する如何なるアプローチも ASEAN の頭越しで進めることがないように留意すべきである。このことは、ワシントンがどのような南シナ海政策を立案するに当たっても、ASEAN 諸国との何らかの協議を行わなければならないということである。ワシントンは、こうした協議を東南アジア諸国と行うことによって、域外大国として地域安全保障問題に関心を持ち、関与していくというメッセージを発信していくことになる。

記事参照：US Strategy in the South China Sea: Five Pillars for a Proposed Trump Plan

9 月 1 日「南シナ海を巡る最近の動向：アメリカは影響力を失ったか 米専門家論評（その 1）」 (The Diplomat.com, September 1, 2017)

アジア太平洋問題の専門家で、ベトナム系米人で米海軍退役少佐 Tuan N. Pham は、9 月 1 日付の Web 誌、The Diplomat に、“The United States Has Not Lost the South China Sea” と題する長文の論説を寄稿し、幾つかの後退にもかかわらず、アメリカは南シナ海における影響力を失ったわけではないとして、要旨以下のように述べている。（この論説は 2 部構成である。【関連記事】はその第 2 部である。）

- (1) 南シナ海仲裁裁判所の裁定から 1 年後、中国は、裁定による法的、外交的衝撃から立ち直り、南シナ海の他の領有権主張国に対して高圧的な外交を再開し始めた。こうした動向は、この地域とアメリカにとって何を意味するのか。この 2 部構成の論説の第 1 部では、最近の動向に対する認識とその含意について論じる。
- (2) アメリカや他の国の専門家が最近の動向を分析し、その戦略的含意を評価しているが、彼らの評価は、この地域におけるアメリカの影響力の減退から、アメリカによる南シナ海の喪失まで、様々である。例えば、
 - a. 中国南海研究院の研究者は、最近の ASEAN の会合が減退しつつあるアメリカの地域的影響力を象徴するものであり、しかもその減退は絶対的にも、また中国のそれに比して相対的にもそうである、と指摘している。この研究者は、「東南アジアにおけるアメリカのソフトパワ

- 一による結びつきは、アメリカが考えているよりも皮相的で、儂いものである」ことをアメリカは理解しつつある、と述べている。
- b. また、英王立国際問題研究所連携研究員は、ベトナムが北京の脅しに屈して石油開発を中止したのは、中国の隣国が最早アメリカを後ろ盾として期待していないことを示している、と述べている。もしハノイがワシントンを後ろ盾と考えていたとしたら、北京を抑止でき、この地域におけるアメリカの信頼を強化できたであろう。反対に、ワシントンは、この地域が北京に靡くままに放置してきた。
- (3) 実際、アメリカは近年、特に一部の同盟国やパートナー諸国、そして地域機構に対する影響力を低下させてきた。その理由は様々だが、そのほとんどは、南シナ海を顕著な事例とする、地域覇権を巡る米中間の地政戦略的抗争に関連している。ワシントンは、南シナ海における中国の高压的な行動に対して、北京に配慮しながら、同時にバランスをとるという、曖昧な抑制的政策で対応してきた。前者は、中国を安心させるとともに、地域の現状を維持し、北京もそこから大きな利益を得てきた国際システムを受容する、協調的関係を北京に慫慂するものである。一方、後者は、ソフトパワーとハードパワーの統合による抑止力を通じて、地域秩序を作り替えないよう北京に思い止まらせることを狙いとするものである。当初、アメリカの政策は、協調的なものであったが、北京の行動がますます執拗になってきたことから、バランスを重視する抗争的なものになってきた。更に、中国が提唱する「新型の大国関係」に対するアメリカの対応は、多様で、時に混乱している。北京とワシントンの間には、「新型の大国関係」に対する認識と理解に相違がある。アメリカは、この関係を、抗争を管理し（不安定化を阻止し）、協調を強化する（安定化を促進する）方策として見ている。一方、中国は、これを、中国の新しい世界的な地位を認知し、核心的利益一領土保全と、その延長として南シナ海における海洋主権の主張一を尊重させるための枠組みと見なしている。
- (4) ベトナム、マレーシア、インドネシア、タイ及びシンガポールといった東南アジア諸国は、米中間の戦略的抗争による不確実性や不安定性の増大に対するヘッジを求める安全保障戦略を追求することによって、中国の侵略的行動に対応してきた。これら諸国は、①アメリカとのより強固な関係を追求し、②中国との良好な結びつきを維持し、③自国の軍事能力を強化し、④これら諸国間の安全保障協力を促進し、そして⑤紛争を管理し、米中抗争を緩和するために地域機構（ASEAN）や国際法（UNCLOS）に期待することで、彼らの安全保障上の懸念に対処している。これら政策の多くは、①アメリカのコミットメントと政策の継続性の不確実さ、②中国の近傍という地理的現実、そして③北京とワシントンの双方との良好な関係から得られる経済的利益によって、動機づけられている。結局、このことは、域内の多くの国がアメリカか中国かという選択を望まず、同時に北京に対抗する同盟形成と受け止められかねない、如何なる構想にも抵抗するという、地政学的状況を反映している。要するに、東南アジア諸国の指導者は、最近のアメリカの消極的で妥協的な姿勢に対応して、それぞれの対外政策を調整してきているのであり、ワシントンと北京による地域覇権を巡る抗争が続く限り、そうした姿勢を続けるであろう。
- (5) アメリカの影響力がある程度低下したとはいえ、南シナ海を喪失したわけではない。南シナ海は、如何なる再調整も一時的なものとする、流動的な状況にある。中国に有利な戦略的变化一①フィリピンの対外政策の変化、②マニラとワシントンが仲裁裁判所の裁定を活用できなかったこと、③マニラが議長を務めた一連の ASEAN 会合の結果、④北京とバンコックの関係強化、

⑤中国とラオス、カンボジアの緊密な紐帯、⑥アメリカの TPP からの撤退、⑦IMF の特別引出権バスケットへの人民元の追加、そして⑧中国経済の世界第 2 位への台頭—は、恒久不変のものではない。域内の雰囲気は、①マニラと北京の希薄な関係、②ハノイと北京との摩擦の拡大、③最近の AFR におけるハノイのアメリカ寄りの姿勢、④ハノイによる 2018 年の米空母寄港の受け入れ合意、⑤ジャカルタがナトゥナ諸島周辺海域を「北ナトゥナ海」と命名したこと、⑥日米豪 3 カ国連携の強化、⑦東京による東南アジア諸国への継続的な関与、⑧アクト・イースト政策によるニューデリーの東南アジアへの急速な接近、そして⑨中国経済の減速と国内問題に対する根強い懸念に見られるように、地政学的、経済的潮流によって常に変化するものである。従って、アメリカが南シナ海における戦略的イニシアチブを取り戻し、低下しつつある影響力を回復する機会は残っている。

- (6) 以上が、南シナ海における最近の動向とその戦略的含意に対する筆者 (Tuan N. Pham) の結論である。第 2 部では、アメリカが潮流を変え、南シナ海における戦略的イニシアチブを取り戻し、影響力を回復し、南シナ海の喪失を回避するための方法と手段を検討する。

記事参照 : The United States Has Not Lost the South China Sea

【関連記事】

「南シナ海を巡る最近の動向 : アメリカが影響力を回復するための方策 米専門家論評(その 2)」
(The Diplomat.com, September 4, 2017)

アジア太平洋問題の専門家で、ベトナム系米人で米海軍退役少佐 Tuan N. Pham は、9 月 1 日付の Web 誌、The Diplomat に、“The United States Has Not Lost the South China Sea” と題する長文の論説を寄稿し、前掲の第 1 部の論説を踏まえて、アメリカが潮流を変え、南シナ海における戦略的イニシアチブを取り戻し、影響力を回復し、南シナ海の喪失を回避するための方法と手段について、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカは、如何にして南シナ海における潮流を逆転できるか。ワシントンは、「実体的な」戦略的代償を北京に強いることができなければ (そしてアメリカ自身もそうすることによる戦略的対価を受容しなければ)、現在の潮流を長引かせる危険がある。以下は、そのための幾つかの方策と手段である。
- (2) 戦略的抗争に対する積極的な取り組み
 - a. 2 つの大国—支配的地位にある大国 (アメリカ) と台頭する大国 (中国) による地域戦略が競合し、相手の安全保障領域や経済領域に及ぶ時、その地政学的景観は摩擦度の高いものとなる。この抗争を恐れることなく、積極的に取り組むべきである。
 - b. まず、アメリカは、南シナ海を自国に直接に関わる戦略的問題として常に位置づけていくことで、中国に対してこれに従って行動するよう強要していくことである。南シナ海はアメリカの国益であることを北京に明確に伝えるとともに、南シナ海を米中間の「2 国間」問題とすることによって、北京に対して、その戦略を再考し、再調整させることができるかもしれない。単純化して言えば、北京に対して、自らの国益に照らして南シナ海かワシントンとの戦略的關係かの、いずれがより重要であるかの選択を迫るのである。従って、アメリカは、①更なる人工島の造成と軍事化反対、②南シナ海の現状変更のための武力の行使やそれによる威嚇に反対、③法的拘束力を持つ行動規範の実現、そして④国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づく EEZ 内での軍事行動の許容などについて、断固として、かつ首尾一貫して発言してい

かなければならない。

(3) アメリカが維持すべき関心と重点

- a. 今後何年間かを通じて、南シナ海における中国の威嚇的な行動に対する「最も効果的な対抗策、あるいは抑制策」は、①同盟国とパートナー諸国に対して再保証し、②決意とコミットメントを誇示し、③軍事態勢、能力及び即応力を強化し、④多国間及び 2 国間の貿易協定による経済的結びつきを維持し、そして⑤戦略的説話能力（輿論戦）で優位に立つために、ソフトとハードの抑止力（多国間外交、情報の支配、軍事力の展開や経済統合）を統合し、調整することに、アメリカの関心と重点を指向し続けることである。こうした一連の努力は、北京に最大の戦略的代償を強いることになる。
- b. この地域において、アメリカが安全保障パートナーとして引き続き好まれるであろうが、他方で、中国も、経済的パートナーとして選ばれつつあるであろう。米中間の摩擦が増大し、先鋭化するにつれ、何れの側を選択するかという大きな圧力を感じている域内諸国にとって、この複雑でダイナミックな関係におけるバランスの維持は、益々困難な課題となるであろう。従って、ワシントンは、現在の同盟国やパートナー諸国との関係を強化するとともに、ハノイやニューデリーとの新しい関係を構築する機会を視野に入れて、根気よくかつ優先的に、この地域とのより強い安全保障上の結びつきを追求するとともに、（政策の一貫性、決意そしてコミットメントにおいて）より頼りがいのあるパートナーであるように努めなければならない。
- c. 中国は、UNCLOS の加盟国であるが、しばしばその条項に違反してきた。対して、アメリカは、未加盟国だが、公海の自由、グローバルな通商活動そして国際的法の支配に関して、最も優れた優等生であった。今こそ、ワシントンは UNCLOS 加盟を真剣に検討すべきである。未加盟のままでは、北京は国際的規範に対するワシントンの誠実さに疑念を高めるだけである。
- d. 北京と張り合っていくためには、ワシントンは、中国が優位に立つ言論の場（輿論戦）に対する方針を変えなければならない。これまでのワシントンの声明は、しばしば北京の戦略的メッセージに単に反応するだけの防御的なものであった（時には、全く何もしなかった）。従って、アメリカは、先を見越してメッセージを発する主導権を握らなければならない。そして 6 月のシンガポールのシャングリラ対話におけるマチス国防長官のスピーチのように、攻勢に転じなければならない。
- e. アメリカは、南シナ海に対する中国の行き過ぎた海洋権利主張に挑戦するため、プレゼンスの展開や「航行の自由」作戦を継続しなければならない。もしそうでなければ、北京を一層大胆にすることになる。
- f. 中国の海洋戦略に対する最も効果的で持続的な対抗策は経済統合である。アメリカは、2 国間合意に向け前進し、TTP-11 を支援するか、あるいはアメリカが TTP 自体に復帰することを再考すべきである。

(4) 南シナ海仲裁裁判所の裁定の正統性に対する言動を伴った支持

- a. ワシントンは、北京に対して、国際システムに積極的に寄与する責任ある国際的なステークホルダーとして行動するよう懇請すべきである。そのためには、以下のアメリカの立場を繰り返し表明することである。即ち、①アメリカは、国家間の紛争は武力による威嚇やの行使によらず、かつ国際法に合致する方法で平和的に解決すべきであるとの原則を支持する。②アメリカは、海洋の自由の原則を支持する。③アメリカは、東シナ海と南シナ海における領

有権紛争に対しては何れの側にも与しないが、紛争は平和的に解決されるべきである。⑤領海と EEZ に対する主張は、海洋に関する国際慣習法に依拠すべきであり、従ってその基点は陸上由来でなければならない。南シナ海における主張は陸上由来ではなく、基本的に不備がある。⑥関係各国は、現状を変更し、平和と安全を危うくする挑発的あるいは一方的な行動を採ってはならない。アメリカは、大規模な人工島の造成と軍事化が平和と安全を求める域内の希望に沿うものとは見なさない。⑦アメリカは他の多く諸国と同様に、沿岸国が UNCLOS に基づいて自国の EEZ 内での経済活動を管轄する権利を有すると見なすが、EEZ 内における他国の軍事的活動を規制する権利については、これを有しないと考える。⑧他国の EEZ 上空の国際空域におけるアメリカの軍事的監視飛行は、国際法の下で合法であり、今後も継続していく。

- (5) ワシントン（とその同盟諸国）は、南シナ海における北京の過剰な海洋権利主張に挑戦し続けていかなければならない。ワシントンにとって、戦略的主導権を奪回し、この地域における影響力を回復し、そして南シナ海の喪失を回避する機会の窓は、間もなく閉じられるかもしれない。北京にとって、アメリカの引き続き消極的かつ妥協的姿勢は、自らの戦略的野望と戦略を妨害されず、また挑戦されることなく遂行することに対する、アメリカの暗黙の了解と同意を意味しよう。何故なら、アメリカのそうした姿勢は意図した選択であって、押しつけられた現実ではないからである。

記事参照：How America Can Keep From Losing in the South China Sea

9 月 10 日「インドネシア、中国の領有権主張に対抗 米紙報道」(The New York Times.com, September 10, 2017)

9 月 10 日付の米紙 The New York Times（電子版）は、インドネシアが最近、中国の領有権主張に対して強気の姿勢を見せているとして、要旨以下のように報じている。

- (1) 他の領有権主張国が南シナ海における中国の広範な領土的主張に対して手を拱いている中で、インドネシアは、ナトゥナ諸島の軍事力増強や海軍艦艇の配備を計画するなど、次第に強気な姿勢を見せ始めている。シンガポールの東南アジア研究所上席研究員 Ian J. Storey は、インドネシアは「既に南シナ海を巡る紛争当事国となっており、この現実を早く認識すべきである」と述べている。中国との係争海域はインドネシアの南シナ海北方の資源豊富な海域であるナトゥナ諸島海域に集中しており、同海域はベトナムの EEZ にも近接している。係争海域の一部を「北ナトゥナ海」と命名するに先立って、インドネシアは、2016 年からナトゥナ諸島における軍事力を増強し始めた。これには、大ナトゥナ島における大型艦艇の収容可能な軍港の拡張や、大型軍用機の発着陸可能な空軍基地の滑走路延長などが含まれる。
- (2) ブルネイ、マレーシア、フィリピンそしてベトナムといった近隣諸国とは違って、この数十年のインドネシアの公式政策は、インドネシアは南シナ海を巡る中国との紛争当事国ではないというものであった。しかしながら、インドネシアと中国は、ナトゥナ諸島を起点としたインドネシアの EEZ 内で、2016 年に 3 度にわたり小競り合いを演じている。中国外交部は、3 回目の小競り合いから間もない 2016 年 6 月に声明を出し、中国の「9 段線」内にはインドネシアの EEZ 内の「伝統的漁場」が含まれる、と初めて明言した。一方、インドネシアのウィドド大統領は、2014 年 10 月就任以来、自国を海洋国家と位置づけ、インドネシア水域における外国漁船の不法操業を一掃するよう関係当局に命じてきた。大統領は 2015 年の訪日中時の会見で、中

国の「9 段線」には国際法上の根拠がないと述べた。大統領はまた、3 回目の小競り合いからわずか数日後に、ナトゥナ諸島沖合の軍艦で閣議を開催した。専門家は、この行動を中国に対するウイド大統領の決意の表明と見ている。

- (3) インドネシア海洋問題省海洋主権担当次官は 7 月 14 日、大々的に記者会見を開き、「北ナトゥナ海」という新名称の発表や、2005 年以降初めてとなる国土地図を公開し、ナトゥナ諸島由来の EEZ 北限の境界を新たな公式地図で指定した。同次官は会見で、新地図が「天然資源の探査区域を明確に」示していると指摘した。同日、インドネシア国軍とエネルギー・鉱物資源省は、ナトゥナ諸島の EEZ 内における豊かな漁場や海洋石油、天然ガスの生産・探査活動の安全を確保するために軍艦を派遣するとの了解覚書に署名した。その際、国軍最高司令官は、海洋エネルギー探査及びその生産活動が「外国籍船舶によってしばしば妨害されてきた」と述べた。一部の専門家は、外国籍船舶とは中国船を意味すると見ている。インドネシア国防大学の専門家は、「北ナトゥナ海」と公式に命名したことによって、「インドネシアが間接的に領有権紛争の当事国になった」ことを意味する、と指摘している。2016 年の最初の小競り合いは中国海警局とインドネシア海洋省の巡視船だけが関係したものであったが、インドネシアは海軍力では中国海軍に太刀打ちできない。従って、専門家は、両国海軍によるインドネシアの EEZ 内での衝突は起こり得そうにもない、と見ている。
- (4) 一部の専門家は、中国がインドネシア国内における最大の投資国であり、かつ貿易パートナーでもあることを考えれば、ジャカルタが少なくとも公式に中国の領有権主張に挑戦するには限界がある、と見ている。とはいえ、ナトゥナ諸島を巡るインドネシアの強気の軍事的態勢やその他の動きが中国に対する警告メッセージであることは明白である。他方、オーストラリアの The Lowy Institute for International Policy 研究員 Aaron Connelly は、「こうした政策は、インドネシアを領有権主張国とするものではない」として、「インドネシアは、『9 段線』の法的正当性を認めておらず、従って、自国の EEZ と中国の『9 段線』覆域海域とは重複していないと主張している」と指摘している。また、彼は、「中国は『伝統的漁業権』を有すると主張しているが、これに対して、インドネシアは現在、法的に正当な手段で対処している。これは、中国に対抗するにはずっと効果的な方法だ」と評価している。インドネシアの The Center for Strategic and International Studies 上席研究員 Evan A. Laksmana は、「北ナトゥナ海」の命名が中国との紛争の引き金を引くことを意図したわけではないとの見方に同意しながらも、「インドネシアの新地図を裏付ける国際法上の根拠は明確であり、我が国はナトゥナ海域における中国の主張を認めない。また、自国の地図について、北京と交渉したり、同意を得たりしようとも思わない」と語った。

記事参照 : Indonesia, Long on Sidelines, Starts to Confront China's Territorial Claims

9 月 13 日「南シナ海における中国のグレーゾーン戦術に対抗する方法 RSIS 専門家論評」(The National Interest, September 13, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際学院 (RSIS) 研究員 Koh Swee Lean Collin は、9 月 13 日付の米誌、The National Interest (電子版) に、“Is There Any Way to Counter China's Gray Zone Tactics in the South China Sea?” と題する長文の論説を寄稿し、より小さく弱い国が中国の南シナ海におけるグレーゾーン戦術に如何に対抗するかについて、要旨以下のように述べている。

- (1) ドクラム高地の対立を巡る中印両国の緊張緩和の動きが、北京の高圧的な戦略に如何に対抗す

るかということについて教訓をもたらしたのは事実だが、跛行的とはいえ両国は核保有国である。北京との明白なパワーの非対称性という状況下にある、南シナ海における紛争当事国にとってはどうか。この地域は、インドのようなパワー・ツールやその他の戦略的影響力を持たない、より小さく弱い国家で構成されている。これらの東南アジア諸国は、北京にとって、高圧的な戦略を首尾よく押し通す、与し易い目標と結論付ける気にさせるかもしれない。

- (2) 実際、南シナ海におけるフィリピンのドゥテルテ政権の対応は、ドクラム高地の現状変更を意図したと見られる中国の行動に対するニューデリーの迅速かつ断固とした対抗措置とは異なる。親北京のドゥテルテ政権にとって、南シナ海での北京との対立激化は彼の政権の利益にはならない。従って、ドゥテルテ政権は、強大な北の隣国に対して圧倒的な法的勝利をもたらした、南シナ海仲裁裁判所の裁定を棚上げしただけではなく、場合によっては、紛争海域で相手を根負けさせるための北京の常套手段、Robert Haddick が言う「サラミ・スライジング」というグレーゾーン戦術による漸進的な侵出に苦しめられることで、中国に屈服させられることが避けられないように思われる。ドゥテルテ政権だけではない。マレーシアのナジブ・ラザク首相も、中国の援助と投資を期待して、北京のご機嫌取りに懸命である。ラザク首相は、マレーシアの管轄海域にある海洋自然地勢周辺海域に対する中国海警局巡視船の頻繁な侵入についても、マレーシアの主権を売り渡すことを懸念する国内の批判を抑え込んでいる。
- (3) 中国のグレーゾーン戦術に黙従することが、フィリピンやマレーシアのような、小さく弱い国家にとって必然的な運命なのか。アメリカの国際安全保障諮問委員会は、2017年1月の国務省への報告書で、グレーゾーン・アプローチを、「一般に認められている正規軍部隊を直接投入するのではなく、態様においてしばしば非対称的で曖昧なパワー・ツールを用いることによって、国家の目標を達成し、相手国を苛立たせるための手法」と定義している。中国による南シナ海での人工島造成計画は、漁民を装った海上民兵の使用も含め、このような手法の1例である。マニラとクアラルンプールは、北京にとって非常に望ましい従順な相手といえる。しかしながら、マレーシアとフィリピンの中国に対する対応が東南アジアにおける規範となると速断する前に、我々は、一方において自国の主権と権利を護ることと、他方において経済的結び付きを推進することとは、不可避的に融合するのかどうかについて検討しなければならない。インドネシアとベトナムは、南シナ海における重要な利害関係国だが、このような誤った二分法が存在しないことを実証してきた。
- (4) 一見すれば、この両国は、北京のグレーゾーン戦術にとって容易い目標であると見られるかもしれないが、実際はそうではない。現実には、中国とインドネシアの結び付きは、この10年以上の間、強化されてきた。ジャカルタは、北京からの投資を求めるだけでなく、中国の武器をも購入してきた。しかしながら、2016年3月に漁船衝突事案が発生した時には、弱腰ではなかった。この年、中国海警局巡視船は、ナトゥナ諸島周辺のジャカルタの管轄海域にいたインドネシア漁船に衝突し、インドネシアの漁業法令執行活動に力づくで介入した。ウィドド大統領はこの出来事を軽視せず、軍艦に乗ってナトゥナ諸島を訪れ、インドネシア海軍は、周辺海域におけるプレゼンスを強化した。2016年6月には、ナトゥナ諸島周辺海域で不法操業している中国漁船に対して、海軍は威嚇射撃を行い、漁師を負傷させたといわれる。北京は抗議したが、ジャカルタは臆しなかった。事件後、インドネシア海軍広報官は、「我々は、外国船舶に対して、その国旗、国籍を問わず、インドネシアの管轄海域で不法操業を行えば、断固たる措置をとることを躊躇しない」と言明した。それ以降、中国の不法操業事案は報告されておらず、深刻な

副次的影響もなかった。実際、インドネシアにおける中国の投資は影響を受けず、2016年1月から9月の間、291%も増加し、2017年1月までに総額16億ドルに達した。しかし、ジャカルタは、彼らを侮るべきではないということを北京に伝えることを望んで、2017年1月には、日本との間で海洋安全保障協力を強化することに合意した。北京はインドネシアに対するグレーゾーン戦術が自らに不利に作用するという大きな計算違いをし、結果としてインドネシアを北京のライバル国に近づけさせることになった。その後、中国との関係は徐々に回復してきたが、同時に、インドネシアは、南シナ海における自国の利益に対して緊張感を失いことなく、ナトゥナ諸島周辺海域の一部を北ナトゥナ海と改称した。これに対して、北京は、単なる批判以上の報復措置を控えた。

- (5) では、ベトナムはどうか。中国が2014年5月にベトナム沖の係争海域に石油掘削リグを設置した際、ハノイは、少なくとも北京のグレーゾーン戦術に適った、断固とした対応をとった。ベトナムは、中国と対決するために軍隊を派遣することを慎重に避け、沿岸警備隊や漁業法令執行船、そして海上民兵を派遣した。この対峙は7月末まで続いたが、対峙が長引けば、物理的に劣勢のベトナムが先に手を挙げたかもしれない。しかし、ハノイの賭けは実を結んだ。北京は、この古の抗争相手を改めて見直すことになった。ベトナムは、対立の余波に苦しむことはなかった。中国との経済的な結び付きは、ベトナムが強力な北の隣国を試す妨げとはならなかった。2014年9月と10月には、ベトナムとインドの首脳が相互訪問し、より密接な防衛・海洋安全保障協力を含む、数多くの協定を締結した。その後数年間、ベトナムは、インドや日本のような中国のライバル国との協力を強化してきた。それでも、中国の妨害に苦しむことはなかった。実際、両国間の国境貿易は盛んに行われてきた。最近、ハノイが北京の脅しに屈して係争中の海域における石油掘削を中止したと報じられたが、マニラでの最近のASEAN会議で見られたように、ベトナムは依然、南シナ海問題については中国に強固である。
- (6) インドネシアとベトナムは、南シナ海における自国の主権と権利を断固として護ることと、北京との経済関係を強化することの間に、一線を画することが可能であることを実証している。より小さく弱い国が、紛争の可能性を高めることによって、グレーゾーン戦術を画策する国に、意図的にエスカレーションの責任を負わせることは可能である。これは、戦争そのものへの敷居を下げる措置をとることによって、戦争のリスクを減らすことができるという政治的計算を前提としているので、これは難しい手法である。しかし、このことは、世界政治において平和が自然な状態であると考えることが誤りであることを強調するものである。マニラとクアラルンプールは、彼らの近隣諸国から、断固たる明確な示威行動を通じて北京のグレーゾーン戦術に立ち向かう方法について学ぶべき秋である。

記事参照：Is There Any Way to Counter China's Gray Zone Tactics in the South China Sea?

9月19日「日印パートナーシップの戦略的狙い」アジア問題専門家論評〔PacNet, Pacific Forum, CSIS, September 19, 2017〕

アジアの地政戦略問題専門家 Prateek Joshi は、9月19日付の Pacific Forum の Web 誌 PacNet に、“Abe's India visit: cementing bilateral ties and defining the Indo-Pacific order” と題する論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) 中印両国がドクラム地方における兵力引き離しに合意してからわずか3週間後、安倍首相は、12回目の日印首脳会談のためインドを訪問した。インドと日本の連携は、今や単なる2国間関

係を超えて、インド太平洋地域に影響を及ぼす、グローバル秩序における存在を確立しつつあるようである。インドが北京における 5 月の「一带一路」フォーラムに参加しなかったのは、インドが自国領と主張する地域を通過する「中国パキスタン経済回廊」(CPEC) に対する反対だけが理由ではない。ニューデリーは、アジアにおける中国の増大する経済的地歩を、アジア全域にパトロン・クライアント関係を構築しようとする露骨な試みと見、他方で、日本を、中国の「一带一路構想」(BRI) に対抗する戦略を計画するナチュラルパートナーと見なしているからである。このことは、2016 年 11 月のモディ首相の訪日時に、安倍首相との共同声明で発表された、「アジア・アフリカ成長回廊」(The Asia Africa Growth Corridor: AAGC) など、日印間の戦略的絆の強化となって具体化してきている。

- (2) また、インド経済における日本の増大する役割も、インドを、多正面から中国の対抗し得る、アジアの地政経済的秩序の要とする狙いがある。
- a. 第 1 に、インドと日本の資金力は、アジア、アフリカにおける中国資金のプロジェクトに対抗し得るものである。どの国も単独では 3 兆ドル超の中国の外貨準備には対抗できないが、インドと日本（そして ASEAN）がパートナーとなった場合には、可能になる。
 - b. 第 2 に、中国のプロジェクトは、高利息で、もし受け入れ国が返済不能になれば、負債と等価の代償を要求される可能性がある負債の罠のために、物議を醸してきた。AAGC が公表された時、インドの高官は、中国モデルの持続可能性に疑問を呈するとともに、AAGC を、大規模投資を求める発展途上国にとって条件なしの開発モデルであることを繰り返し強調した所以である。スリランカのハンバントータ港のケースは、中国企業が 70%の株式を取得し、中国の帝国主義的動機がインフラ投資計画に包み隠されているとの疑念を高めた。これに対して、インドにおけるムンバイ・アーメダバード間高速鉄道計画に対する日本の支援は対照的な事例と見なされるべきである。総額 170 億ドルの内、日本は 85%を負担するが、その利息はわずか 0.1%で、返済期限 50 年間のソフトローンである。このことは、日本とインドの共同事業が持続的で、発展途上国の所要に適したものであることを物語っており、他の諸国も、質的にも、費用対効果の面でも、中国に勝るものであることを認識すべきである。
 - c. 第 3 に、そして最も重要なことは、アメリカの支援を受けた、インドと日本によるインド太平洋秩序に対するコミットメントである。安倍首相はインドで、「インドと日本は普遍的な価値と戦略的利益を共有している。両国はアジアの民主主義大国であり、またグローバルパワーである。私は、日本はインドと共にインド太平洋地域と世界の平和と繁栄をリードすることを決心した」と述べた。「普遍的な価値」とは、南シナ海における中国の侵略的行動を視野に入れたものである。中国の台頭には敬意を表しつつも、その侵略的振る舞いは非難され続けるであろう。
- (3) いずれにしても、今回の安倍首相のインド訪問は、両国の新たな地政経済的秩序に向けての積極的な取組みの舞台を作ったことにおいて極めて意義あるものであった。

記事参照：Abe's India visit: cementing bilateral ties and defining the Indo-Pacific order

9月21日「北京の南シナ海における新たな法律戦、『四沙』戦術 米 Web 紙報道 (The Washington Free Beacon.com, September 21, 2017)

米 Web 紙、The Washington Free Beacon の編集主幹 Bill Gertz は、9月21日の同紙に、“Beijing Adopts New Tactic for S. China Sea Claims” と題する記事を掲載し、中国の南シナ海における新た

な法律戦、『四沙』戦術について、要旨以下のように報じている。

- (1) 中国政府は最近、南シナ海の大部分に対する領有主張を強固にするための新たな法的戦術を明らかにした。この新たな「法律戦」における主張はいわゆる「9 段線」主張を変更するもので、「法律戦」における新たな主張は、「四沙」（中国語で砂の意）と呼称される。これは、馬新民・中国外交部条約法規司副司長が先月行われた米國務省担当者との非公開協議において明らかにしたものである。中国は以前から、西沙（パラセル）諸島、南沙（スプラトリー）諸島及び中沙（マックルズフィールド）諸島に対する領有権を主張してきたが、最近になって南シナ海北方の香港近海に位置する東沙（プラタス）諸島を 4 つ目の領有権主張区域に加えた。馬新民副司長は 8 月 28 日、29 日にボストンで行われた協議において、中国が幾つかの法的根拠に基づき「四沙」に対して主権を主張すると宣言した。馬新民は、これらの地域が中国の歴史的領海であると同時に、隣接した区域に主権的管轄権を主張する中国の 200 カイリ EEZ の一部を構成すると述べた。北京はまた、「四沙」が中国の大陸棚の延長上にあると主張し、その主権的管轄権を主張している。
- (2) 当該協議に出席した米当局者は、南シナ海の支配を目的とした中国の新たな戦術が唐突に表明されたことに驚きを表明した。米國務省報道官は、外交交渉にはコメントしないと述べた上で、南シナ海の海洋自然地勢を巡る主権問題では何れの側にも与しない、「南シナ海及び世界中のあらゆる国家の海洋権利は、1982 年の国連海洋法条約（UNCLOS）に示された海洋を巡る国際法規に従って、主張されるものでなければならない。これは、アメリカが一貫して主張してきた明確な原則的立場である」と強調した。アメリカは、南シナ海の海洋自然地勢とその周辺海域に対する中国の支配を認めていない。國務、国防両省は、南シナ海を国際水域と主張し、米艦船と航空機が中国の主権主張に妨害されることなく航行し、飛行するとしている。
- (3) 中国の「四沙」を巡る法的工作は、「9 段線」内の全ての海域と海洋自然地勢に対して歴史的な領有権を有するとする中国の主張を法的に無効とした、2016 年 7 月の南シナ海仲裁裁判所の裁定を受けてのものである。裁定は、「中国がこれらの水域あるいはそこにおける資源に対して歴史的に排他的権利を行使してきたとする、如何なる証拠もない」と断定した。中国は、法的拘束力を持つこの裁定の受け容れを拒絶した。Michael Pillsbury ハドソン研究所中国戦略センター長は、中国が最近の海洋工作に情報戦の 3 つの形態の 1 つである法律戦を駆使している、と見ている。因みに、他の 2 つは輿論戦と心理戦である。Pillsbury は、アメリカ政府は法律戦能力のみならず、対法律戦能力にも欠けていると指摘し、「中国政府は、処罰を受けない形で国際法規に逆らうスマートな法的戦術を立案し、実行するという点でずっと組織化されているように思われる」と述べている。その上で、彼は、「中国の法律戦に対抗する効果的な能力を構築するためには、最終的には議会の立法によって行政府に権限を付与する必要があるかもしれない」とし、「米政府がこうした権限を付与された部署を持つことになり、そして特に国連が味方になれば、中国に対抗し易くなるであろう」と指摘している。
- (4) 元米海軍太平洋艦隊情報部長 Jim Fanell 退役海軍大佐は、「四沙」戦術が事実であれば、それは「南シナ海に対する中国の領有権主張における、『サラミスライス』戦術の次なる一手であろう」と述べ、「『9 段線』内の全域に対する中国の領有権主張が地域全体に警鐘を鳴らしたことを考えれば、最終的に南シナ海全域を手中に収めるべく、『四沙』戦術のような漸進的措置を推し進めることは、中国外交部にとって道理に適うものでであろう」と指摘する。その上で、Fanell は、トランプ政権が、まず北京に対して、そして世界に対して、中国の南シナ海における主権

主張が違法かつ不法だとした、2016 年の南シナ海仲裁裁判所の裁定を思い出させるべきだとし、「アメリカは、恒久的に南シナ海に空母や遠征打撃群を展開させ、北京にアメリカの言葉がそれ以上のものに裏打ちされていることを理解させるべきである」と主張している。

- (5) 8 月 28 日、29 日にボストンで行われた協議は「米中海洋及び極地問題年次対話」(an annual U.S.-China Dialogue on the Law of the Sea and Polar Issues an annual U.S.-China Dialogue on the Law of the Sea and Polar Issues) だが、協議の最後に出された国務省声明には、中国の新たな法律戦に関する言及はなかった。同声明には、米中の外交当局と海洋当局が「海洋、海洋法、極地に関連する幅広い問題について意見交換を行った」と記載されているに過ぎない。アメリカ代表の国務省海洋国際環境科学局海洋極地部長 Evan Bloom は、協議の内容に関するコメントを拒否した。

記事参照 : Beijing Adopts New Tactic for S. China Sea Claims

【関連記事】

「『四沙』戦術、法的に妥当か 米専門家論評」(Lawfare Blog.com, September 25, 2017)

米ホフストラ大学ロースクール特別教授 Julian Ku とハーバード大学ロースクール修士候補 Christopher Mirasola は、9 月 25 日付の Web 誌、Lawfare の Blog に、“The South China and China’s ‘Four Sha’ Claim: New Legal Theory, Same Bad Argument” と題する論説を寄稿し、前掲の The Washington Free Beacon の記事が報じた「四沙」戦術に対して、その法的妥当性について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国が「9 段線」主張を取り下げ、あるいはそれを後景に押しやって「四沙」を前面に打ち出してきたことは重要な外交的、政治的意義を有するが、こうした変更の法的重要性を評価することは難しい。「四沙」に関する中国の主張は、長年にわたって中国の国内法と公式声明で明確にされてきた。現在知り得る限りの情報に基づいても、この新しい中国の法的主張は「9 段線」主張以上に法的根拠を有するものではない。
- (2) 「四沙」に関する中国の主張は、中国の国内法とその執行に由来している。例えば、1992 年に制定された中国の「領海及び接続水域法」は、中国の領土には「東沙諸島、西沙諸島、中沙諸島、及び南沙諸島」が含まれると明記している。南シナ海仲裁裁判の過程で中国が 2016 年に公表した白書でも、「中国の南海諸島（南シナ海の島嶼群）は、東沙群島（東沙諸島）、西沙群島（西沙諸島）、中沙群島（中沙諸島）、及び南沙群島（南沙諸島）から成る。これらの群島には、特に多種多様な島嶼や礁、砂州、岩礁などが含まれる」と、同じような主張が展開されている。要するに、これらは、「四沙」主張が中国の南シナ海に対する主張として別に目新しいものではないことを示している。主たる問題は、これまで法的に説明されたことはないが、中国がこれら諸島群にどのような法的意味を付与しようとしているかである。北京は、2016 年の白書で、「中国は、南海諸島（四沙）を基点とした内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚を有する」と主張している。しかし、白書も前掲記事も、中国が「四沙」から如何なる根拠でこれらの海洋権限を主張できるのかについては、説明していない。中国も認めているように、これら島嶼群には多様な海洋自然地勢が含まれており、その多くは独自の海洋権限を生成しない。例えば、2016 年の仲裁裁定では、南沙諸島における如何なる海洋自然地勢も、12 カイリの領海以上の海洋権限を生成するだけの十分な地積がないと裁定された。従って、この裁定によって、中国の南沙諸島に対する主張は、点在する海洋自然地勢が有する 12 カイリの領海を超えた

海洋権限を生成しないことを意味することになる。中国は 1996 年に、西沙諸島を単一の地理的単位（北京の海洋権益を最大化する手段であると思われる）と見なし、その周囲に直線基線を宣言した。それから 1 年程の間、中国が南沙諸島周辺に同じような直線基線を設定するのではないかと噂が飛び交った。実際、前掲記事は、中国が 4 つの「沙」全ての周辺に直線基線を設定しようとしているとも読み取れる。こうした主張は「9 段線」のように広範囲を包摂するものではないが、それでも、これによって中国が南シナ海のほとんどの海域に法的権限を主張することになる。

- (3) 中国は（インドネシアやフィリピンのように）「国土が 1 つ、あるいはそれ以上の群島群の集合体」ではないために、アメリカや他の多くの国は、南沙諸島周辺への直線基線の設定を、国連海洋法条約（UNCLOS）違反であると見なすであろう。実際のところ、UNCLOS 第 47 条の規定によれば、西沙諸島周辺などに直線の群島基線を設定できるのは、それらが当該国家の「主要な島々と群島基線の内側の水域の面積と陸地（環礁を含む）の面積との比率が 1 対 1 から 9 対 1 までの間のものとなる」場合である。中国は、明らかにこの定義の条件を満たしていない。しかも、中国の全陸地面積は、その主張する海洋権限に対して著しく不均衡であり、UNCLOS が定める 9 対 1 の比率を満たしていない。こうした理由から、中国の新たな法的戦略は、明らかな UNCLOS 違反（例えば、第 46 条と第 47 条）であり、従って「9 段線」よりも根拠薄弱なものといえる。「9 段線」を弁護する中国の専門家の多くは、「9 段線」主張が中国の UNCLOS 加盟前からのものであり、従って、UNCLOS の規定に左右されない、と主張している。中国の新たな法的戦略は法的な弱点を抱えているが、それでも中国は、「9 段線」主張を「四沙」主張に置き換えることによって、幾つかの利点を得られよう。
- a. 第 1 に、中国指導部は、「9 段線」主張が過剰な外交的負債になってきたと認識するようになってきたのかもしれない。「9 段線」主張は全く独善的なものであり、他の如何なる国もこのような歴史的な海洋権利を主張していない。このため、「9 段線」主張は、他国の中国批難の格好のターゲットになった。群島周辺への直線基線の設定ならば、ここまでの批難を浴びなかったであろう。
 - b. 第 2 に、中国は、UNCLOS の規定に似た用語を使用することで、批難を抑えるとともに、域内における潜在的パートナーを獲得できると見込んでいるのかもしれない。フィリピンのドゥテルテ大統領が、領有権主張を巡って対立しているにも関わらず、引き続き北京と歩調を合わせていることが、そうした見方を裏付けている。
 - c. 第 3 に、そして最も興味深いことに、中国は、UNCLOS の用語を使用することで、海洋法を上手く活用できる（あるいは見方によっては、貶めることができる）と結論付けたのかもしれない。中国は、台頭する修正主義勢力として、既存ルールを自国の国益に適うよう再解釈することに関心を持っている。直線基線に関して世界の法律家や各国政府の支持を得ることは、「9 段線」に対する支持を得るよりも容易いかもしれない。中国は、国際社会においてこの新しいアプローチに対する支持を確立するために、増加する自国の国際法専門家や学者を当てにすることができるかもしれない。一部識者は、こうした戦略を、もう 1 つの「法律戦」と呼んできた。
- (4) 「9 段線」が（法の）歴史のごみ箱に投げ入れられる様を目撃するのは歓迎すべきことかもしれないが、「四沙」が南シナ海における中国のより穏当な役割を示す予兆なのかどうかという点については、我々は懐疑的でなければならない。中国の「四沙」に対する法的正当性は、「9 段線」

主張より弱くはないとしても、それと同程度に弱い。しかしながら、何故、「四沙」が根拠薄弱で不法なのかを説明するには、効果的な公報メッセージと相まった、洗練された法的分析が必要であろう。アメリカ政府が自らの南シナ海政策を前進させるために、こうした法的ツールを使いこなせるかどうかは、未だ判然としない。

記事参照：The South China Sea and China's "Four Sha" Claim: New Legal Theory, Same Bad Argument

3 . 国際関係

7月6日「米中関係における抗争的側面とその危険性—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, July 6, 2017)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 教授 Rajesh Basrur は、7月6日付の RSIS Commentaries に、“US-China: Competing Amidst Two Transitions”と題する論説を寄稿し、米中関係における抗争的側面とその危険性について、要旨以下のように述べている。

- (1) 米海軍の「航行の自由」作戦とそれに対する中国の対応など、米中の度重なる低レベルの戦略的対峙に既視感があるとすれば、それは、地政学的空間を巡る軋轢、敵意に満ちた言葉の応酬、事ある度に見られる駆け引き、そして不気味な危機の陰などといった、冷戦期を特徴付けたパターンをなぞっているからに他ならない。しかしながら、米中間の高まる緊張には、冷戦期には見られなかった、両国間の経済的な緊張の増大という特徴がある。特に、中国経済は米経済を凌駕しており、例えば 2016 年における中国の購買力平価による GDP は 21.14 兆ドルであり、一方のアメリカのそれは 18.56 兆ドルであった。一部の有力な識者が警鐘を鳴らすように、こうした一連の出来事は新冷戦が起きつつあるという兆候なのだろうか。
- (2) 確かに中国の台頭に伴い「パワーの移行」が生じているように感じられるが、それ以上の何か起きつつある。戦略的軋轢が増大しつつある一方で、米中関係は経済交流網に組み込まれ、米中両国は益々、経済、貿易面における相互依存を高めている。端的に言えば、西太平洋における中国の「接近阻止/領域拒否 (A2/AD)」戦略に対するアメリカの懸念や、東アジアにおけるアメリカのミサイル防衛システム構築に対する中国の反発といった、海洋やその他の問題を巡る軋轢にもかかわらず、より根本的な変化が起こっているのである。要するに、経済的相互依存の高まりに伴って、「覇権国」と「挑戦国」の双方にとって、戦争への誘因が大きく低下してきているのである。これだけでは不十分というのであれば、深刻な武力紛争に対する如何なる考えも、核兵器によるはるかに強力な相互依存態勢の下では、非現実的なものとなっていることを指摘しておきたい。実際、アメリカは他を圧する強大な戦力を保有しているが、核兵器の拡散はその威力を減殺させている。これこそが、アメリカが北朝鮮の未熟な核能力に対して排除攻撃しようとしなかった、そして今後もしようとしまいであろう理由である。とはいえ、対立する個々の出来事は更なる対立を生み、時間の経過とともに予期せぬ大惨事が生じるリスクを高める。
- (3) 相互依存が政策選択の幅を大きく制約するということは、学ぶに容易な教訓ではない。現在のワシントンと北京の対立は、両国間の相互依存関係の高まりにも関わらず、戦略的抗争を繰り返

広げている典型である。軍事的側面では、西太平洋における海洋での抗争の激化、急速な通常兵器と核兵器の近代化を伴った軍拡競争、そして定常化した（限定的とはいえ）瀬戸際の出来事が見られる。経済的側面では、40年前に日本がアメリカの経済的優位を脅かした時と似たような、貿易不均衡、保護主義そして為替操作に対する中国への執拗な抗議が、両国間の戦略的緊張を高めている。その結果、米中両国は、安定への明快な海図もなしに、益々荒れ狂う海上を不安定に漂流している。両国とも戦争を望んではないが、両国間の緊張が制御不能な状況にまで激化する可能性は依然として残る。

- (4) 貿易戦争と核戦争は実行可能な選択肢ではないという、過去の教訓が何故しっかりと学ばれないのか。2つの理由が挙げられる。
- a. 第1の理由は、戦略的慣習の問題である。即ち、世界がどんなに変わろうとも、アナーキーな「自助努力システム」という、パワーと自己利益を優先する典型的な思考様式はなくなるとのことである。真の「トゥキユディデスの罠」とは、根本的に変化した世界においても、かの偉大な歴史家の思考に固執することである。
 - b. 第2の理由は、政策決定者が、決意を示すべき敵対国、保証を求める同盟国、そして指導者への国民の忠誠が揺るぎないものであることを確信させる必要がある国内世論に、同時に対処しているからである。恐らく、指導者も、不確実なものに悩まされているという自己イメージを常に高めておく必要に駆られるのかもしれない。
- (5) こうしたことから必然的にもたらされる結果は、我々が今日見るような、紛争への坂道を滑り落ちる可能性を伴った、リスクを厭わない抗争的政策とその展開を優先する傾向である。ワシントンと北京は、妥協することができるか。歴史が導くところに従えば、これは容易なことではない。そのためには、両国にとって、差し迫った惨禍を回避するためにも対処すべき、深刻な経済的、あるいは軍事的危機が生じることであろう。

記事参照：US-China: Competing Amidst Two Transitions

7月21日「米アジア政策における米中戦争のリスクを恐れない覚悟の必要性 豪専門家論評」 (The Interpreter, July 21, 2017)

オーストラリア国立大学教授 Hugh White は、豪シンクタンク、Lowy Institute for International Policy の Web 誌、The Interpreter に、7月21日付で、“Let’s be clear: China would call America’s bluff in the South China Sea” と題する論説を寄稿し、米外交問題評議会上級研究員 Ely Ratner との議論を紹介する形で、アメリカに対して、そのアジア政策における中国との戦争も辞さない覚悟を求めて、要旨以下のように述べている。

- (1) Ely Ratner と本稿の筆者 (Hugh White) は、如何にすればアメリカのアジア政策が上手く機能するかについて議論を重ねてきた。Ely は、より強固なアプローチを提唱している。即ち、彼によれば、ワシントンは、中国の更なる挑発に対しては、中国の近隣諸国が占拠する島嶼や海洋自然地形における開発や要塞化、そして必要ならその防衛をこれら諸国に慫慂し、あるいは支援することによって対応すると警告を発することで抑止し得るといふ。筆者は、こうしたアプローチは機能しないであろうと主張してきた。何故なら、北京は、近隣の小国がそのような挑発行為に走ったり、例えこれら諸国が行動を起こしたとしても、アメリカが本気で支援したりすることはあり得ないとしているからである。従って、北京は、アメリカの警告をブラフと見なし、掛け金を吊り上げたい欲望に駆られるであろう。そうなれば、ワシントンは、紛争を招きかねない対立

か、あるいは屈辱を伴う後退かのいずれかの選択を強いられることになる。

- (2) Ely は中国がアメリカの決意を試したりはしないであろうというが、最近のアメリカのアジア政策が北京をつけあがらせてきたことを見落としている。確かに、中国はアメリカとの戦争を望んではいないが、最近の彼らの行動は、中国が対米戦争を恐れる必要がないとの自信を深めていることを示している。何故なら、アメリカは、如何なる対決においても先に譲歩するであろうと見なされているからである。中国がそのように考える限り、ワシントンが Ely のいう強固なアプローチを実行しようとしても、中国は、それを単なるブラフと見なして、その決意を試そうとする可能性が高い。何故、中国はアメリカが本気で行動すると信じられないのであろうか。実際のところ、Ely 自身も、自らの提言に、中国の如何なる軍事的対応からも南シナ海における領有権主張国の占拠海洋自然地形を防衛するという、アメリカの明確なコミットメントが含まれるとは考えていないのである。アメリカが明確な防衛コミットメントをしない限り、Ely の提言はどのようにして機能し得るのか。一体どうして他の領有権主張国が中国を挑発するリスクを冒すのだろうか、そしてその場合、何故中国は報復を自制するのであろうか。
- (3) こうした問いかけは、アメリカの南シナ海における政策課題の核心に行き着く。この問題を理解するためには、南シナ海紛争の本質を知らなければならない。北京は、単にこの重要な海域をコントロールしようとしているだけでなく、東アジアのコントロールを目指しているのである。中国は、アメリカが最早アジアの戦略秩序における主導的立場を維持するために中国と事を構える意思を持っておらず、結果として地域覇権を中国に禅譲しようとしていることを域内に誇示することによって、東アジアのコントロールを確立するために、南シナ海紛争を利用してようとしている。友好国と同盟国の利益を直接脅かす中国による一連のあからさまな軍事行動に対して、ワシントンは何ら効果的な対応をとらなかった。これまでのところ北京の思惑通りに事は運んでおり、中国は、アメリカが決意に欠けているとの確信を深めてきている。要するに、Ely が提案する強固なアプローチに対して、北京は引き下がらず、むしろ押し返してくるリスクが高まっている。従って、こうした強固なアプローチは、戦争という大きな危険を冒すことによってワシントンは初めて屈辱を回避できるという、対峙状況を作るといふリスクを増大させる。
- (4) もっとも、このことは、アメリカが何らの代替策も持たず、中国の覇権確立を黙認するということではない。逆に、このことは、アジアにおけるアメリカの戦略的役割を改めて効果的に誇示するためには、アメリカは地域防衛に当たって武力を行使する意思があることを明確な形で再確認する必要があることを示している。このことは、まずアメリカ本国で明示されなければならない。これこそが最も重要な第1歩であろう。アメリカの政治指導者は、何故明確な防衛コミットメントがアメリカの国益にとって不可欠か、そして何故アメリカが必要ななら中国と戦争することも厭わないとの意志を持つべきかを、まず自国民に納得させなければならない。そうでない限り、アメリカは、そのアジアにおける主導的地位や重要な戦略的役割を本気で維持していく意思があることを、北京やその他のアジア諸国に納得させることは難しいであろう。
- (5) このことは、アジアの地域秩序が新たな富とパワーの配分に適応しようとする状況下で、現在進行中の一種のパワーポリティクスの厳しい論理を反映しているに過ぎない。将来的に、アジアにおける大国の役割は、ともに戦争を厭わないという決意を持っていることを相互に相手に確信させるという問題によって決定されるであろう。これこそパワーポリティクスの仕組みである。アメリカの指導者が自国民に対して、アジアでの主導的役割を護ることは中国との戦争

のリスクを冒すに値するものであることを納得させることができなければ、アメリカは自らの決意を中国に確信させられるはずがない。アメリカがその決意を中国に確信させられなければ、中国は、アジアにおける現在のアメリカの指導力を極めて効果的に弱体化させることを狙いとしたり、その高圧的な行動を自制することはないであろう。

記事参照：Let's be clear: China would call America's bluff in the South China Sea

7月24日「ベトナム、南シナ海での石油掘削を停止」(BBC News.com, July 24, 2017)

英 BBC ニュースが 7 月 24 日付で報じるところによれば、ベトナムは、中国と領有権を争う南シナ海で行っていた石油の掘削を停止した。東南アジアの石油産業の情報筋が BBC に対して語ったところによれば、ベトナム政府は掘削に関わるスペイン・レプソル社の関係者に現場を離れるよう命令したという。レプソル社が現地で大規模なガス田の存在を確認したのはわずか数日前であった。石油業界筋によれば、ベトナム政府は 7 月半ば頃に、レプソル社の幹部に対して、掘削を続けるならば、南沙諸島のベトナム占拠海洋自然地形を攻撃すると中国が脅迫したためであると説明したという。

掘削は、ベトナム東南部から 400 キロの位置にある海域で 6 月に開始されていた。ベトナムは、この海域を「Block 136-03」と呼んでおり、レプソル社の子会社、タリスマン・ベトナム社にリースされていた。一方、中国は、同じ海域を「Wanan Bei -21」と呼び、別の会社にリース権を与えていた。リース権を持つ会社は明らかになっていない。匿名希望のアナリストによれば、レプソル社は、ベトナムでの油田開発にこれまで約 3 億ドルを投資したと見られる。従って、関係者らは、中国の圧力を受けてベトナムがこれほど早期に掘削を停止するとは思っていなかったと語った。

記事参照：South China Sea: Vietnam halts drilling after 'China threats'

7月25日「イラン、高まる中国のプレゼンス 米紙報道」(The New York Times.com, July 25, 2017)

米紙 The New York Times (電子版) は 7 月 25 日付で、イランからの現地報道として、イランにおける中国のプレゼンスが高まっているとして、要旨以下のように報じている。

- (1) イランは何世紀にもわたって、東西を結ぶ交易路のハブとして栄えてきたが、今や、中国の「一帯一路」構想 (BRI) の戦略的な中核となっている。イラン東部では、中国の労働者は、テヘランとトルクメニスタン、アフガニスタンを結ぶために、主要鉄道網の近代化や道路補修などに従事しており、イラン西部でも、テヘランとトルコを結び、最終的にはヨーロッパに至る鉄道建設に従事している。イランは、ヨーロッパに至るルートとしてはロシア経由より短く、BRI の実現にとって不可欠の存在となっている。イランの道路・都市開発省次官は、「我々が参加しなければ、このプロジェクトはキャンセルされたも同然だ。時間と資金を節約したければ、中国は最短ルートを選ぶだろう」と語った。
- (2) 一方では、中国の大規模な投資とイラン経済における中国のプレゼンスの強化に対して、テヘランでは既に最大の貿易相手国である中国への依存が高まることについて懸念も見られる。中国は、イランの石油輸出でも重要な市場となっている。アメリカが経済制裁を課しているために、中国は、イランの重要なインフラ建設プロジェクトに必要な唯一の外貨獲得源となっている。しかし、イランの指導部は中国依存のリスクを受け入れる用意がある。テヘランのある経済学教授は、「中国はイランを支配しつつある。しかし、当局は中国依存を避けようとはしていない」と指摘している。イランが受け入れているのは鉄道や道路建設プロジェクトばかりではな

い。中国とイラン両国からの低金利ローンと低い税率によって、イランは、中国の起業家にとって次第に魅力的な国となってきている。2013年にBRIがスタートして以来、彼らのテヘラン詣で増えており、既に成功している起業家もいる。

- (3) 中国紙によれば、鉄道建設プロジェクトが計画通り完成すれば、新疆ウイグル自治区のウルムチからカザフスタン、キルギスタン、ウズベキスタンそしてトルクメニスタンを経由して、テヘランまで連結されることになる。もちろん、軌道幅の調整や新型車両も必要となろう。2016年の試験的運行では、上海からテヘランまで12日間を要したが、海路だと30日間の距離である。イラン国内では、テヘランとマシュハド間は既存の鉄道が使用されたが、2021年までに新線が完成し、電化されることになっている。
- (4) イランと中国の商業上の結びつきは、アメリカと欧州諸国が2007年にイランの核計画に対する圧力を強化し始めてから、飛躍的に強化されてきた。中国はイラン原油の最大の輸入国であり、中国国営企業はイラン全土で活動しており、テヘランの商店は中国製品で溢れている。イランの指導部は、BRIへの参加が中国の大いなる経済的野心に便乗できることを期待している。テヘランの英語を話すあるコンサルタントは、「中国の計画は、世界の半分に中国の覇権確立を目指すものである。イランは、自国の利益を優先しながら、中国の求めに応じて回廊となりつつあり、新たな市場への大いなるアクセスを可能にするであろう」と語った。

記事参照：For China's Global Ambitions, 'Iran Is at the Center of Everything'

7月27日「インドにとっての『一帯一路構想』の地政学、インドは海軍力を強化すべし インド専門家論評」(Delhi Policy Group, July 27, 2017)

インドのシンクタンク Delhi Policy Group 上席研究員 Lalit Kapur (インド海軍退役准将) は、7月26日付の DPG Policy Note に、“Geopolitics of the Belt and Road Initiative: Maritime Imperatives for India”と題する長文の論説を寄稿し、インドは中国の「一帯一路構想」(BRI)に甘い期待を持つべきでなく、地理的にインド洋の中心となる海洋国家であることを運命づけられていることを自覚して、海軍力を強化すべしとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国の習近平国家主席は、5月14日の「一帯一路」国際協力サミットフォーラムの基調講演で、「一帯一路構想」(BRI)を「世紀のプロジェクト」としてバラ色の未来を提示した。確かに、一見、BRIは非常に魅力的に見える。大陸を横断する一帯、「シルクロード経済ベルト」(Silk Road Economic Belt: SREB)は、ユーラシア全土を結ぶ6本の鉄道、道路、空路そしてパイプラインによる回廊で構成される。即ち、東西を結ぶ2本の回廊として、「中国・モンゴル・ロシア経済回廊」(The China Mongolia Russia Economic Corridor)と、カザフスタン、ロシア南部、ベラルーシ及びポーランドを結ぶ「新ユーラシア陸の架け橋」(The New Eurasian Land Bridge)が推進されている。そしてアジアと「新ユーラシア陸の架け橋」を結ぶ4本の「分岐」回廊、即ち、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、イラン及びトルコを結ぶ「中国・中央アジア・南西アジア経済回廊」(The China Central Asia West Asia Economic Corridor)、「中国・パキスタン経済回廊」(The China Pakistan Economic Corridor: CPEC)、「中国・インドシナ経済回廊」(The China Indo China Economic Corridor)、そしてこれに連結する「バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー経済回廊」(The Bangladesh China India Myanmar Economic Corridor)である。他方、「海洋シルクロード」(The Maritime Silk Road: MSR)は、中国の沿岸域から出発し、インドシナとマラッカ海峡を通過して、東南アジア、

南太平洋、南アジア、ペルシャ湾、紅海、東アフリカ及び地中海に跨がり、ピレウス（ギリシア）、ベネチア（イタリア）そしてロッテルダム（オランダ）に至る、港湾とそれに関連する沿岸インフラ施設のネットワークを目指す、この「世紀のプロジェクト」の海洋版である。連結性の強化は、特に中国のヨーロッパ、アジア及びアフリカ諸国との貿易を増大させるとともに、中国によって形成され、コントロールされる連結を通じて南太平洋の島嶼国家群と中国との結びつきをも強めるであろう。

- (2) しかしながら、アジアの歴史が証明するように、このような連結性に対するコントロールは、長期的かつ持続可能な地政学的そして軍事的影響力をもたらすことになり得る。習近平は 5 月のフォーラムでの基調講演でシルクロードを歩いた先人達を「友好的な使節」と賞賛したが、彼らは、現在の山東省と河南省からなる比較的小さな地域の夏王朝時代から、清王朝での 1,300 万平方キロを超える最大版図まで、中華帝国の拡大をもたらしてきた。例えば、張騫は、2 世紀の漢の宮廷から現在の中央アジアへの最初の外交使節だった。彼の旅は、現在は新疆として知られる地域に対する中国による植民地化と征服をもたらした。明王朝の宦官提督、鄭和による航海は、その途中で諸王朝から貢物を引き出させる一方で、中国のプレゼンスを確立し、インド洋貿易に対する帝国による管理を狙いとしていた。鄭和の航海は、バスコダ・ガマより 90 年以上も前であった。その後の明皇帝たちが、モンゴルによる侵略対処（「万里の長城」建設につながった）と、4 回目の、そして最後となるベトナム占領を目指すために、海洋から手を引かなかったならば、インド洋の歴史は、ヨーロッパ人に代わって、中国による植民地となっていたかもしれない。ヨーロッパ人は最初経済的動機からインドとインド洋沿岸域との連結性を求めてきたが、時を置かず地政学動機がそれに代わった。そして最終的には、オランダ、フランスそして英国によって、アフリカとアジアのほぼ全てが植民地化されるという地政学的な結果をもたらした。
- (2) このように、歴史は、連結性に対するコントロールは植民地化をもたらすことを我々に教えている。BRI に関していえば、今のところヨーロッパは、その領域を通過する連結性に対するコントロールを保持している。結局のところ、BRI が進めているのは、全て既存のインフラに連結することである。懸念されるのは、新たに建設されるインフラ、即ち、不明瞭で、恐らく法外な利息を求める財政融資と契約条件によって中国資金で建設されるインフラに対して、中国が完全なコントロールを保持し得ることである。現時点では、こうした中国資金によるインフラ建設には、CPEC と MSR が含まれる。6 月 20 日に公表された中国の海洋シルクロードに関する白書は、相違点を棚上げし、コンセンサスを構築することに言及し、既存の国際海洋秩序を維持し、海洋シルクロードに沿った諸国の海洋開発の多様な概念を尊重する取り組みを求めている。白書は、「中国は、妥当な国際的義務を遵守し、2 国間と多国間の海洋における航行の安全と危機管理メカニズムに参加し、そして海洋における犯罪などの非伝統的な安全保障問題に取り組むため全ての当事国と協同する」と述べている。BRI の実現が中国に与える地政学的可能性を過小評価したり、無視したりするリスクと同様に、こうした言葉は魅力的だが、それらの根底にある誠実さには懸念が残る。
- (3) では、地政学的可能性に目を向けてみよう。アルフレッド・マハンが 1890 年に出版した、『海上権力史論』（The Influence of Sea Power upon History: 1660-1783）で、海洋のコントロールを通してイギリスが如何にしてグローバルな大国になったのかを明らかにした。そしてこの本は、アメリカだけでなく、他の多くの先進国の注目を、シーパワーによってもたらされるグロ

ーバルな支配の機会に向けさせることになった。マハンの教訓は、中国のマハンとして、そして現代中国海軍の父として知られ劉華清を含め、中国海軍において広く注目を集めている。中国海軍の前例のない成長を通じて、特にこの地域からアメリカ・パワーを追い出すことができれば、アジアの海洋に対するコントロールの可能性が高まる。2015年の中国の軍事戦略に関する白書は、海洋領域を優先分野として明確に特定し、中国海軍に外洋海軍作戦を遂行し得る外洋海軍の建設という課題を課している。中国による空母の保有は、この方向で捉える必要がある。中国が東半球の海洋空間に対するコントロールを行使するための足掛かりが視野に入ってきている。マハンから14年後、ハルフォード・マッキンダーは、「地理学からみた歴史の回転軸」(The Geographical Pivot of History)を発表した。マッキンダーは、ユーラシアのハートランドのコントロールはシーパワーでは達成できないと主張した。そのためには、兵士だけではなく、現代戦争に必要な膨大な後方支援を輸送できる能力を持つ鉄道と一体化した、ランドパワーが不可欠である。マッキンダーによれば、このハートランドと、そこに含まれる膨大な資源に対するコントロールは、必然的にヨーロッパ、アジアそしてアフリカの各大陸を1つに繋いだ、世界島に対するコントロールに結びつく。世界島をコントロールすることは、結果的に世界をコントロールすることになる。マッキンダーの論文は、第2次世界大戦以来、アメリカの戦略政策として特徴付けられてきたこと、即ち、単独のパワーによるユーラシアのハートランドの支配を阻止するという目的の論拠となった。しかしながら、「シルクロード経済ベルト」(SREB)は、ハートランドに対する事実上の財政的コントロールを中国に与えるものである。1940年代には、ニコラス・スパイクマンが、マハンとマッキンダーのビジョンを融合した、「リムランド理論」(‘Rimland Theory’)を提示した。スパイクマンは、「リムランド」を、その人口総数、天然資源そして産業開発を論拠に、グローバルなコントロールの鍵となるユーラシア周縁の沿岸地帯と定義した。中国は、連結性に対するコントロールを通じたユーラシアのハートランドのコントロールのための企てと、(ここでも連結性に対するコントロールによる)海洋空間と、東南アジアとパキスタンから始まり、徐々にユーラシア大陸とアフリカ大陸の沿岸地域全体に広がるリムランドに対するコントロールとを組み合わせることで、マハン、マッキンダーそしてスパイクマンの教訓を明確に受け入れている。従って、アメリカが太平洋を越えて西半球に退くことを選択しない限り、中国のこうした戦略は、必然的にアメリカの戦略(即ち、ユーラシアが単一のパワーによって支配されることを許さない)と衝突することになる。恐らく、インド、日本そして韓国は、世界島がそれを支配する中国の専制君主に進貢するという、新しい朝貢システムを確立しようとする中国の行く手を阻む、数少ないリムランド・パワーであろう。インドは、その地理的特性(インドプレートとユーラシアプレートの衝突)から、大陸国家にはなり得ない。ヒマラヤ山脈とヒンドゥークシ山脈(衝突の結果として隆起)は、そびえ立つ障壁を形成しており、それらを横断した軍事力投射の深刻な障害となっている。中国にとって、チベットを超えて、あるいはパキスタン占領下のカシミールを経由しても、軍事力の投射は難しい。インドが反対側から同じことをするのも不可能である。従って、中国パワーに圧倒されないようにするために、インドは、ヒマラヤ山系に必要な防衛網を構築するだけで十分である。

- (4) しかしながら、このことは海洋には当てはまらない。インドは、地理的にインド洋の中心となる海洋国家であることを運命づけられている。インドは中世に海洋交易国家として巨大な富を築いたが、元々中央アジア出身のムガル帝国の支配者たちの大陸指向は、インドの海洋国家

としての遺産の放棄に繋がった。もしインドが再び地域大国を目指すならば、インドが理解しておかなければならないのは、正にこの海洋国家の遺産である。インドが大国の地位を得るための重要な要素の 1 つは必要な海洋インフラを建設することであり、これには、インドの黙認なしに、あるいはインドの安全保障や戦略上の利益を損なうことなしに、他の如何なる国もインド洋で活動できないようにするだけの海軍力が不可欠である。海軍力の建設には、政治指導者たちや政策決定者たちによる継続的（断続的ではない）コミットメントと投資が必要である。しかしながら、彼らインドのエリートたちは、伝統的にシーパワーに関する知識や、それに対する関心をほとんど持っておらず、彼らのものの見方も短期的である。いわゆる学者や戦略専門家たちですら、シーパワーに関する中国の経験が相対的に不足していることを指摘し、増強される中国海軍による脅威を見くびっているのを見ると、当惑させられる。彼ら専門家は、シーパワーに関する経験を得ることは強力な外洋海軍を建設するよりも時間がかからないこと、そしてインドよりも明らかに遥かに先行しているのが海軍力の建設であることを忘れていた。筆者（Lalit Kapur）は、インド海軍が現在直面している最大の課題は官僚機構を含むインド政府の海洋に対する無知というリスクであると考えている。

- (5) 中国は、ジブチとグワダルに建設中の根拠地に加えて、2016年にわずか600万ドルで中国企業に50年間リースされることになった、モルディブの無人島、フェイドゥ・フィノール島における今後の計画によって、既に大々的にインド洋に進出してきている。インドは、インド洋沿岸地域に対する支配という中国の底意を無視して、中国のBRIを、純粋に経済を重視したものと期待する、誤った安心感を持つべきではない。端的に言えば、あらゆる兆候から判断して、BRIが中国の利他主義によって動機づけられた経済構想を遥かに超越したものであることが明らかになれば、インドは、今後、国益を護るために信頼できない期待を当てにすることはできない。歴史から学ぶことに失敗すれば、インドは数十年先まで大きな犠牲を払い、アジアの主導国として、そして世界的な大国として台頭する能力を損なうことになりかねない。

記事参照：Geopolitics of the Belt and Road Initiative: Maritime Imperatives for India

【関連記事】

「インド洋における中国海軍のプレゼンスの増大、インドは如何に対応すべきか インド専門家論評」(Rising Power Initiative, Sigur Center for Asian Studies, July 2017)

インドのシンクタンクの The National Maritime Foundation 会長 Vijay Sakhuja は、米ジョージワシントン大 Sigur Center for Asian Studies の Web サイト Rising Power Initiative に 7 月付で、 “China, India and the Strategic Balance in the Indian Ocean: The Maritime Silk Road as a Double Edged Sword” と題する論説を寄稿し、インド洋における中国海軍のプレゼンスの増大に、インドは如何に対処すべきかについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 「グローバルな大国」の地位を目指す中国の野心の原動力は、地域内や地域を跨ぐ政治力と経済力の活用依存している。「21世紀海洋シルクロード」(MSR)などの構想を通じて、その地政学的、地経学的及び地政戦略的利益を促進するために、海洋に関する手段を創造的に活用してきた。MSRは南アジアとインド洋を通っており、中国は、その関連する海洋インフラを、その野心を阻止しようとするこの地域における潜在的敵国の能力を破壊するための海軍力の展開拠点として利用している。中国は、MSRを、この地域における貿易ネットワークの拡大に資するだけでなく、この地域の海上交通路を確保し、海軍力のプレゼンスを正当化する、(二通りの効

果を持つ)「両刃の剣」と考えているようである。更に、MSRは、中国海軍が「近海防御」と、アラビア海からインド洋に展開する任務部隊による「外洋作戦能力」との組み合わせを重視しつつあることと軌を一にしている。

- (2) インドを除き、ほとんどの南アジア諸国は MSR を支持している。ニューデリーは、MSR と、中国の南アジア、ペルシャ湾そしてインド洋における他の政治的、外交的、経済的及び戦略的構想とを、インドに対する封じ込め戦略を見なしている。この戦略は、「瀬戸際政策のアクター」としての役割を果たすとともに、中国にとって非常に大きな戦略的価値を有する、パキスタンとのインド亜大陸での敵対的關係にインドを閉じ込めておくことを狙いとしている。
- (3) 2013 年以来、インド洋で少なくとも 6 回、中国の潜水艦の存在が確認されており、インド海軍司令官によれば、海軍は「インド洋地域における中国海軍の配備に関する状況を掌握しており」、これらの艦艇の行動を監視している。パキスタンのカラチ港とグワダル港、そしてスリランカのコロombo港では、中国の従来型潜水艦と原子力潜水艦が視認されている。中国は「ソマリア沖での海賊対処活動期間中における潜水艦の寄港」と説明しているが、インドは、インド洋におけるインド海軍の影響圏に対する挑戦として、インド洋における中国海軍のプレゼンスに一貫して懸念を表明してきた。中国海軍のプレゼンスに対するインドの懸念は、中国が海軍兵力を現在の 23 万 5,000 人から 15% も増強すると発表したことで、一層高まった。この増強は、「この国家の海洋の生命線と高まる海外での権益を護るために」特に中国海軍陸戦隊を強化することを狙いとしている。この増強によって、ジブチやグワダルに駐留する陸戦隊の兵力は合計 10 万人にも達するであろう。
- (4) グワダル港は、インド洋における中国の要衝であり、2,442 キロに及ぶ「一帯一路構想」(BRI)の一部である「中国パキスタン経済回廊」(CPEC)の出発点である。4,600 億ドルを投資する CEPC は、中国がコミットするこれまで最大の対外投資であり、中国の新疆ウイグル自治区のカシュガルからグワダル港までの鉄道と道路網を含む、数多くのプロジェクトからなる。中国とパキスタンは CPEC の安全確保を懸念しており、パキスタンは、高速戦闘艇、無人機そして各種の監視プラットフォームからなる、Task Force-88 の編成を進めている。Task Force-88 は、「グワダル港の海側の安全と関連する海上交通路を通常型及び非通常型の脅威から護る」とともに、治安維持作戦のためにグワダル港沖に配備された、艦艇搭乗の海兵部隊によって補完される。2016 年 11 月に実施された、第 4 回パキスタン中国合同海軍演習は、CPEC に対する海洋からの脅威を想定したものであった。またパキスタン海軍は、沿岸警備のために、沿岸警備・港湾防衛隊を創設するとともに、中国労働者の保護のためにグワダル港に防護大隊を配備した。
- (5) スリランカのハンバントータ港とコロombo港における港湾プロジェクトや、パキスタンのグワダル港への中国の投資は良く知られているが、これらに加えて、中国は現在、マレーシアのマラッカ・ゲートウェイとオマーンのドゥクム港に対する融資と開発を計画している。マラッカ・ゲートウェイはポート・クラン港沖に巨大港湾を建設する計画で、マラッカ海峡に出入りする海運を見渡す位置にあり、中国にとって戦略的に重要である。同様に、オマーンのドゥクムはアラビア海に面して、「ホルムズ海峡とオマーン湾からは遠く離れている」という大きな戦略的、地政学的重要性を持っている。これらのプロジェクトは、戦略的価値が非常に高く、従って、友好国において商業インフラを構築し、軍事的に使用しようとする中国の試みの一環として考えることができる。
- (6) 中国の封じ込め戦略に対するインドの反撃は、想像力豊かな政治・外交ツールを含んでいる。

就中、CPEC とチベットのダライ・ラマに関する主権問題は、特に注目に値する。インドは、パキスタン占領下のカシミール (Pakistan Occupied Kashmir: POK) に対する主権主張を無視しているわけではない。インドは、CPEC に関して「POK を通っているためインドの主権を冒している」と強い異議を唱えている。更に、CPEC は、POK 内の中国軍のプレゼンスを合法化することで、従来の軍事バランスをパキスタンに有利に傾けることができる。他方、チベットのダライ・ラマ問題は、中国にとって最も神経質なものである。重要なことは、チベットが台湾や新疆などとともに中国の核心的利益の 1 つあることである。インドは、ダライ・ラマに対する中国の神経過敏さ十分に承知している。インドは現在、中国が自国領と見なすインドのアルナチャル・プラデーシュ州へのダライ・ラマの訪問を許可することで、北京の動揺を誘い、中国に圧力をかけようとしている。

- (7) このように、中国とインドの間には、著しい政治的、外交的そして戦略的な相違がある。注目されるのは、アジアの大国同士が互いに相手に圧力をかける新しいツールを行使していることである。インドは、インド洋で中国の潜水艦のプレゼンスが増強されていることを懸念し、グワダル港とジブチで現在進行中の海軍力の配備に圧力を感じ始めた。恐らく、グワダル港における中国海軍陸戦隊のプレゼンスはインドの「アクト・イースト政策」に影響を及ぼし、ニューデリーは南シナ海よりもアラブ海を重視せざるを得なくなろう。インド海軍の戦闘能力は現在強化されつつあり、その重点は、外国から購入するか、あるいはインド国内の造船所で建造される新型の艦艇による対潜能力に置かれている。他方、中国は、遠隔海域において兵員、装備及び補給物資を揚陸するために、沿岸域へのアクセスを可能にする両用戦力に投資しており、これは MSR の戦略的所要にも合致している。中国は、米海軍 *Wasp* 級に匹敵し、海上自衛隊の「いずも」や「かが」よりも大きい、新型強襲揚陸艦、Type 075 を建造する計画を発表している。中国海軍のこれら艦艇は、グワダル港、ジブチ、コロンボ港、マラッカ・ゲートウェイ、ドゥクム港そしてインド洋全域における恒常的なプレゼンスによって、中国の海軍陸戦隊を支援することになる。インド洋における現在の戦略的軍事的バランスにおいて中国が優位にあると主張することは正しい。インドは、中国の良き隣国となるために融和的となるか、あるいはアメリカ、オーストラリアそして日本との密接なパートナーシップを通じて、新たな追加的なパワーの強化を追求していくか、いずれかを選択しなければならないであろう。

記事参照 : China, India and the Strategic Balance in the Indian Ocean: The Maritime Silk Road as a Double Edged Sword

7月29日「スリランカ、中国とハンバントータ港運営権リース協定に調印」(Aljazeera.com, July 29, 2017)

スリランカは7月29日、中国との間で、同国南東部のハンバントータ港の運営権を中国国営企業に1億1,200万ドルでリースする協定に調印した。協定によれば、スリランカ港湾局は、ハンバントータ港の株式の70%を中国国営の招商局港口控股有限公司に売却することに合意した。招商局港口控股は、99年間のリース契約で同港を運営する。スリランカの内閣は、枠組み合意に調印からほぼ6カ月を経た7月25日、協定を承認していた。これは最終調印に向けて、国内の反対があったため、反対派は、国土を売り渡すことに抗議し、同港がいずれ中国軍によって利用されかねないことを懸念している。反対派の労組は、同港がヨーロッパとアジアを結ぶシーレーンの中間の戦略的に重要な位置にあることから、この協定によって、船舶に対する燃料補給ビジネスで中国が有利な地歩を占める

ことを恐れている。中国の習近平主席が推進する「一帯一路構想」(BRI) は、100 億ドルを超える資金を投入して、アジア、ヨーロッパ及びアフリカの 60 カ国を超える沿線諸国を結ぶ、港湾、高速道路、鉄道そして送電網を建設することを計画している。中国にとって、ハンバントータ港を事実上取得できることは、海洋シルクロード計画において特に重要な意味を持つことになるだろう。

記事参照：Sri Lanka signs Hambantota port deal with China

8 月 7 日「南シナ海仲裁裁定：南シナ海と北極海における『歴史』の役割と法的権利への含意 米専門家論評」(Maritime Awareness Project, August 7, 2017)

在ハワイ The Daniel K. Inouye Asia-Pacific Center for Security Studies 副学長 Justin D. Nakivell は、8 月 7 日付の Maritime Awareness Project に、“The Role of History and Law in the South China Sea and Arctic Ocean”と題する長文の興味深い論説を寄稿し、南シナ海仲裁裁定が南シナ海と北極海における「歴史」の役割とその法的権利にどのような意味合いを持つことになるかということについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 主要大国は、アジア太平洋地域に影響力を及ぼす大いなる動輪として国連海洋法条約 (UNCLOS) を如何に都合良く適用するか、その理由付けに苦慮している。同時に他の多くの国も、UNCLOS の権威について異なった理解を持っており、結果的に外交政策の決定や海洋での法執行において戦略的に異なった結果をもたらしている。戦略文化の違いによって、例えば、アメリカの外交政策は、UNCLOS の中核的諸原則に確固たる基礎を置き、それによって導かれ、そしてそれによって左右されている。他方、南シナ海における中国による国際法規の無視は、中国が国際的な法的義務を有している主要分野を踏みにじるものである。こうした背景には、各国の特殊な歴史的事情があり、それは特に北極海において顕著である。中国が南シナ海を自国の「所有物」と理解しているのと同じように、ロシアとカナダは、北極海を「我が物」と考えている。中国の「歴史的権利」の主張が南シナ海仲裁裁判で否定されたように、ロシアとカナダの主張も、この仲裁裁定を判例に厳密に精査されることになるかもしれない。南シナ海仲裁裁定の結果として、「歴史」に根拠を置く如何なる海洋管轄権の主張も、条約法としての UNCLOS に照らして評価されることになるだろう。「歴史」、条約法としての UNCLOS、そして慣習国際法との変化する関係における、南シナ海仲裁裁定という新たな判例は、南シナ海紛争を、そして北極海における国際法を巡る政治における歴史問題を解明するための先例とすることになるかもしれない。
- (2) 南シナ海仲裁裁定後の「歴史的権利」(Historical Right) と「歴史的権原」(Historical Title)
 - a. 2016 年 7 月の南シナ海仲裁裁定において、「歴史的権利」と「歴史的権原」、そして海洋に対する国家の所有権の拡大解釈は、現代の海洋において主権が如何なる意味を持ち得るかを評価する物差しとなった。国際法において、「歴史的権原」は、内水域に対する主権主張 (外国の黙認が必要) と同様に、「歴史的水域」(historic waters) に対する主権を有する国家の特殊な主張とされる。即ち、「歴史的権原」とは、他国によって黙認されてきた特定国家の長年にわたる正当な活動を根拠に、国家が (漁業や海底資源の開発などの) 特定の行為を遂行するための、主権ではなく、特定の権利を主張するものである。南シナ海仲裁裁定は、「歴史的権原」という法的レジームが UNCLOS に包摂される条約法に適用されるかどうか、そして歴史的に曖昧な中国の主張がこの範疇の収まるかどうかを検証した。加えて、裁定は、伝統的な沿岸域を越えた海洋に対して「歴史的権原」を援用しようとする国家に対して、明確な

障壁を設定した。

- b. この裁定によれば、「歴史的水域」とそれに対する権利が UNCLOS に沿って、あるいはそれを補足するものとして行使できると主張する国家は、UNCLOS に明記されている規定以上のより強固な論拠を提示する必要がある。海洋法レジームにおける「歴史」の役割に関する、裁定が示した新しい解釈は、今や南シナ海紛争において、その主張する「歴史的権利」が「9 段線」内で依然有効であるかの如く、中国が今後も振る舞えるかどうかという、政策レベルの問題を提起している。しかし、一定の海洋領域に特殊な歴史的関係を主張する国は中国だけではない。
- c. 北極海を跨ぐ主要なシーレーンに対する主権主張も、間接的に影響される。ロシアとカナダは、「歴史的権原」を根拠に北極海の広大な海域を主権海域と主張している。両国の主張は、諸外国に対する容認の要請を含め、カナダとロシアの主権に属する北極海の海域を「内水」と主張しているに等しい。しかしながら、「歴史」の威力が UNCLOS の正当性に勝るという主張は、明らかに変化してきた。北極海に対する主張が表面化し始めた 1970 年代から 80 年代においては、歴史的主張に基づく主権主張は、UNCLOS の論議において政治的に強力な議論であった。事実、海洋資源、漁業そして航行に関する「歴史的権原」の役割は、2000 年代初頭に至るまで、海洋法制において中心的なものであった。しかしながら、こうした議論の枠組みは変化しつつある。こうした変化の方向は、北極海に対する「歴史」を根拠とするカナダやロシアの主権主張は UNCLOS と両立しないと、長年にわたるアメリカと EU の立場に信頼性を与えている。この議論は伝統的に論議的になってきたが、南シナ海仲裁裁定は、「歴史的権原」の地位と UNCLOS レジームとに関する議論の幅を狭めることになった。例えば、ロシアは将来的に、特にその主張が仲裁裁定によって法的解釈の幅が狭められたことによって影響を受ける可能性があることを考えれば、裁定によって確立された新たな法的パラメーターの枠内における自国の主張を強化するために、その戦略的対応を修正するかもしれない。そして、こうした修正プロセスは、国際海洋法を巡る政治が、大国がその海洋権限主張を外交的に正当化するために、他の問題と取引したり、リンケージさせたりするといった方向に、戦略的にシフトしていく可能性を示唆している。
- d. 南シナ海仲裁所は、特定の「歴史的権原」に明確に言及することなく、「歴史的権原」と UNCLOS との関係というより広義の問題を取り上げ、UNCLOS が海洋法レジームの中核的位置づけにあることから、フィリピンの提訴に対して仲裁裁判所が管轄権を有すると主張した。中国が「9 段線」を通じて「歴史的権原」（完全な主権）あるいは「歴史的権利」を主張してきたかどうかについて、裁定は、中国は「9 段線」という地理的規制範囲内で航行の制限を主張したことがないことから、「9 段線」内の海域を自国の内海あるいは領海の一部と見なしていないと判断した。従って、中国は、「9 段線」内の海域に「歴史的権原」を主張しているわけではなく、「9 段線」は「歴史的権利」を主張しているだけと見なし得る。こうした「歴史的権利」が沿岸国としての権利に取って代わり得るかどうかについては、仲裁裁判所の判断は否定的である。即ち、中国が UNCLOS に加盟した時点で、漁業、海底資源あるいは歴史的な通航権に対して持ち得る全ての「歴史的権利」は、UNCLOS の海洋管轄権に取って代わられるという判断である。一方、仲裁裁判所によって退けられなかった主張が「非排他的伝統的（歴史的）漁業権」（nonexclusive traditional (historic) fishing rights）である。この権利に関して、仲裁裁判所は、こうした漁業権は漁業を生業とする漁師に適用されるとともに、か

かる権利は他国の管轄海域においても潜在的に維持し得ると結論付けた。

- e. 東側での法的経歴を有するものを含め、何人かの国際法学者が仲裁裁判所の判断に異議を唱えた。彼らの主張は様々だが、一部の学者は、①法律用語—特定の法律がより一般的な国際法に優先するという状況—としての「歴史的権利」は特定の法的レジームから派生するものであり、明示された規定がない条約はかかる権利に優先することができない、②「歴史的権利」は一般国際法であり、UNCLOS と共存するものである、などと主張している。では、「歴史的権原」とは何か。仲裁裁判所は、その裁定文書で「歴史的権原」については多くを語っておらず、UNCLOS は条約の幾つかの条項で「歴史的権原」に言及しているが、「歴史的権原」は「歴史的な状況」(“historical circumstances”) から派生する海洋主権であるとしている。

(3) 北極海における「歴史的権利」と「歴史的権原」の限界

- a. 南シナ海仲裁裁定が北極海における主張に及ぼす法的含意について見てみよう。ロシアとカナダは、数十年にわたり「歴史的権原」を根拠に北極海の一定海域に対して主権を有すると主張してきた。カナダは群島水域を、ロシアは北方航路沿いの島嶼周辺海域を、直線基線で囲む主権が及ぶ内水と見なし、両国は、外国船舶に対して「無害通航」を認めておらず、事前通報と同意を要求している。こうした「歴史的権原」主張に対して、アメリカや EU を含む多くの国は、法的に無効と見なしてきた。特に、アメリカは、カナダの直線基線に反対しており、UNCLOS に違反するとともに、歴史的利用によって正当化できないと主張している。アメリカや EU、そして中国、日本、韓国そしてインドを含む、アジア太平洋の主要海運国にとって、北極海は、UNCLOS 第 234 条の「氷に覆われた水域」における航行規制や環境保護規定を除いて、公海における航行の自由が適用される海域である。
- b. 南シナ海仲裁裁定は、UNCLOS 以前の協定、規範あるいは権利は、以下の 2 つの条件—即ち、これら以前の権利が①UNCLOS の規則の適用を害しないで行使できること、②UNCLOS の審議において条約発効後も維持しようとしたもの—を満たす限り、効力を維持し続ける、としている。南シナ海でも北極海でも、「歴史」に基づく権利主張は、UNCLOS に規定する旗国の義務と通航権の行使を不可能にしている。仲裁裁定は、UNCLOS に反しない限り、「歴史的権原」を原則的に容認しているが、「歴史的権原」がどのような状況で容認されるのか、あるいは世界の何処に「歴史的権原」を合法的に主張できる事例があるのかについては、答えていない。
- c. カナダとロシアにとっての今後の問題は、「歴史的権原」に関する司法判断が、歴史的主張を通じて確立されてきた沿岸国の諸権利を犠牲にして、航行の自由と強力な旗国の諸権利を支持する方向に傾いているように見られることである。

(4) 新たな法的判断がもたらす政策課題

- a. 南シナ海仲裁裁定によって「歴史」の意味が軽減されたが、裁定は、「歴史的権原」主張の有効性の決定要素として、当該国家の「解釈」に注目している。このため、裁定によって、「歴史的権利」を主張する国家は、UNCLOS に対する解釈とそれへの遡及が自らの主張を否認するものではないことを証明することを求められることになった。当該国家にとって、自らの法解釈を明確にする最も効果的で説得力のある方法は、政策と運用の両面で自らの解釈を表現することである。
- b. 北極海の融氷が進み、航行船舶が増え、資源開発が促進されるにつれ、ロシアは、新たな判例とグローバルな圧力に抗してその主張を維持するためには、理想的には他国の同調を得て、

その主張を継続的に誇示し続ける必要がある。中国は、国際海洋法規における「歴史」の有効性を立証する行動的かつ意欲的なパートナーとして、ロシアにとって明白な好機をもたらすことになる。一方、中国も、歴史的に定義される水域における航行を規制する沿岸国の権利に関して、その法的立場を強固にするために信頼できるパートナーを必要としている。

- c. 中ロ両国の海洋法に対する調整された政策は、地理的問題ではなく、原則問題として、航行の自由に対する脅威となるであろう。従って、「歴史」に関わる論議のある国際的な法的主張は、改めて精査の対象になるかもしれない。アメリカは、自国の群島水域における通航を規制するカナダの法的主張に対して常に公式に異議を唱えてきた。EU 全体も英国もアメリカに同調するであろう。アメリカも EU も、航行の自由という基本原則に対する最も強い支持者であり、歴史的な水域という概念を維持することに全く関心を持っておらず、南シナ海仲裁裁定が今後、国際海洋秩序を方向付ける権利と義務を明確にする、海洋法レジームにおける規範となるであろう、と確信している。
- d. もし「歴史的権原」の存在が、原則的にしろ、あるいは特定水域への適用にしろ、国際政治における係争問題になるならば、調整された政策あるいは運用を目指す同調諸国家の利益連合が形成されることになるかもしれない。アメリカ、EU、日本、韓国そしてインドは、「歴史」が法的に影響力を持ち、航行の自由の範囲が制約されることになることを考えれば、これらの利益連合に反対するであろう。この点で、南シナ海仲裁裁定は、海洋法と海洋政策に基づいて、国際関係を再編する可能性を秘めているかもしれないのである。

記事参照：The Role of History and Law in the South China Sea and Arctic Ocean

8 月 11 日「トゥキュディデスの無視された教訓、大国間戦争の長期戦化 米専門家論評」(The Diplomat.com, August 11, 2017)

Web 誌、The Diplomat の共同編集者、Franz-Stefan Gady は、8 月 11 日付の The Diplomat に、「Thucydides' Ignored Lesson」と題する論説を寄稿し、トゥキュディデスの「戦史」(ペレポネソス戦争史)は、大国間戦争の本質に関する重要な教訓を伝えてくれると指摘し、要旨以下のように述べている。

- (1) トウキュディデスのペレポネソス戦争 (BC431~404) 史は、「トゥキュディデスの罫」として知られる戦争原因論以上に、大国間戦争の性格に関する重要な教訓を提示している。トゥキュディデスによって(後にクセノポンも)描かれたアテナイ帝国陣営とスパルタ陣営の戦争は、大国間の戦争がしばしば一度の(あるいは複数の)勝敗では決まらず、むしろ相手方に決定的な損害を強いるという両陣営の当初戦略が失敗した後、延々と続く消耗戦になるということを示している。更に、ペレポネソス戦争の歴史は、このような戦争での勝利が、しばしば勝利者と敗者の差別を曖昧にする程、双方にとって膨大なコストを強いられるものになることも教えている。
- (2) ペレポネソス戦争の開戦の直接的な要因は、アテナイがスパルタの同盟国であるコリントスを挑発したことである。こうした事態を受けてコリントスは、スパルタにアテナイへと宣戦布告するよう要請した。スパルタは、主要な同盟国の要望に応えなければペロポネソス同盟内の信用を失ってしまうという恐怖感から、最終的にコリントスの要請に同意した。アテナイも、宥和が侵略者を凶に乗せるとの古い格言に固執した、指導者ペリクレスによって、スパルタの至極穏当な要求にさえ屈することを拒否し、開戦を議決した。かくして戦争は始まった。両陣営

とも、短期戦を想定していた。しかしながら、戦争は、結果的にギリシア史における最も残忍かつ破壊的な戦争の1つとなった。ペレポネソス戦争は、春夏のみならず、1年を通して戦われた初めての戦争であった。戦争は、死負傷者を増やしつづ、勝敗が決しないまま何年も続けられた。紀元前422年のアンフィポリスの戦いの後、両陣営は、6年間続くことになる停戦に合意した。しかしながら、戦闘は再開され、最終的にペルシャ帝国の援助を得たスパルタが紀元前405年にアテナイ帝国艦隊を撃滅することに成功し、その翌年に、飢え、疲弊しきったアテナイは降伏を余儀なくされた。

(4) 何故、戦争は長期化し、破壊的になったのか。

- a. その主な理由の1つは、両陣営が類似した装備と戦術で戦ったことにある。両陸軍の大部分は円形の盾と槍を持った重装歩兵で構成されおり、彼らはファランクスと呼ばれる密集戦闘隊形を取った。ペレポネソス戦争における戦闘は、アテナイが小規模な軍事行動を好み、スパルタが決戦を求めるといふ異例の形で行われたが、それでも重装歩兵同士が激突すると、戦闘そのものよりも人的損害の点から悲惨な結末が待っていた。紀元前413年のシチリア島におけるシュラクサイ側の戦勝に終わった戦闘では、アテナイ陣営は約4万人の人員を失った。
- b. 第2に、両陣営は戦争期間を通じて、延々と続く包囲戦を避けるために、防御側を城塞都市の外に誘い出す荒廃戦略を採用した。荒廃戦略とは、収穫期の直前に敵地に侵攻し、農地に最大限の損害を与えるものだった。荒廃戦略で重装歩兵同士の戦闘に持ち込めなければ（開戦後の10年間アテナイがそうだった）、攻撃側には都市を包囲する手もあった。しかしながら、ペレポネソス戦争時のギリシアには効果的な攻城兵器技術と人材が欠けていたため、攻撃側は大抵の場合、兵糧攻めを行わなければならなかった。兵糧攻めは数カ月、場合によっては数年間続き、都市の住民を殺すか奴隷にする結末を迎えた。
- c. 第3に、スパルタ陣営が強大な重装歩兵部隊を展開し、アテナイが開戦時から常時制海権を握る中、戦争が長引くにつれて、両陣営はやがて相手陣営の技術とイノベーションを自陣に吸収していった。例えば、スパルタは戦争末期頃には強大な海軍を建設し、他方、アテナイも徐々に地上戦闘でスパルタ軍を破る歩兵戦力を整備していった。こうした両陣営の戦闘能力の緩やかな強化も、戦争をさらに長引かせる要因となった。その結果、指揮官が大失敗をしない限り、個々の戦闘結果が決定的になることがほとんどなくなった。その代表例が戦争最後の大規模戦闘であり、最終的にアテナイが降伏する結果となった紀元前405年のアイゴスポタモス海戦で、戦勝の決定的要因は、スパルタの技量が勝っていたからではなく、多くの記録が示すようにスパルタの奇襲にあった。

(5) ペレポネソス戦争は、自国の国益を押し通すべく軍事力の使用を検討する政策決定者に明白な教訓を伝えてくれる。

- a. 歴史を紐解けば、大国間戦争で早期かつ完全な勝利を収めた得た事例（例えば、ドイツ統一戦争）がある一方で、大国間戦争は血みどろの消耗戦になることが多い。特に、敵味方が類似した陸、海軍を保有し、軍事技術も同程度といった、彼我の通常戦力が伯仲する場合には消耗戦となりやすい。
- b. 古代ギリシアのペロポネソス同盟やデロス同盟といった同盟が存在すれば、消耗戦となる公算が大きくなり、決戦で敵にクラウゼヴィッツ式の大打撃を与えることがさらに困難となる。ペレポネソス戦争が示すように、そうした状況下での戦闘は、人的、物的損耗を加速させるだけであろう。

- c. 更に、同盟国と轡を並べて戦う果てしない戦争は、勝者と敗者の境界線を曖昧なものにした。第 2 次世界大戦後に帝国を失った英仏両国と同様に、スパルタも勝利の果実を長い間享受することはできなかった。結局、アテナイは、艦隊と防壁を再建し、ギリシア文化と政治の両面において 2 世紀近く大きな役割を果たし続けていくことになる。対照的にスパルタの国力は、紀元前 371 年にテーベから致命的な一撃を受けて以降、完全に回復することはなかった。
- (6) 要するに、ペロポネソス戦争から得られる明白な教訓はナイーブに思えるほど単純である。即ち、21 世紀において、かつてアテナイを襲った壊滅的疫病と同程度の政治的難局に耐える覚悟がない限り、同等の軍事技術にアクセスでき、同程度の軍隊を動員でき、強固な同盟体制に組み込まれた、大国同士が戦争を選択することは避けなければならないということである。大量破壊兵器の存在を考えれば、この教訓は現代においてより切実なものとなっているといえる。

記事参照 : Thucydides' Ignored Lesson

8 月 17 日「米中両国が堅持すべき原則、真の国益と望ましい事態の峻別 米専門家論評 (Foreign Policy.com, August 17, 2017)

米シンクタンク The Atlantic Council's Brent Scowcroft Center on International Security 上席研究員 Robert A Manning と、米国防大学 Institute for National Strategic Studies 上席研究員 James J. Przystup は、8 月 17 日付の Foreign Policy 電子版に、“Stop the South China Sea Charade” と題する論説を寄稿し、米中両国は今後、アジア太平洋地域において護らなければならない相互の国益と、両国が単に望ましいと思うものとの峻別することを学ぶ必要があるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカでの外交政策論評では、南シナ海が米東岸沖にあるかの如く、海洋管轄権を巡る紛争に対する中国のあらゆる動向があたかもアメリカのライフラインに対する現実の脅威であるかのように分析されている。しかし、実際には、南シナ海はアメリカの核心的利益ではなく、中国はそれを承知している。確かに、毎年 3 兆 4,000 億ドルに上る南シナ海の物流ルートの重要性は看過できないが、米中両国は妨害のない物流という経済的利益を共有しており、従って、このルートが平時において深刻な脅威に晒されることはないであろう。歴史的に見て、南シナ海におけるアメリカの国家安全保障利益は限定的なものであり、アメリカは常に航行の自由を求めてきた。航行の自由は、必要な場合、アメリカが単独で護ることができる、そして護るべき重要な利益である。従って、南シナ海における航行の自由作戦は、アメリカの決意と継続的プレゼンスを誇示するものだが、こうした戦術は究極的には中国自身の行動に及ぼす影響はわずかでしかない。
- (2) 北京の動向を注視しているこの地域の人々は、中国がアメリカによって抑止されつつあるとの幻想を全く抱いていない。彼らは、中国とアメリカの地政学的利益の非対称性の実態を理解してきた。南シナ海における北京の利益は政治的かつ戦略的なものである。人工島の造成は、中国共産党の正当性を誇示するキーワードとなった、「屈辱の世紀」を覆す主権主張を狙いとしている。戦略的には、中国は、その防衛線を押し広げ、この地域における中国の海洋支配を強化しつつある。しかし、アメリカにとって南シナ海は、より大きくかつ複雑な米中関係の一部に過ぎない。オバマ前大統領の対中政策の優先事項は、パリの気候変動協定とイランとの核取引だった。トランプ大統領のそれは北朝鮮と貿易である。
- (3) 中国は、トランプ政権がアジア太平洋地域に対する包括的な戦略を持っていないことを知って

いる。オバマ政権の「アジアへの軸足移動」政策は、実行面での欠点があったにしろ、包括的な地域戦略における外交的、軍事的及び経済的要素を概念的に統合したものであった。対照的に、トランプ政権が激しい議論を経た TPP を拒否したことは、アメリカの信頼に対する戦略的衝撃であり打撃となった。オバマ前政権による一方的な現状変更に対する警告と、ルールに基づく国際秩序に対する支持にもかかわらず、北京は、アメリカ外交を無視し、南シナ海仲裁裁判所の裁定を激しく非難し、実質的な現状変更を推し進めた。アメリカは、海上交通路が脅かされない限り、未だ加盟していない国連海洋法条約（UNCLOS）を護るだけのために、何の権利を持たない岩礁や環礁を巡って核保有国と戦争のリスクを冒すことはない、と中国は確信している。北京は、南シナ海で達成した新たな現状を確定させる上で、アメリカに数歩先んじている。中国は、ASEAN と南シナ海の行動規範について交渉しながら、フィリピンに対する数十億ドルの経済援助や投資計画を発表し、またマニラとのエネルギー資源の共同開発に合意するなど、アメリカの同盟国を実質的に骨抜きにしている。同時に、北京は、マレーシアに対しても 300 億ドル超の借款と投資計画を発表し、更にマレーシア、タイ両国との軍事関係を強化している。ASEAN と中国が新たな南シナ海の現状を肯定する、法的拘束力のない弱い行動規範に合意することになったとしたら、アメリカは、それを認める以外にほとんど選択肢を持たないであろう。

- (4) 中国は、「トゥキュディデスの罠」に関する研究から、「彼らができることをする」という教訓を学んでいるように思われる。かつて 2001 年の ASEAN 外相会議で、当時の中国外相が「中国は大国であり、他の諸国は小国である。これは紛れもない事実である」と豪語した。もし大国が国益に適うと判断すれば、ルールは、大国によって破られたり無視されたりする。北京は、他の大国がやるように、ルールに基づく秩序に対して、類似のアプローチを示している。北京の領土回復主義は災いの元である。好むと好まざるとに関わらず、中国は、この地域で非常に大きな役割を果たすようになってきている。アメリカは、現代の最大の戦略的問題—即ち、アジア太平洋地域における北京の役割がどのようなものであれば、アメリカは共存できるかという問題に折り合いをつけていく必要がある。同様に、北京は、アメリカがこの地域から徐々に後退するという期待を捨て、重大な問題—即ち、この地域におけるアメリカの態勢がどのようなものであれば、中国は共存できるかという問題に答える必要がある。米中両国は今後、護らなければならない相互の国益と、両国が単に望ましいと思うものを、峻別することを学ぶ必要がある。それが、21 世紀の米中関係における相互利益と一時的妥協とのバランスを見出すうえでの鍵となる。

記事参照：Stop the South China Sea Charade

9 月 3 日「中印国境紛争の解決メカニズムから学ぶべき教訓 米専門家論評」(South China Morning Post.com, September 3, 2017)

米シンクタンク The Institute for China-America Studies 上席研究員で、インド系の Sourabh Gupta は、9月3日付の香港紙 South China Morning Post(電子版)に、“What South China Sea rivals can learn from the Doklam border dispute”と題する論説を寄稿し、インドと中国の国境紛争の解決は、両国が長年積み重ねてきた国境管理慣習メカニズムの強靱性の証左であり、注意すべき教訓であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国とインドが 6 月中旬、中国・ブータン・インド三角地帯付近の狭い高原において何時の間

にか膠着状態に陥ったのと全く同じように、この膠着状態は、中印両国の手際よい外交によって、何時の間にか沈静化してしまった。対立の舞台となった、ドクラム地帯のドラム高原は、中国の実効支配下にあつて、インドにとっても重要な安全保障上の利害を有する、中国とブータンとの領有権紛争地帯という以前の状態に再び戻った。中印両国の動機と選択した行動方針については多くの疑問があるが、以下の点については疑問の余地がない。即ち、危機管理メカニズムとして機能するとともに、国境地帯に平和と平穏をもたらすことを意図した、一連の中印国境管理の慣習が、膠着期間を通じて見事に堅持されたことである。特に以下の 2 つの慣習—①国境の両サイドの兵員は軽武装とし、国境地帯で予期しない遭遇事案が出来た場合には、最大の自制的行動をとること、そして②指定地域内における武装要員の配備数の規制、そしてその後方への戦車、大口徑砲及び地対地ミサイル配備の上限規制—が、重要な役割を果たした。

- (2) ドラム高原における中印国境管理慣習の適用が成功したことは、南シナ海と東シナ海、そして広く西太平洋にとっても大きな意味がある。
- a. 何よりもまず、中国との国境管理あるいは危機管理措置は信頼醸成措置である。中国とインドが署名した 5 つの協定はいずれも 1988 年以降の関係修復期に実現したものだが、それぞれの協定は、相手の意図に対する信頼を醸成し、大規模な国境紛争の解決に関する相互の議論を活性化させた。南シナ海の行動規範や、東シナ海における海洋通信メカニズムを実現するためには、まず、政治的に平穏で相互信頼の関係が、北京と ASEAN や日本との間でそれぞれ醸成されなければならない。現在の日中関係は、こうした段階にはない。
 - b. 第 2 に、中国との国境管理や危機管理メカニズムを構築するには、忍耐と不屈の努力が必要である。中印間には 1 つの権威ある文書が存在するわけではなく、20 年間にわたって確立されてきた慣習をとりまとめた一連の文書が存在する。
 - c. 第 3 に、中国との国境管理や危機管理メカニズムは現在も進展中である。インドが中国との間で署名した 5 つ—1993 年、1996 年、2005 年、2012 年そして 2013 年の合意文書は、それぞれ以前の合意の上に重ねられたものであり、最近の 3 つの文書はその後に発生した間隙を埋めるものであった。2013 年の合意文書では、一方の側による哨戒活動に対する他方の攻撃的な追尾によって生じかねない対決状態を阻止するために、「追尾せず」との条項が追加された。この条項に倣って、中国とインドは、両国が了解する実効支配線 (Line of Actual Control: LAC) に近接した地帯における、建設関連の活動を禁止する追加文書を作成すべきである。北京とニューデリーはまた、双方の国境部隊の地理的に一層離れた引き離しを実現すべきである。
 - d. 最後に、中印間の国境管理と危機管理の取り決めは自発的なものであり、双方の誠実さに全面的に依拠している。条項は規範的だが、拘束力のある検証メカニズムは含まれていない。双方とも、自国の利益に適さない条項を無視する自由を保持しているが、これらの合意文書を最大限の敬意を払う「紳士協定」と見なしている。従って、南シナ海における領有権主張国と ASEAN も、個々の合意を全て 1 つの高度に法的な最終文書の中に積み重ねるのではなく、むしろ 2 国間の協議メカニズムや行動規範の条項の中に柔軟に取り込むことによって成果が得られるであろう。そうすることが、海洋危機管理における相互作用に安定性と強靱性を付与するであろう。
- (4) 中国とインドは、相互不信の関係から、国境地帯において、そしてそれを越えた地域において、

容易ならざる多くの挑戦に直面している。一方、国境管理慣習の成功は、相互の結びつきの深さと強靱性の面で正しく評価されていない。ドクラム危機における成功は、国境管理慣習の強靱性の証左である。アジアの海において北京に対抗する領有権主張国と、西太平洋地域における北京の戦略的抗争相手は、これらの危機管理メカニズムの教訓に注意を払うことが賢明であろう。

記事参照：What South China Sea rivals can learn from the Doklam border dispute

9 月 11 日「『一带一路構想』に対する南アジア諸国の温度差—中国専門家論評」(China US Focus.com, September 11, 2017)

中国社会科学院世界経済・政治研究所国際戦略室主任、薛力は、Web 誌、China US Focus に 9 月 11 日付で、“The Belt and Road Is Coming to South Asia, But Not Everyone Is Enthusiastic”と題する論説を寄稿し、南アジア諸国は「一带一路構想」(BRI)において大きな役割を期待されているが、BRI に対するこれら諸国の関心には温度差があるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 「一带一路構想」(BRI) に対して最も熱心な国はパキスタンであり、次いでバングラデシュとスリランカ、その次にアフガニスタン、ネパール及びモルディブが続くが、ブータンとインドはあまり熱心ではない。
 - a. パキスタンの中国との緊密な関係は長年にわたるものであり、時の政権や指導者に左右されるようなものではない。中国とパキスタンは、BRI の旗艦プロジェクトとして「中国パキスタン経済回廊」(CPEC) を推進しており、両国とも CPEC から大きな利益を得よう。
 - b. バングラデシュは、パキスタンと同じほど BRI に熱意を示している。中国は、バングラデシュの地理的位置を理解し、大きな人口を抱え、工業化推進への強い決意を持ち、その政治、安全保障環境が安定していることを認識している。それ故、中国のバングラデシュに対する投資は年々増大しており、同国は、BRI を推進する上で、中国にとってパキスタンに次ぐ安定したパートナーになると見られる。
 - c. スリランカは、2015 年までの 10 年間に及ぶラジャパクサ前政権下で、中国と友好関係を築き、南アジアにおける主要なパートナーとなった。2016 年の同国の政権交代によって、対中関係は後退している。ラジャパクサは在任中、ハンバントータ港建設プロジェクトを推進したが、退任後は建設反対に回った。
 - d. アフガニスタンは、政治的安定と安全保障が現在の重要課題であり、現在のところ中国企業に対して安全を保障できないと見なされている。従って、同国は、南アジアにおける BRI の重要国とはいえない。ネパール、モルディブ及びブータンの外交政策は、インドによって制約されている。
 - e. インドは、明らかに領土主権の観点から CPEC に反対している。また、インドは、国防上の理由から、バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー経済回廊を拒否しており、中国・ネパール・インド経済回廊にも反対している。インドは、BRI に対抗して、インド洋沿岸諸国を結ぶ、Spice Route initiative と Project Mausam を打ち出している。インドは、BRI への参加を拒否しているばかりでなく、南アジア諸国に対しても参加しないよう圧力をかけている。
- (2) こうした環境下で、中国は南アジアで如何なる戦略を推進すべきか。困難が予想されるが、中国は、インドを無視したり、対立したりすべきではない。特定の経済プロジェクトに関する協力を推進すべきだし、CPEC をインドに延長する可能性も検討すべきである。中国・ネパール・

インド文化回廊は、チベット、ネパールそしてインド北部の仏教徒の聖地を結ぶ、古代アジア文明の共存共栄の新たなパラダイムとなる可能性がある。BRI は長期的な戦略構想であり、従って、短期的な利益より、持続性が重要である。故に、BRI の推進に当たっては、協力プロジェクトのスピードや量的規模ではなく、質を重視すべきである。

記事参照：The Belt and Road Is Coming to South Asia, But Not Everyone Is Enthusiastic

4 . 北極海関連事象

4 - 1 主要事象

8 月 31 日「中国砕氷船、初めて北西航路を航行」(The Globe and Mail.com, August 31, 2017)

中国の砕氷船「雪龍」はカナダの北西航路を初めて航行している。以下は、カナダ紙の報道である。

- (1) 中国の砕氷船「雪龍」はカナダの北西航路のデーヴィス海峡（カナダ領バフィン島とグリーンランドの間）を初めて航行し、8 月 31 日頃にカナダ水域のランカスター海峡に入った。「雪龍」の航行を衛星画像で追跡してきた、カナダのカルガリー大学ヒューバート教授は、「これは中国の公船による初めての北西航路の航行であり、中国の新たなプレゼンスである。中国船がカナダ領北極水域に出現するようになったことは注目すべき事態である」と述べた。
- (2) カナダは、北西航路を自国の内水域と見なし、外国船舶に対して北西航路入域前の事前許可を求めている。カナダ外務省によれば、今回の中国の航行に関して、調査活動を理由に許可していた。外務省幹部は、「カナダは、航行船舶が安全規則と環境保護を遵守する限り、外国船舶の北極水域の航行を歓迎する。今回の中国の場合、『雪龍』がカナダの科学者チームと合同で海洋科学調査を実施するとの申請があり、認可した」と語った。外務省によれば、「雪龍」の航行にカナダの砕氷船も同行した。
- (3) 中国の国営メディアは、北西航路を将来の交易の「ゴールデン・ゲートウェイ」と呼んでいる。中国は、輸出の 90% を海運に依存している。中国は、北極沿岸国ではないが、北極圏での役割拡大を追求してきた。前出のヒューバート教授は「『雪龍』の航海は、アジアからロシア沿岸域、スカンディナヴィア半島沖を経由して、デーヴィス海峡からカナダ水域のランカスター海峡に入る、北極圏周回の航海である。これは、単なる科学調査を超えた重要な意味を持つ」と指摘している。中国船舶にとって、北極航路は、スエズ運河やパナマ運河を経由するより、航行距離が短いという利点がある。2017 年 7 月初め、中国の習近平主席はロシアのメドベージェフ首相との間で、北方航路を「氷海のシルクロード」として共同開発することに合意している。カナダは北西航路を自国の内水域と見なしており、国際航路と主張するアメリカと対立していることから、ヒューバート教授は、北西航路経由の商業航行に対する中国の熱意はカナダの主権を侵害する危険があると警告している。

記事参照：Chinese ship making first voyage through Canada's Northwest Passage

【関連記事】**「中国砕氷船『雪龍』、北西航路通航」(The Globe and Mail.com, September 10, 2017)**

中国の新華社通信によれば、中国の砕氷船「雪龍」は9月6日、初めて北西航路を通航し、「将来の北西航路の商業通航に向けて、多くの経験を得た。」新華社通信によれば、パナマ運河を経由するニューヨークから上海までの1万500カイリの従来のルートに比して、北西航路経由ルートは8,600カイリで、7日間の航行日数の短縮となる。また、新華社通信によれば、2017年の夏期、中国の6隻の商船がロシア北方航路を通航した。カナダは、北西航路に対して、歴史的権原に基づく主権を主張している。アメリカはこの主張に対して長年にわたって異議を唱えてきたが、中国が北西航路の通航に先立って、カナダに事前許可を求めてきたことは、カナダにとって重要な意味を持つことになろう。

記事参照: China used research mission to test trade route through Canada's Northwest Passage

【関連記事】**「中国初の国産砕氷船、『雪龍2』と命名」(China Daily.com, September 27, 2017)**

9月26日付けの中国紙、科学技術日報の報道によれば、中国初の国産砕氷船は、「雪龍2」と命名された。同船は、中国国営造船とフィンランドのAker Arctic Technologyとの合同設計で、上海の江南造船集団公司以て建造され、2016年12月に進水した。中国極地研究所によれば、同船は、全長122.3メートル、厚さ最大1.5メートルの海氷面を3ノットの速度で航行できる。「雪龍2」は、2019年に完成予定である。中国が現在保有する砕氷船、「雪龍」はウクライナで建造され、1994年に就役した。

記事参照: China's first home-built icebreaker named Snow Dragon 2

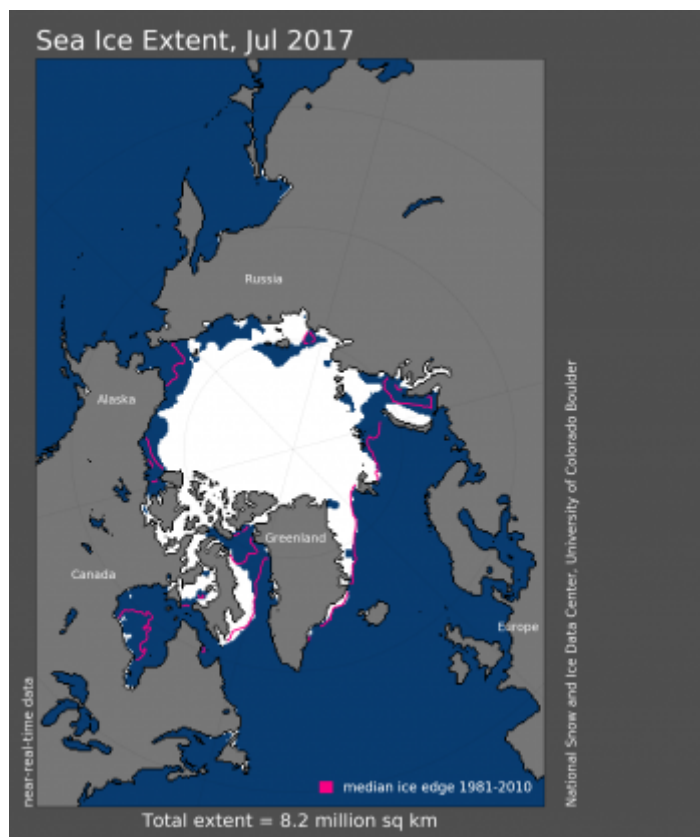
Photo: An artist's impression of Xuelong 2. [Photo/Polar Research Institute of China]

4 - 2 海氷状況

以下は、米国の The National Snow and Ice Data Center, University of Colorado の HP に掲載された、北極海の海氷についての衛星観測データ・月間状況分析（英文タイトルを含む）である。

7月の海氷状況

2017 年 7 月の状況 : Which August will we get?



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2017/08/which-august-will-we-get/>

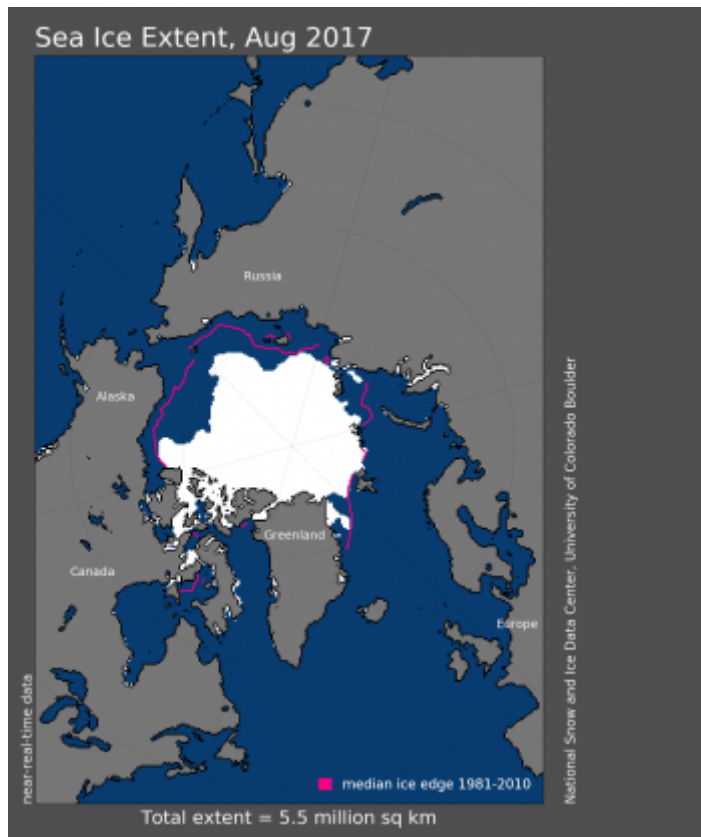
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における7月の平均的な海氷域を示す。+は北極点を示す。

7月の海氷面積の月間平均値は821万平方キロで、1979年～2017年の期間における衛星観測史上、5番目に小さかった。1981～2010年の7月の平均値を158万平方キロ下回ったが、2011年7月の最小記録を27万平方キロ上回った。海氷面積は、北極海の大部分で平均値を下回ったが、特に、ボーフォート海、チュクチ海及び東シベリア海では、7月を通じて海氷が縮小したが、ボーフォート海東部では、7月にわずかながら海氷面積が拡大した。

7月の北極海の大気温度は複雑な様相を示した。ボーフォート海にまで及ぶアラスカ上空の大気温度は平均値よりも摂氏1度～2度、カラ海とバレンツ海では摂氏2度～4度上回った。対照的に、グリーンランド、東中央部シベリア及びラプテフ海の大気温度は平均値を摂氏2度～4度下回った。

8月の海水状況

2017 年 8 月の状況 : The end of summer nears



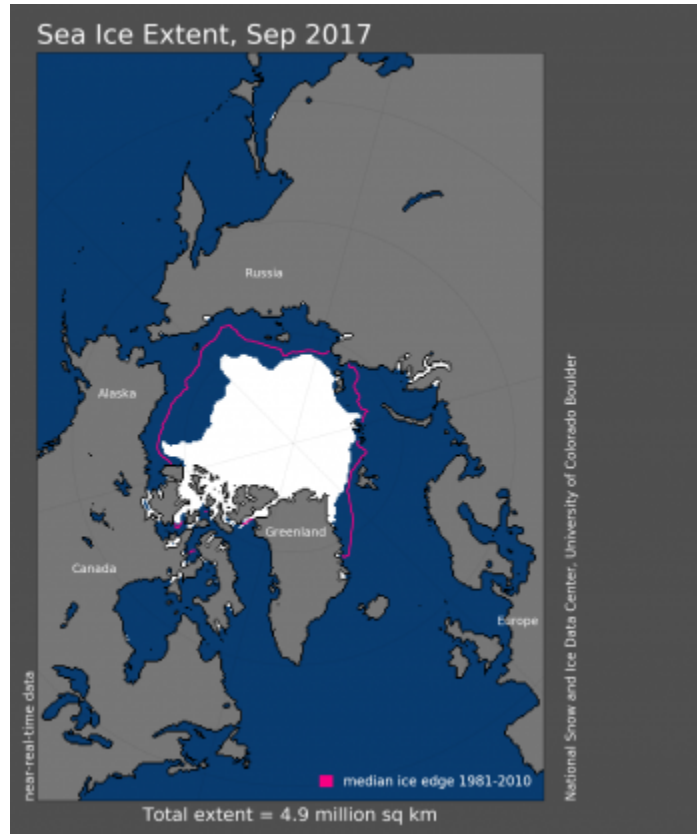
<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2017/09/the-end-of-summer-nears/>

※実線 (median ice edge) は、新たな基準値、1981 年～2010 年の期間における 8 月の平均的な海水域を示す。+ は北極点を示す。

8 月の海水面積の月間平均値は 551 万平方キロで、1979 年～2017 年の期間における衛星観測史上、3 番目に小さかった。1981～2010 年の 8 月の平均値を 177 万平方キロ下回ったが、2012 年 8 月の最小記録を 80 万平方キロ上回った。海水面積の縮小はボーフォート海西部で最も大きかったが、ボーフォート海の大部分と東シベリア海では海水面積が 40%～70%に縮小した。ロシアのタイムイル半島北東部沖合でも海水面積が縮小し、一部に海水ゼロの海域も出現した。ボーフォート海ではアイス・エッジがかなり北に後退し、一部の海域では 1979 年に衛星観測を開始して以来、最も北に後退した。

9月の海氷状況

2017年9月の状況：Tapping the brakes in September



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2017/10/arctic-sea-ice-2017-tapping-the-brakes-in-september/>

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における9月の平均的な海氷域を示す。

9月の海氷面積の月間平均値は487万平方キロで、1979年～2017年の期間における衛星観測史上、7番目に小さかった。1981～2010年の8月の平均値を167万平方キロ下回った。海氷面積は9月13日に夏期の最小値、464万平方キロを記録したが、これは観測史上8番目の記録であった。それ以降、海氷面積は徐々に拡大し始めたが、ボーフォート海とチュクチ海では、9月末時点でもアイス・エッジが依然かなり北にある。

9月の925hPaレベル（海面上ほぼ2,500フィート）での大気温度は、北極海の大部分で平均値を上回った。グリーンランドの大西洋側の極北では、1981～2010年の9月の平均値を摂氏5度、同大西洋側西部では摂氏1度～2度上回った。他方、バフィン湾では、1981～2010年の9月の平均値を摂氏1度下回った。

・ 解説

我が国における海洋安全保障への取り組みと今後の課題 第 2 期海洋基本計画の評価を機縁として

笹川平和財団海洋政策研究所
研究員 小森 雄太

1. はじめに

2007 年 4 月 27 日に制定された海洋基本法は、「地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献すること」（第 1 条）を目的としている。

この目的を達成するために、海洋基本法は「政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。」（第 16 条第 1 項）と規定し、具体的な内容として、「海洋に関する施策についての基本的な方針」や「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を挙げている（第 16 条第 2 項）。また、「内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。」（第 16 条第 3 項）と規定するとともに、「内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。」（第 16 条第 4 項）と規定し、政府全体として積極的に実施することも規定している。

そして、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」（第 16 条第 5 項）と規定するとともに、「政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（第 16 条第 7 項）と規定し、時代の変化に対応した計画であるための取り組みを政府に義務付けている。

本稿は、現行の海洋基本計画（以下「第 2 期海洋基本計画」とする）が 2013 年 4 月の改訂からまもなく 5 年を迎え、海洋基本法に規定されている改訂時期が差し迫っていることを踏まえ、第 2 期海洋基本計画が策定された 2013 年 4 月以降に実施された施策について、政府が毎年発表している「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策（以下「年次報告」とする）をもとに概観するとともに、笹川平和財団海洋政策研究所が 2017 年 1 月に実施した第 2 期海洋基本計画評価作業の報告（以下「評価作業報告」とする）をもとに検討を行い、第 2 期海洋基本計画における海洋安全保障に関する取り組

み状況を考察し、第 3 期海洋基本計画の策定に向けた課題と展望を考察する¹。

2. 第 2 期海洋基本計画における海洋安全保障

2-1. 第 2 期海洋基本計画の概要

海洋基本法における規定を踏まえ、2008 年 3 月に策定されたのが海洋基本計画（以下「第 1 期海洋基本計画」とする）である。第 1 期海洋基本計画は、総論において、「海洋と我々との関わり」や「我が国の海洋政策推進体制」、「本計画における政策目標及び計画期間」を明示するとともに、第 1 部（海洋に関する施策についての基本的な方針）において、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」や「海洋の安全の確保」、「科学的知見の充実」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」、「海洋に関する国際的協調」という基本方針を掲げている。また、第 2 部（海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策）において、政府が具体的に実施すべき施策として、「1 海洋資源の開発及び利用の推進」、「2 海洋環境の保全等」、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」、「4 海上輸送の確保」、「5 海洋の安全の確保」、「6 海洋調査の推進」、「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」、「8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」、「9 沿岸域の総合的管理」、「10 離島の保全等」、「11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」、「12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」を挙げるとともに、第 3 部（海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要なその他の事項）において、海洋政策を実施するために必要な取り組みとして、「1 海洋に関する施策の効果的な実施」や「2 関係者の責務及び相互の連携・協力」、「3 施策に関する情報の積極的な公表」を挙げている。

第 1 期海洋基本計画は、策定から約 4 年を経た 2012 年頃から改定に向けた検討が行われ、民間団体からの政策提言等も多数発表された²。政府においても、内閣官房の総合海洋政策本部に「海洋に関する施策に係る重要事項を審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる。」（総合海洋政策本部令第 1 条第 2 項）ことを目的として、「優れた識見を有する者」（同令第 1 条第 4 項）から構成される参与会議を設置し、第 2 期海洋基本計画策定に向けた検討を実施した。検討の結果については、「新たな海洋基本計画の策定に向けての意見」として取りまとめられ、2012 年 11 月 27 日に当時の野田佳彦内閣総理大臣に提出された。

これらの知見に加え、2008 年 3 月に閣議決定された第 1 期海洋基本計画の実施状況、「東日本大震災等を踏まえたエネルギー戦略の見直しや防災対策強化の動き」や「海洋の開発・利用への期待の高まり」、

¹ 第 2 期海洋基本計画に基づく取り組みに対する評価について、日本沿岸域学会が学会誌『沿岸域学会誌』第 29 巻第 4 号において、「海洋基本計画の改訂に向けて」と題した特集論文を掲載し、多様な視点からの現計画の評価と次期計画に向けた提言や論点を提示している。また、日本海洋政策学会が設置した課題研究グループ（研究課題名：旧新海洋基本計画および各年次報告の内容に関する研究—国により講じられた海洋関連施策の多面的検討—）においても、年次報告を基に有識者による評価作業が実施され、その成果に基づく政策提言が 2017 年 7 月 11 日に発表されている。日本海洋政策学会課題研究「新旧海洋基本計画および年次報告に関する研究」グループ「第 3 期海洋基本計画の策定に関する提言」<http://oceanpolicy.jp/jsop/1top/201707-sinnkyuukihonkeikaku-teigen.pdf>（2017 年 7 月 31 日検索）。

² 第 1 期海洋基本計画の改定に際し、発表された政策提言等としては、海洋基本法戦略研究会「次期海洋基本計画に盛り込むべき施策の重要事項に関する提言」（2012 年 8 月 31 日）や国土交通省海洋政策懇談会「国土交通省海洋政策懇談会報告書—真の海洋国家を目指して—」（2012 年 3 月）、文部科学省科学技術・学術審議会海洋開発分科会「次期海洋基本計画策定に向けた検討（中間まとめ）—海洋の持続的利用に向けた海洋フロンティア開拓戦略」（2012 年 8 月 23 日）、日本経済団体連合会「新たな海洋基本計画に向けた提言」（2012 年 7 月）、東京大学政策ビジョン研究センター及び同海洋アライアンス「海洋基本計画の見直しに向けた提言」（2012 年 9 月 13 日）などが挙げられる。原井直子（2013 年 3 月）「我が国の海洋基本計画の見直し」国立国会図書館調査及び立法考査局『海洋開発をめぐる諸相（科学技術に関する調査プロジェクト調査報告書）』所収 27-51 頁。

「海洋権益保全等をめぐる国際情勢の変化」、「その他社会情勢等の変化」をはじめとする「海洋をめぐる社会情勢等の変化」を踏まえ、2013年4月に閣議決定されたのが第2期海洋基本計画である。

第2期海洋基本計画は、総論と第1部から第3部までの構成となっており、総論においては、「国際協調と国際社会への貢献」や「海洋の開発・利用による富と繁栄」、「『海に守られた国』から『海を守る国』へ」、「未踏のフロンティアへの挑戦」といった「海洋立国日本の目指すべき姿」や「海洋基本計画策定の意義」が述べられている。また、第1部においては、本計画を含む「海洋に関する施策についての基本的な方針」として、「海洋政策をめぐる現状と課題」や「本計画において重点的に推進すべき取組」、「本計画における施策の方向性」が規定され、第2部においては、「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、「1 海洋資源の開発及び利用の推進」や「2 海洋環境の保全等」、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」、「4 海上輸送の確保」、「5 海洋の安全の確保」、「6 海洋調査の推進」、「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」、「8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」、「9 沿岸域の総合的管理」、「10 離島の保全等」、「11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」、「12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」が第1期海洋基本計画と同様に規定されている。そして、第3部においては、「海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」として、「1 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し」や「2 関係者の責務及び相互の連携」、「3 施策に関する情報の積極的な公表」が規定されている。

2-2. 第2期海洋基本計画における海洋安全保障と策定後の取り組み

前述のような構成となっている第2期海洋基本計画において、海洋安全保障に関する規定と考えられるのは、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」、「5 海洋の安全の確保」及び「10 離島の保全等」である。これらの事項について、第2期海洋基本計画においては、それぞれ下記のように規定している【表1】。

【表1】第2期海洋基本計画における海洋安全保障に関する取り組みの規定

3 排他的経済水域等の開発等の推進

- ・我が国の大陸棚延長申請に対する大陸棚限界委員会の勧告を踏まえ、勧告が先送りされた海域について早期に勧告が行われるよう努力するなど、延長大陸棚の限界の設定に向けた対応を適切に推進
- ・排他的経済水域等について、我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題が生じているため、これらの問題への対応及び問題の根本的解決について、排他的経済水域等における我が国の権益を確保すべく、国際法に基づいた解決を追求
- ・海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定、当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める

5 海洋の安全の確保

- ・我が国周辺海域における広域的な常時監視体制、遠方・重大事案への対応体制を強化
- ・巡視船艇、艦艇、航空機等の計画的な整備、要員の確保、自衛隊と海保との連携を強化
- ・沿岸、離島の治安・安全確保のための連携体制を構築
- ・ソマリア沖・アデン湾での海賊対策を継続、日本籍船への小銃を用いた警備を実施することができる等の特別の措置について、その取組を推進

10 離島の保全等

- ・離島における排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全や領海を根拠付ける離島の名称付与を実施
- ・重要な離島及びその周辺海域における情報収集、監視・警戒を強化し、島嶼部及び周辺海域の安全確保に関する体制を整備
- ・我が国の領域、排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島（いわゆる「国境離島」）について、その保全、管理及び振興に関する特別の措置について検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる
- ・離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援、安全かつ安定的な輸送の確保のための離島ターミナルの整備を推進
- ・離島等における医療を確保するため、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制を整備
- ・地域の創意工夫をいかした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討

（出典：「海洋基本計画の概要（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/130426gaiyou.pdf>）」より抜粋）

上記のような第2期海洋基本計画における規定を具体化するために、第2期海洋基本計画が策定された2013年4月以降、下記の取り組みが実施されている【表2】。

【表 2】年次報告における海洋安全保障に関する事項の記述（平成 26 年度～平成 28 年度）

「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する年次報告における記述

【平成 26 年度】	【平成 27 年度】	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】
<p>(1) 排他的経済水域等の確保・保全等</p> <p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。</p>	<p>(1) 排他的経済水域等の確保・保全等</p> <p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月 4 日に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月 9 日に閣議決定し、同年 10 月 1 日に施行しました。（内閣官房、外務省、国交省）</p>	<p>(1) 排他的経済水域等の確保・保全等</p> <p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月に閣議決定し、同年 10 月に施行しました。小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、平成 27 年 5 月、山谷海洋政策担当大臣（当時）から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。さらに、平成 28 年 2 月には外務省が第 2 回海洋法に関する国際シンポジウム「海洋資源の国際法」を主催し、その中で大陸棚延長に関連した法的問題を取り上げました。また、3 月には、我が国の国際法学者の研究グループにより、勧告先送りの法的問題をテーマとした国際シンポジウムが開催されました。（第 1 部 13 参照）（内閣官房、外務省、国交省等）</p>	<p>(1) 排他的経済水域等の確保・保全等</p> <p>○国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき、我が国は平成 20 年 11 月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成 24 年 4 月に同委員会から勧告を受領しました。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成 25 年 7 月に同委員会に質問書を発出し、平成 26 年 3 月に同委員会から回答を受領しました。これを受け、平成 26 年 7 月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定しました。この取組方針に従い、沖ノ島島北方の四国海盆海域及び沖大東島南方の沖大東海嶺南方海域を延長大陸棚の範囲として定める政令（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第 2 条第 2 号の海域を定める政令）を同年 9 月に閣議決定し、同年 10 月に施行しました。小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を行っており、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、平成 27 年 5 月、山谷海洋政策担当大臣（当時）から国連副事務総長に対し、大陸棚限界委員会の事務局としての協力を要請するなど、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。（内閣官房、外務省、国交省等）</p>

<p>○平成24年12月、中国及び韓国は、「大陸棚の限界に関する委員会」に九州薩摩半島沖から沖縄本島北方沖永良部島沖までの沖縄トラフを南東の限界とする大陸棚の延長申請を、それぞれ行いました。東シナ海においては、日中及び日韓双方のそれぞれの領海基線の間の距離は400海里未満であり、双方の200海里までの大陸棚が重なり合う部分について、日中及び日韓間の合意により境界を画定する必要があります。同委員会の手続規則では、境界画定の問題がある海域での申請は、全ての関係国の事前の同意がなければ検討できないことになっています。我が国はこのような同意を与えておらず、同委員会に対して中国及び韓国の申請を検討しないよう要請する口上書を中国及び韓国の申請の直後に相次いで発出しました。平成25年8月の同委員会の全体会で、同委員会は、我が国の口上書を踏まえ中国及び韓国の申請に対する検討の延期を決定しました。</p>			
<p>○東シナ海資源開発については、平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成22年7月、東京において、第1回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国側による一方的な開発行為は認められないとして、平成20年6月の合意の早期実施を強く求めています。</p>	<p>○東シナ海資源開発については、平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成22年7月、東京において、第1回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国側に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成20年6月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)</p>	<p>○東シナ海資源開発については、平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成22年7月、東京において、第1回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、同交渉は再開していません。中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成20年6月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)</p>	<p>○東シナ海資源開発については、日中間の協力に関する平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等を含め、中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきました。この結果、平成22年7月、東京において、第1回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されましたが、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、同交渉は再開していません。中国に対しては、一方的な開発を行わないよう求めるとともに、平成20年6月の合意の早期実施を強く求めています。(外務省)</p>
<p>○我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成23年法律第84号）」が平成23年7月22日に公布され、平成24年1月21日から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、これまでのところ、違反事実は認められていません。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律（平成23年法律第84号）」が平成23年7月に公布され、平成24年1月から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されていますが、平成26年度末時点で、違反事実は認められていません。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は平成26年は15件であったところ、平成27年は28件と増加しています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等における我が国の同意を得ない調査活動等が、平成28年度には19件確認されています。海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。(内閣官房、外務省、経産省、国交省)</p>

<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 27 年 3 月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)</p>	<p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。現時点で、噴火活動のあった西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)</p>
		<p>(2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進</p>	<p>(2) 排他的経済水域等の有効な利用等の推進</p>
		<p>○海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、前年度から引き続き平成 27 年度も「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム (PT)」を設置しました。同 PT では、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行い、海域利用の促進等に関する報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他 PT からの報告も含めた意見書を取りまとめ、平成 28 年 3 月、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)</p>	<p>○海洋基本計画を受けて、海洋政策本部参与会議は、平成 26 年度及び 27 年度に引き続き平成 28 年度も「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム (PT)」を設置し、我が国が海洋立国として海洋の権益をいかに確保していくべきかとの観点から、漁業(生物資源の保存管理)、資源開発(非生物資源の探査・開発)等の海洋における具体的な活動に焦点を当てつつ検討を行い、報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他 PT からの報告も含めた意見書を取りまとめ、平成 29 年 3 月に、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)</p>
<p>(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備</p>	<p>(2) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備</p>	<p>(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備</p>	<p>(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備</p>
<p>○平成 25 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁では、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。</p>	<p>○平成 26 年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は 15 件あり、海上保安庁の、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処しました。(外務省、国交省)</p>		

	<p>○低潮線保全法に基づき、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）を進めています。（国交省）</p>	<p>○低潮線保全法に基づき、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）するとともに、国による管理体制の構築を図っています。（国交省）</p>	<p>○低潮線保全法に基づき、特定離島（沖ノ鳥島及び南鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）するとともに、国による港湾の管理を実施しています。（国交省）</p>
<p>○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。</p>	<p>○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。（国交省）</p>	<p>○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。（国交省）</p>	<p>○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等を検討しています。（国交省）</p>
<p>○新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、参与会議の下にプロジェクトチーム（PT）を設置することとしました。これを受けて、平成 25 年 9 月、「EEZ 等の海域管理のあり方」PT を設置し、包括的な法整備のあり方を含め、EEZ 等の管理のあり方に関する方針の具体的な内容等について検討を行いました。</p>	<p>○平成 26 年 7 月、総合海洋政策本部参与会議の下に「海域の利用の促進等の在り方」PT を設置し、海洋活動に適用される我が国及び諸外国の法制度について検討を行いました。（内閣官房）</p>		
<p>○海洋産業の振興のため、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。</p>	<p>○海洋産業の振興のため、平成 26 年 3 月、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣（当時）をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成 26 年 6 月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめました。（内閣官房）</p>		

「5 海洋の安全の確保」に関する年次報告における記述

【平成 26 年度】	【平成 27 年度】	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】
(1) 海洋の安全保障や治安の確保	(1) 海洋の安全保障や治安の確保	(1) 海洋の安全保障や治安の確保	(1) 海洋の安全保障や治安の確保
<p>○海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになっていました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。</p>	<p>○海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになっていました。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)</p>	<p>○平成 24 年 9 月以降、尖閣諸島周辺海域では中国公船が荒天の日を除き、ほぼ毎日接続水域に入域するようになり、最近でも毎月 3 回程度の頻度で領海侵入を繰り返しています。さらに、平成 27 年 12 月以降は外観上、明らかに機関砲を搭載した中国公船による接続水域への入域、領海侵入も確認されています。海上保安庁では、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)</p>	<p>○平成 24 年 9 月以降、尖閣諸島周辺海域では中国公船が荒天の日を除き、ほぼ毎日接続水域で確認されており、最近では毎月 3 回程度の頻度で領海侵入を繰り返しています。さらに、平成 28 年 8 月には、多数の中国漁船が尖閣諸島周辺の接続水域内で操業する中、中国漁船に引き続き形で中国公船が領海侵入を繰り返す事案が発生しました。海上保安庁では、中国公船に対して領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させています。(国交省、外務省)</p>
		<p>○海上保安庁において、尖閣領海警備専従体制を構築するなど、必要な体制を整備しているところです。(国交省)</p>	<p>○海上保安庁では、平成 28 年 12 月の海上保安体制強化に関する関係閣僚会議で決定された「海上保安体制強化に関する方針」の下、戦略的海上保安体制を構築し、引き続き領海警備や外国漁船の取締り、我が国周辺海域の監視、海洋権益確保のための海洋調査等に万全を期します。(国交省)</p>
	<p>○平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域において宝石サンゴを狙う中国船が確認され、水産庁、海上保安庁及び東京都が連携して違法操業の取締りを実施するとともに、外国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域内で違法に操業した場合の罰則について最高額を 3,000 万円に引き上げる等、法制面に対策を強化しています。宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降は小笠原諸島周辺海域等の領海内で確認されていませんが、引き続き警戒を緩めることなく対応していきます。(第 1 部 4 参照) (国交省、農水省、外務省)</p>	<p>○平成 26 年、小笠原諸島周辺海域において多数確認された宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降、同海域では確認されていませんが、その後も、九州西方の排他的経済水域において検挙事案が発生するなど、依然として予断を許さない状況であることから、引き続き関係省庁が連携し、警戒を緩めることなく厳正な監視取締りを行っているほか、外交ルートや日中漁業共同委員会等の場を通じて累次中国側への申し入れを行っています。(国交省、農水省、外務省)</p>	<p>○平成 26 年、小笠原諸島周辺海域において多数確認された宝石サンゴを狙う中国船は、平成 27 年 1 月 23 日以降、同海域では確認されていませんが、その後も、九州西方の排他的経済水域において検挙事案が発生するなど、依然として予断を許さない状況であることから、引き続き関係省庁が連携し、警戒を緩めることなく厳正な監視取締りを行っているほか、外交ルートや日中漁業共同委員会等の場を通じて累次中国側への申し入れを行っています。(国交省、農水省、外務省)</p>

<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しており、平成25年9月には、マレーシアに、平成26年1月にはインドに巡視船を派遣し、同国海上保安機関と連携訓練や海賊対策に係る意見交換等を実施したほか、平成26年3月にはスリランカに航空機を派遣し同国海上保安機関と海賊対策に係る意見交換等を実施しました。</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。(国交省)</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しています。また、日本が作成を主導したアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づき設立された情報共有センターに事務局長及び事務局長補を継続して派遣してきており、平成28年4月には新たに黒木雅文事務局長が就任しました。(国交省、外務省)</p>	<p>○東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣し、現地において連携訓練等を行っています。また、日本が作成を主導したアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づき設立された情報共有センターに事務局長及び事務局長補を継続して派遣してきており、平成28年4月には新たに黒木雅文事務局長が就任しました。(国交省、外務省)</p>
<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を行っており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っております。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していません。(国交省、防衛省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っています。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません。(国交省、防衛省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しているほか、国土交通省では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っています。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません。(国交省、防衛省)</p>
<p>○平成24年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成26年7月18日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成27年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。</p>	<p>○平成24年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成26年7月18日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成27年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。(国交省、防衛省、外務省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会による継続的な取組の成果により、平成24年以降減少傾向にあり、平成27年には初めて0件となりました。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にあります。一方で、海上保安庁が同海域において、海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成27年7月7日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成28年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとしました。(国交省、防衛省、外務省)</p>	<p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、自衛隊を含む各国部隊の海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会による継続的な取組の成果により、平成24年以降減少傾向にあり、平成27年には初めて0件となり、平成28年は2件に留まるなど、近年低い水準で推移しています。しかし、ソマリア国内の貧困といった海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が引き続き存在している状況にあります。そのため、平成28年11月1日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成29年11月19日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続するとともに、近年の直接護衛の所要の傾向を踏まえ、派遣する護衛艦の隻数を2隻から1隻にすることを決定しました。(国交省、防衛省、外務省)</p>

<p>○平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施しています。</p>	<p>○平成 25 年 12 月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しています。また、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成 26 年 8 月からは海上自衛官を CTF151 司令部に派遣しています。（防衛省）</p>	<p>○派遣海賊対処行動水上部隊は、これまでの民間船舶の護衛に加え、平成 25 年 12 月から海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しており、平成 26 年 2 月からは派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してソマリア沖・アデン湾の警戒監視飛行を実施し、平成 26 年 8 月からは海上自衛官を CTF151 司令部要員として派遣するとともに、平成 27 年 5 月末から同年 8 月末までの間、伊藤弘海将補を CTF151 司令官として派遣しました。（防衛省）</p>	<p>○派遣海賊対処行動水上部隊は、民間船舶の護衛のほか、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊である CTF151 に参加してゾーンディフェンス（特定の海域の中で警戒監視を行う活動）を実施しており、派遣海賊対処行動航空隊も CTF151 に参加してソマリア沖・アデン湾の警戒監視飛行を実施しています。また、平成 26 年 8 月以降、海上自衛官を CTF151 司令部要員として派遣しており、CTF151 司令官についても、自衛隊初の多国籍部隊司令官として、平成 27 年 5 月から同年 8 月まで海将補を派遣したほか、平成 29 年 3 月から 6 月までの間、2 回目の派遣をしました。（防衛省）</p>
<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月 30 日、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しました。</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始しています。（国交省）</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、インド洋・アラビア海へと広域化したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況でした。このことから、平成 25 年 11 月、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、的確な運用に努めています。（国交省）</p>	<p>○平成 22 年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、インド洋・アラビア海へと広域化したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加しました。しかし、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備を実施することができませんでした。このことから、平成 25 年 11 月、海賊多発海域において、一定の要件を満たす特定日本船舶における民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、的確な運用に努めています。（国交省）</p>
<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。</p>	<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。（国交省）</p>	<p>○海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施しています。（国交省）</p>	<p>○海上保安庁では、現下の厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所周辺海域での巡視船艇による常時配備、必要に応じた航空機による監視警戒の実施をはじめ、臨海部の警戒対象施設の巡視船艇・航空機による警戒監視、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策などのテロ対策に取り組んでいます。（国交省）</p>
			<p>○ソフトターゲットに対するテロ対策として、関係機関と関係業界とが一体となってテロ対策について検討を進める「海上・臨海部テロ対策に関するスタディ・グループ」を立ち上げ、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた官民一体となったテロ対策を推進しています。（国交省）</p>

			○平成 28 年 5 月の伊勢志摩サミットでは、巡視船艇最大約 100 隻を投入するなど、最大規模の警備体制で対応し、警察等関係機関との連携はもちろんのこと、地元三重県や志摩市、更には海事・漁業関係者との協力の下で大きな混乱もなく、海上警備を完遂しました。(国交省)
○平成 25 年 5 月には、ポーランド・ワルシャワにおいて、拡散に対する安全保障構想 (PSI) 創設 10 周年を記念するハイレベル政治会合 (HLP) が開催され、我が国の人員が参加しました。また、平成 30 年に我が国が訓練を主催することを見据え、かつ平成 26 年 8 月の米国主催 PSI 阻止訓練「FortuneGuard2014」において、我が国として可能な貢献を行うべく、計画会合へ積極的に参加しています。	○平成 26 年 5 月には、米国・ニューポートにおいて、拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家会合 (OEG) が開催され、我が国の人員が参加しました。同年 8 月には米国・ホノルルにおいて、米国主催 PSI 阻止訓練「FortuneGuard2014」において、我が国から艦船及び人員が参加しました。(外務省、警察庁、国交省、防衛省)	○平成 27 年 5 月にカナダ・オタワにおいて開催された拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家会合 (OEG)、同年 11 月にニュージーランド・ウェリントンにおいて開催されたニュージーランド主催 PSI 阻止机上訓練「MARU2015」、及び平成 28 年 1 月に米国・ワシントンにおいて開催された PSI 高級事務レベル会合に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省)	○大量破壊兵器等の拡散阻止を目的とする、拡散に対する安全保障構想 (PSI) に関し、平成 28 年 4 月に英国において開催された英国主催オペレーション専門家 (OEG) 会合及び同年 9 月にシンガポールにおいて開催されたシンガポール主催海上阻止訓練「DeepSabre 16」に我が国の人員が参加しました。(外務省、警察庁、財務省、防衛省、国交省)
(2) 海上交通における安全対策	(2) 海上交通における安全対策	(2) 海上交通における安全対策	(2) 海上交通における安全対策
○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。	○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図りました。(国交省)	○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、海上運送法等の法令遵守を徹底するため、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導 (立入検査) を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交省)	○海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、海上運送法等の法令遵守を徹底するため、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施しました。さらに、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導 (立入検査) を実施することにより、指導監督の強化を図りました。(国交省)
		○平成 27 年 7 月のフェリー「さんふらわあだいせつ」の火災事故を受けて、国土交通省は、火災・消防に関する専門家などから構成する「フェリー火災対策検討委員会」を開催し、あらかじめ事業者が消火活動の手順を検討するとともに、各乗組員が実戦的な訓練を積むための手引書を取りまとめました。平成 28 年度中を目途に、手引書を活用して、全国のフェリー事業者に対して火災対策の強化の指導を行います。(国交省)	○平成 27 年 7 月のフェリー「さんふらわあだいせつ」の火災事故を受けて、あらかじめ事業者が消火活動の手順を検討するとともに、各乗組員が実戦的な訓練を積むための手引書を取りまとめました。平成 28 年度は、全国で説明会等を開催するとともに、手引書を活用して、全国のフェリー事業者に対して火災対策の強化のための指導を行いました。(国交省)
		○小型船舶からの海中転落による毎年約 80 人の死者・行方不明者を減少させるため、国土交通省は検討委員会を開催し、平成 29 年の夏頃に、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務範囲を拡大することを決めました。(国交省)	○小型船舶からの海中転落による毎年約 80 人の死者・行方不明者を減少させるため、平成 30 年 2 月 1 日から原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務付けることとし、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正を行いました。(国交省)

		<p>○国際海事機関における船舶の安全基準策定に関する協議に参画し、天然ガス等を燃料とする船舶の安全基準等の整備を主導した他、平成 25 年 6 月の大型コンテナ船の折損事故を受けて新たな構造安全対策の提案を行いました。その他にも係船索の安全対策、安全航行に役立つ画面表示の統一化、船上クレーンの安全対策等についての議論を主導しています。また、新たな国際基準に対応した国内法令の整備を実施しました。(国交省)</p>	<p>○船舶の安全に関しては、国際海事機関 (IMO) を中心に国際的な規則及び基準が定められており、我が国は IMO における議論に積極的に参画しております。平成 28 年 11 月に開催された IMO 会合においては、近年旅客フェリーの火災事故が多発していることが指摘され、今後 IMO で旅客フェリーの火災安全に関する基準を見直すこととなり、我が国も国内の火災事例を踏まえた新しい火災対策を紹介するなどしていきます。また、平成 29 年 1 月には、極海特有の危険性を考慮した極海コード及び液化天然ガス (LNG) 等の低引火点燃料を使用する船舶のための国際ガス燃料船コードの義務化等国際的な基準の改正に伴い、国内法令の整備を実施しました。(国交省)</p>
<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。</p>	<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ確に対応しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○海上保安庁では、海難救助等に対する迅速かつ確な対応を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しています。また、搜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組みました。(国交省)</p>
<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>	<p>○地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施しています。(国交省)</p>
<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることにしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることにしています。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることにしており、平成 27 年 8 月には、その一環として、京浜港横浜区における管制機能の強化を行いました。また、この一元的な海上交通管制とあわせて、津波等の非常災害が発生した場合に海上保安庁長官が船舶に対して移動命令を発出する制度等を盛り込んだ「海上交通安全法等の一部を改正する法律」を第 190 回国会 (常会) に提出しました。さらに、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>	<p>○海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化等の整備を実施しているほか、非常災害発生時における船舶の迅速かつ円滑な避難と被害の極小化に加えて、平時における渋滞の緩和と安全かつ効率的な運航の実現のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることにしており、レーダー等所要の施設整備を実施しています。また、平成 28 年 5 月には、津波等の非常災害が発生した場合に海上保安庁長官が船舶に対して移動命令を発出する制度等を盛り込んだ「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が第 190 回国会 (常会) において成立しました。さらに、災害発生時においても海上輸送ルートの安全確保を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しています。(国交省)</p>

	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等を通じて海難防止思想の普及等を図るとともに、安全運航等に関する現場指導を行うなど、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>	<p>○民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、海難防止講習会等の開催、船舶や遊泳者等に対する現場指導などを通じて海難防止思想の普及を図り、海難防止対策を推進しています。(国交省)</p>
<p>○船舶自動識別装置 (AIS) を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。</p>	<p>○船舶自動識別装置 (AIS) を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)</p>	<p>○船舶自動識別装置 (AIS) を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しています。(国交省)</p>	<p>○船舶自動識別装置 (AIS) を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しています。(国交省)</p>
		<p>○「海の安全情報」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等において提供しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や避難勧告等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施しています。(国交省)</p>	<p>○「海の安全情報」として、広く国民に対し、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等において提供しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や避難勧告等の緊急情報を電子メールで配信することで、海難を防止するための注意喚起・啓発を実施しています。また、平成 27 年に発生した海難死亡事故を受け、平成 28 年 8 月からは、新たに、「竜巻注意情報」等の情報の提供を開始し、一層の海難防止を図っています。(国交省)</p>
	<p>○外国船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーティングガイド (伊勢湾) を平成 27 年 3 月 5 日に刊行しました。(国交省)</p>	<p>○外国人船員が乗る船舶の海難防止対策の一環として、英語で表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、交通ルールを英語で記載した我が国初のルーティングガイド (伊勢湾) を平成 27 年 3 月に、同年 7 月にはルーティングガイド (東京湾)、平成 28 年 3 月にはルーティングガイド (瀬戸内海) を刊行しました。(国交省)</p>	<p>○外国人が運航する船員が乗る船舶の海難防止対策の一環として、英語のみで表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、法令やそれに対応する地理的位置関係を体系的に表示したマリナーズルーティングガイドを東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の 3 海域を刊行しています。(国交省)</p>
	<p>○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、平成 26 年 6 月 18 日からは、これらの文字情報を地図上に図示したビジュアル情報をインターネットで提供しています。(国交省)</p>	<p>○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、利用者が視覚的に容易に危険海域を把握できるよう、地図上に表示したビジュアル情報を提供しています。(国交省)</p>	<p>○船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を、水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供しています。また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により航行警報として幅広く情報提供しています。さらに、利用者が視覚的に容易に危険海域を把握できるよう、地図上に表示したビジュアル情報を提供しています。(国交省)</p>

<p>○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の観測体制の強化として、来島海峡にライブカメラ及び灯浮標に流速計を設置し潮流観測を行うとともに、潮流シミュレーションを作成しました。</p>	<p>○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の情報提供体制を構築し、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。(国交省)</p>	<p>○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。(国交省)</p>	<p>○海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。(国交省)</p>
<p>○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール (PSC) 実施体制を確保するため、PSC 官の増員を継続的に実施しています。</p>	<p>○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール (PSC) 実施体制を確保するため、PSC 官の増員を継続的に実施しています。(国交省)</p>	<p>○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たすために必要な、船舶検査及びポート・ステート・コントロール (PSC) 実施体制を整備するとともに、船舶検査官、運航労務監理官及び外国船舶監督官の教育訓練等を実施しています。(国交省)</p>	<p>○SOLAS 条約、MARPOL 条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たすために必要な、船舶検査及びポート・ステート・コントロール (PSC) 実施体制を整備するとともに、船舶検査官、運航労務監理官及び外国船舶監督官の教育訓練等を実施しています。(国交省)</p>
<p>(3) 海洋由来の自然災害への対応</p>	<p>(3) 海洋由来の自然災害への対応</p>	<p>(3) 海洋由来の自然災害への対応</p>	<p>(3) 海洋由来の自然災害への対応</p>
<p>○「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震による津波高や浸水域等を推計し、津波による人的被害・建物被害の想定等を行い、平成 25 年 5 月、南海トラフ巨大地震への対策等を具体的に示した最終報告をとりまとめました。</p>			
<p>○また、平成 26 年 3 月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定しました。この計画では、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針やそれに基づく基本的な施策、さらには各施策に係る具体目標及びその達成期間等について定めています。</p>			
<p>○設計外力を超えた津波に対し、津波が天端を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。特に海岸堤防等については、「緑の防潮堤」をモデル的に整備しました。</p>	<p>○設計外力を超えた津波に対し、津波天端（てんば）を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進しました。平成 26 年 6 月に改正海岸法が成立し、施設と一体的に設置された根固工又は樹林（「緑の防潮堤」）等の「粘り強い構造」の堤防等を法律上明確に位置付けられ、一層の整備を推進しました。(国交省)</p>	<p>○平成 26 年 6 月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造（「緑の防潮堤」を含む）の海岸堤防、防波堤等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農水省、国交省)</p>	<p>○平成 26 年 6 月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造（「緑の防潮堤」を含む）の海岸堤防、防波堤等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。(農水省、国交省)</p>

<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成 25 年 4 月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方（提言）」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成 25 年 4 月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方（提言）」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。平成 26 年 6 月に改正海岸法が成立し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの策定指針等を盛り込んだ「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を平成 27 年 4 月に改訂し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。さらに、操作・退避ルールを現場操作員にまで確実に浸透させるための取組等について検討を進めました。（農水省、国交省）</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、平成 26 年 6 月に海岸法が改正され、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの策定指針等を盛り込んで「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を平成 27 年 4 月に改訂し、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めました。さらに、操作・退避ルールを現場操作員にまで確実に浸透させるための取組等について検討を進めました。（農水省、国交省）</p>	<p>○海岸における水門・陸閘等については、安全かつ、迅速・確実に現場操作員が操作・退避できるよう「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を平成 28 年 4 月に補訂しました。また、現場作業員の安全を確保し、確実に閉鎖等を行うため、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を推進しました。（農水省、国交省）</p>
<p>○平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。</p>	<p>○平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。（国交省）</p>	<p>○平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進しました。（国交省）</p>	<p>○平成 23 年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。（国交省）</p>
		<p>○平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮に係る水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定制度等を創設しました。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうち上げ高予測システムの技術開発を推進しました。（農水省、国交省）</p>	<p>○平成 27 年 5 月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、高潮浸水想定区域の指定を促進しました。（農水省、国交省）</p>

<p>○巨大海底地震・津波への対応については、東南海地震の想定震源域に敷設した海底ネットワークシステムを運用するとともに、南海地震の想定震源域にもより広範囲に海底ネットワークシステムを構築するため、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施し、基幹ケーブルの一部敷設を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備に向けて、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施するとともに、千葉県房総沖で海底ケーブルの敷設を行いました。地震・津波観測監視システム 2 期 (DONET2) の構築位置について、昨年度に実施した構築予定海域の事前調査結果により、海底ケーブル敷設ルートと観測点構築位置を決定し、その工事に着手しました。</p>	<p>○巨大海底地震・津波への対応については、南海トラフの巨大地震の想定震源域 (紀伊半島沖) に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) を運用するとともに、同震源域 (紀伊水道沖) にもより広範囲に同システム (DONET2) を構築するため、基幹ケーブルの敷設を完了するとともに、一部観測機器の設置を行いました。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) の整備に向けて、千葉県房総沖に続いて、青森県沖、岩手県沖、宮城県北部沖で海底ケーブルと海底地震津波計の敷設を行いました。(文科省、国交省)</p>	<p>○海溝型巨大地震・津波への対応については、南海トラフ巨大地震の想定震源域 (紀伊半島沖) に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) を運用するとともに、同じく想定震源域である潮岬沖から室戸岬沖への同システム (DONET2) の敷設を完了し、運用を開始しました。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) の整備に向けて、千葉県房総沖、岩手県沖、青森県沖に続いて、茨城県沖、福島県沖、宮城県沖、北海道沖で海底ケーブルと海底地震計・津波計の敷設を行いました。加えて、これらの観測網から得られたデータの活用を進め緊急地震速報や津波観測情報の発表の迅速化等に取り組んでいます。(文科省、国交省)</p>	<p>○海溝型巨大地震・津波への対応については、南海トラフ巨大地震の想定震源域のうち、紀伊半島沖に敷設した地震・津波観測監視システム (DONET1) 及び潮岬沖から室戸岬沖に敷設した同システム (DONET2) を運用しています。また、日本海溝海底地震津波観測網 (S-net) は、北海道沖から千葉県房総沖における海底ケーブルと海底地震計・津波計の敷設が完了し、運用を開始しました。これらの観測網から得られたデータは、S-net の海溝沖外側に敷設した部分を除き、津波警報等の更新や沖合の津波観測に関する情報の発表に活用しています。また、これらのデータを緊急地震速報の発表の迅速化に活用するための検討を進めています。(文科省、国交省)</p>
<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。</p>	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報 (JMH) 等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組みました。(国交省)</p>
<p>○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月 7 日から行っています。</p>	<p>○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成 25 年 3 月から行っています。(国交省)</p>	<p>○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報等の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報等を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報等の運用を平成 25 年 3 月から行っています。更に、沖合の津波観測資料から初期の水位分布を推定し沿岸の津波高を予測する新たな手法の導入に取り組んでいます。(国交省)</p>	<p>○気象庁では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報等の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、マグニチュード 8 を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報等を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報等の運用を平成 25 年 3 月から行っています。更に、沖合の津波観測データから初期の水位分布を推定し沿岸の津波高を予測する新たな手法の導入に取り組んでいます。(国交省)</p>

		<p>○東日本大震災における大津波により多くの船舶被害等が発生したこと等を踏まえ、平成 26 年 3 月、津波避難マニュアルを作成するための手引きを作成し、船舶運航事業者における津波避難マニュアル作成を促進するため、必要な支援を行っています。(国交省)</p>	<p>○東日本大震災における大津波により発生した船舶被害等を踏まえ、船舶津波避難対策として、平成 26 年より事業者における船舶津波避難マニュアルの作成促進を行っております。中小規模事業者や外航船舶における津波避難対策促進のため平成 28 年 7 月に新たな様式「津波対応シート」、9 月には同外国語版を公表しました。また、マニュアルに関する説明会等を行うとともに、策定したマニュアルに基づく訓練の実施、マニュアルの見直しについても指導する等、引き続き必要な支援を行っています。(国交省)</p>
			<p>○津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震および首都直下地震による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し提供しています。(国交省)</p>

「10 離島の保全等」に関する年次報告における記述

【平成 26 年度】	【平成 27 年度】	【平成 28 年度】	【平成 29 年度】
<p>(1) 離島の保全・管理</p> <p>○平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。</p>	<p>(1) 離島の保全・管理</p> <p>○<3 (1) 再掲>平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 26 年度末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)</p>	<p>(1) 離島の保全・管理</p> <p>○<第 2 部 3 (1) 再掲>平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成 27 年 3 月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)</p>	<p>(1) 離島の保全・管理</p> <p>○<第 2 部 3 (1) 再掲>平成 22 年 6 月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。現時点で、噴火活動のあった西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)</p>

<p>○低潮線保全法に基づき、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、特定離島港湾施設の建設を、南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手し、引き続き整備を実施しております。</p>	<p>○<3 (2) 再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）を進めています。（国交省）</p>	<p>○<第 2 部 3 (3) 再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島（南鳥島及び沖ノ鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）するとともに、国による管理体制の構築を図っています。（国交省）</p>	<p>○<第 2 部 3 (3) 再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島（沖ノ鳥島及び南鳥島）において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設の整備（南鳥島では平成 22 年に、沖ノ鳥島では平成 23 年に着手）するとともに、国による港湾の管理を実施しています。（国交省）</p>
<p>○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等に対し、技術開発の意向を募集した。</p>	<p>○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定するとともに、技術開発実施基本計画を策定しました。（内閣官房、国交省）</p>	<p>○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成 27 年度より現地における技術開発を開始しました。（内閣官房、国交省）</p>	<p>○特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成 27 年度から現地における技術開発を開始しました。（内閣官房、国交省）</p>
<p>○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施しました。</p>	<p>○<3 (2) 再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。（国交省）</p>	<p>○<第 2 部 3 (2) 再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。（国交省）</p>	<p>○<第 2 部 3 (3) 再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。（国交省）</p>
<p>○平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、地図・海図に名称の記載がない離島へ名称を付与する予定であり、これに向けた作業を進めました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、島に付与する地理識別子（地物を一意に識別することができるコード）については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。</p>	<p>○平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、平成 26 年 8 月 1 日、地図・海図に名称の記載がない 158 の離島へ名称を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。さらに、島に付与する地理識別子（地物を一意に識別することができるコード）については、国土地理院にて引き続き検討を行いました。（内閣官房、国交省）</p>	<p>○平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、名称を付与し、保全・管理を適切に行いました。さらに、島に付与する地理識別子（地物を一意に識別することができるコード）の検討を行い、領海の外縁を根拠付ける離島に地理識別子を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。（内閣官房、国交省）</p>	<p>○「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成 21 年 12 月総合海洋政策本部決定、平成 27 年 6 月改定、平成 28 年 7 月改定。以下「離島の基本方針」という。)に基づき、平成 28 年 7 月に領海及び排他的経済水域を保全するうえで国境離島が果たす重要な役割や法令、予算といった基礎情報を掲載した国境離島 WEB ページを開設しました。（内閣官房）</p>
<p>○離島の保全・管理に資するため、ペヨネース列岩（東京都八丈支庁）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島の保全・管理に資するため、南硫黄島（東京都小笠原村）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島の保全・管理に資するため、銭洲（東京都神津島村）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。（国交省）</p>	<p>○離島の保全・管理に資するため、西之島（東京都小笠原村）、須美寿島（東京都）において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。（国交省）</p>
<p>○色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土 Web)で公開しました。2 万 5 千分 1 地形図(印刷図)については、平成 26 年度の刊行を予定しています。</p>	<p>○色丹島、択捉島について、平成 24、25 年度に 2 万 5 千分 1 地形図 47 面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土 Web)で公開し、平成 26 年度に 2 万 5 千分 1 地形図(印刷図)を刊行しました。（国交省）</p>		

<p>○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域において、マングースの捕獲による防除事業、小笠原諸島においてグリーンアノールの捕獲等による防除事業を継続して実施しました。</p>	<p>○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業を継続して実施しました。(環境省)</p>	<p>○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続して実施しました。(環境省)</p>	<p>○奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続して実施しました。(環境省)</p>
<p>○いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成 25 年 6 月に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、中間提言がとりまとめられました。また、引き続き、最終提言に向けた検討が行われています。</p>	<p>○いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成 26 年 6 月 30 日に、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、最終提言をとりまとめました。(内閣官房)</p>	<p>○「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成 21 年 12 月総合海洋政策本部決定)から概ね 5 年が経過したこと、26 年 6 月に「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」の最終提言がとりまとめられたこと等を踏まえて、27 年 6 月に開催された第 13 回総合海洋政策本部会合において、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を決定しました。新たな基本方針では、我が国の領域保全や管轄海域の管理を行うための体制の強化や、国庫に帰属することが新たに判明した離島の土地の国有財産としての登録などが施策として追加されました。我が国の領海等の管轄海域の根拠となる離島の保全・管理の重要性に鑑み、関係省庁と連携を図りながら、諸施策の推進を図っています。(内閣官房等)</p>	<p>○離島の基本方針に基づき、我が国の領海基線を有する無人離島 431 島のうち、無主の離島 273 島について、国有財産としての登録等を進めて来たところです。この度、当該離島を所管することとなった省庁において、平成 29 年 3 月に、国有財産台帳への登載は終了し、不動産登記は、更に詳細な所在の確認が必要な離島を除き、登記の囑託を終了しました。(内閣官房等)</p>
			<p>○平成 28 年 4 月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成 28 年法律第 33 号。)が議員立法で成立したことを受け、平成 28 年 7 月の第 15 回総合海洋政策本部会合にて、離島の基本方針を改訂しました。また、平成 29 年 4 月に有人国境離島法が施行され、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要となる特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し、国費 50 億円の新たな交付金等、関連施策の予算の執行により、関係都道府県等が実施する航路・航空路の住民運賃の低廉化等の取組を支援しています。(内閣官房等)</p>

(2) 離島の振興	(2) 離島の振興	(2) 離島の振興	(2) 離島の振興
<p>○平成 25 年度には、新たに離島におけるソフト事業を国が支援し、雇用の拡大や交流人口の増加等にもつながる離島のさらなる自立的発展を促進するための制度として、離島活性化交付金事業を創設し、雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進及び安全・安心な定住条件の整備強化の取組等を支援しました。また、離島流通効率化事業を通じて、離島の流通効率化に効果のある施設の整備又は機材の導入に対して支援を行いました。</p>	<p>○平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)</p>	<p>○平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)</p>	<p>○平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)</p>
<p>○平成 26 年 3 月に奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が 5 年間延長されるとともに、法の目的に「定住の促進」の追加、地域の自主的な取組を支援するための交付金(奄美群島)及び産業振興促進計画認定制度の創設を行いました。(※)</p>	<p>○平成 26 年 5 月 7 日に奄美群島振興開発基本方針、同年 5 月 28 日に小笠原諸島振興開発基本方針を策定し、それぞれの地域における振興開発の意義及び方向を示すとともに、航路・航空路運賃運減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)等、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)</p>	<p>○平成 26 年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃運減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)</p>	<p>○平成 26 年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃運減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)</p>
<p>○平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。</p>	<p>○平成 26 年 11 月に「アイランダー2014」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)</p>	<p>○平成 27 年 11 月に「アイランダー2015」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)</p>	<p>○平成 28 年 11 月に「アイランダー2016」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)</p>
		<p>○平成 28 年 3 月に東京にて「しまっちゃんぐ 2016」として、離島と企業を集め、特産品の販路拡大や新商品開発等に関する商談・交流会を開催し、離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供、離島の活性化につながる取組を行いました。(国交省)</p>	<p>○離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供し、離島の活性化につながる「しまっちゃんぐ」の取組を行いました。平成 28 年 10 月に東京にて開催した「しまっちゃんぐ 2016 (秋)」では 12 の離島地域と企業等が参加し、新商品開発や観光振興などについて商談・交流会を実施しました。(国交省)</p>
<p>○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。</p>	<p>○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)</p>	<p>○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)</p>	<p>○離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)</p>
<p>○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。</p>	<p>○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)</p>	<p>○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)</p>	<p>○離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)</p>

<p>○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバ等の敷設を支援しました。</p>	<p>○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成 25 年度補正予算にて海底光ファイバー等の敷設を引き続き支援しました。(総務省)</p>	<p>○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援について、平成 27 年度補正予算に計上しました。(総務省)</p>	<p>○離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援を実施しました(平成 27 年度補正予算)。また、離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体が海底光ファイバ等の整備を行う場合の支援を平成 29 年度より実施します(平成 29 年度当初予算)。(総務省)</p>
---	---	---	---

※：「平成 26 年 3 月に奄美群島～」は「○平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」～」の後段に記載されていたが、比較検討の関係上、「○平成 25 年 11 月に「アイランダー2013」～」の前段に移動している。

このように、第 2 期海洋基本計画の策定後も海洋安全保障に関する取り組みは、各省庁において、改善の余地あるいは実施スピードの差異はあるものの、精力的に実施されている。これらの取り組みについて、海洋政策に精通した有識者がどのように評価したのかについて、以下で概観する。

3．第 2 期海洋基本計画の評価

3-1. 評価作業報告の意義

前述のように、第 2 期海洋基本計画が閣議決定された 2013 年 4 月に先立ち、官民間わず、さまざまな組織あるいは有識者から第 1 期海洋基本計画における取り組みの評価やそれを踏まえた第 2 期海洋基本計画の策定に向けた政策提言や研究報告が発表された。一方、現在策定が進められている第 3 期海洋基本計画について、その基礎的作業である第 2 期海洋基本計画の評価が十分に行われているとは言い難いのが実情である。

しかしながら、本稿冒頭で述べたように、海洋基本法は、「政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。」(第 16 条第 1 項) ことを規定するとともに、「政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。」(第 16 条第 5 項) と規定し、この規定に基づき、2011 年 12 月から検討作業が始まり、2013 年 4 月には初めての改訂が行われ、第 2 期海洋基本計画が閣議決定されている。そのため、その改訂作業の基礎的な知見である第 2 期海洋基本計画に基づく取り組みの評価を得ることは、第 2 期海洋基本計画の策定において必須である。

3-2. 評価作業報告の概要

前述のような背景を踏まえ、第 3 期海洋基本計画の策定に学術的な貢献を行うべく、笹川平和財団海洋政策研究所は、最初の改訂の時期を踏まえ、2018 年春頃に 2 回目の改訂が行われることを想定し、笹川平和財団海洋政策研究所が設置している総合的海洋政策研究委員会の助言と指導の下、その改訂作業における基礎的作業となり得る第 2 期海洋基本計画の評価に係るアンケート調査を 2017 年 1 月に実施した³。

³ 本調査の詳細については、下記を参照されたい。笹川平和財団海洋政策研究所（2017 年 3 月）『2016 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 我が国における海洋政策の調査研究報告書』。また、本調査の概要については、下記を参照されたい。海洋政策研究所ブログ（2017 年 5 月）「海のジグソーピース No.30 <第 2 期海洋基本計画の評価作業>」(<http://blog.canpan.info/oprf/archive/1666>)。

※第 2 期海洋基本計画評価アンケート調査（概要）

①**時期・対象**：評価作業は以下の要領で実施した。なお、送付した調査票等については、本資料別紙（第 2 期海洋基本計画評価シート）を参照されたい。

実施時期：2017 年 1 月 13 日（金）発送、同年 1 月 31 日（火）締切

調査対象：笹川平和財団海洋政策研究所主催研究委員会（ワーキンググループを含む）
委員（65 名）

②**評価方法**：予備調査票、回答票、自由記入票および参考資料（平成 28 年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策）を配布し、以下の基準に従い、順次回答する方式を採用した（回答者の専門分野または関心分野についても併せて回答を求め、それ以外の設問に対しては、回答を求めないものとした）。なお、採点基準については、下記を参照されたい。

調査票採点基準

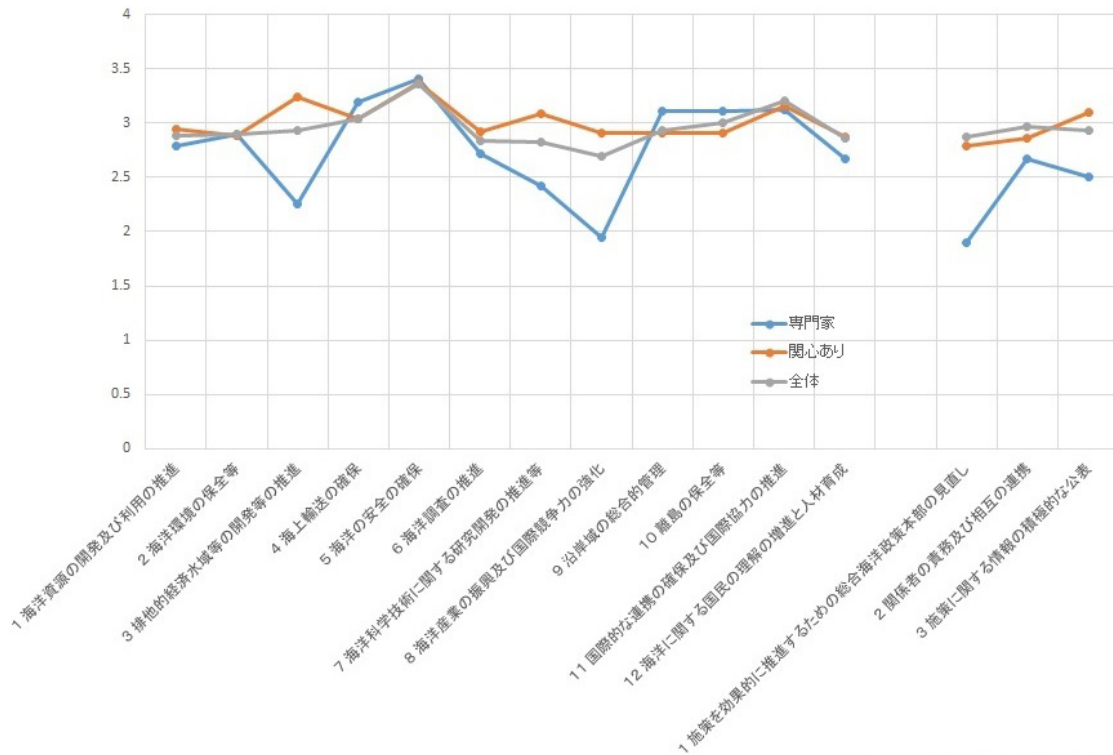
- 1：ほとんど取り組まれていない
- 2：あまり取り組まれていない
- 3：ある程度取り組まれている
- 4：十分取り組まれている

③**回収総数／回収率**：送付機関数および回答返送機関数（2017 年 3 月 2 日現在）は下記を参照されたい。なお、全体の回収率は 43.1%であった。

	送付機関数	回答返送総数	回答率 (%)
大学	41	15	36.6
研究所	15	9	60.0
報道機関	4	2	50.0
NGO 等	5	2	40.0
合計	65	28	43.1

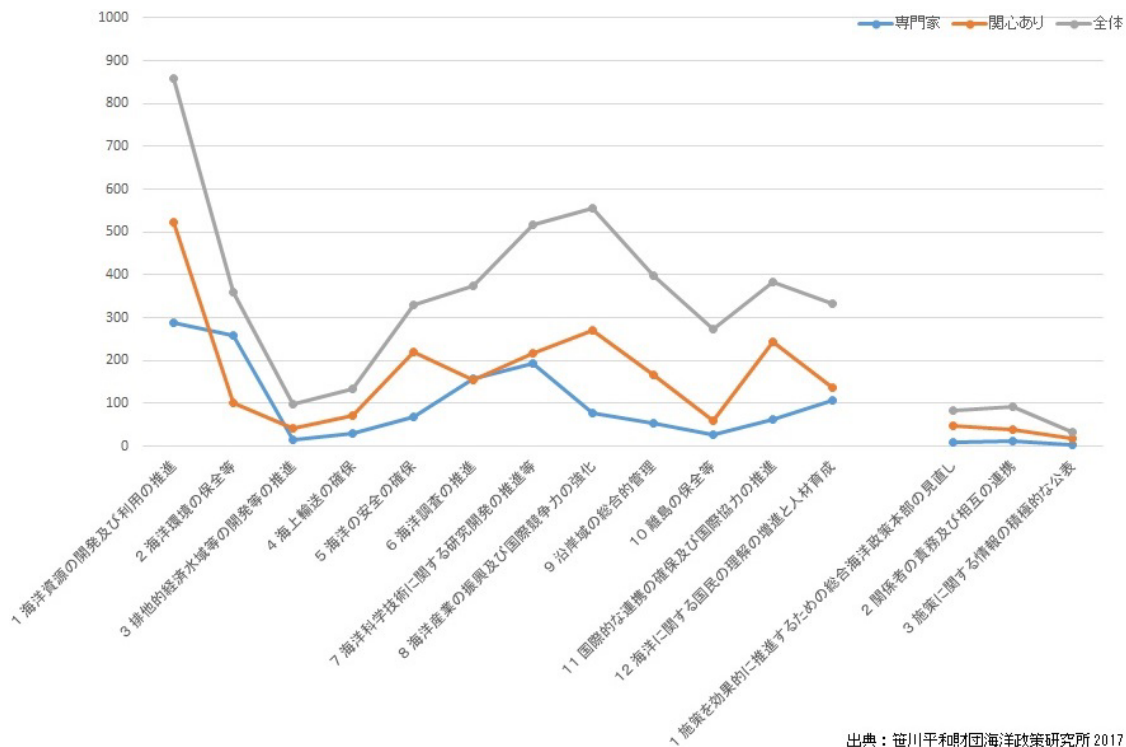
本調査においては、第 2 期海洋基本計画に規定されている 12 の基本的施策に対して、「専門家である」、「専門家ではないが関心がある」、「専門家ではなく関心もない」という予備的な質問を回答者に行っているが、この作業を加えることにより、回答者の属性毎の分析を可能としたことが大きな特徴である。この調査結果をグラフにしたものが下記「施策毎の評価」および「施策毎の回答数」である（【図 1】および【図 2】）。

【図1】施策毎の評価



出典：笹川平和財団海洋政策研究所 2017

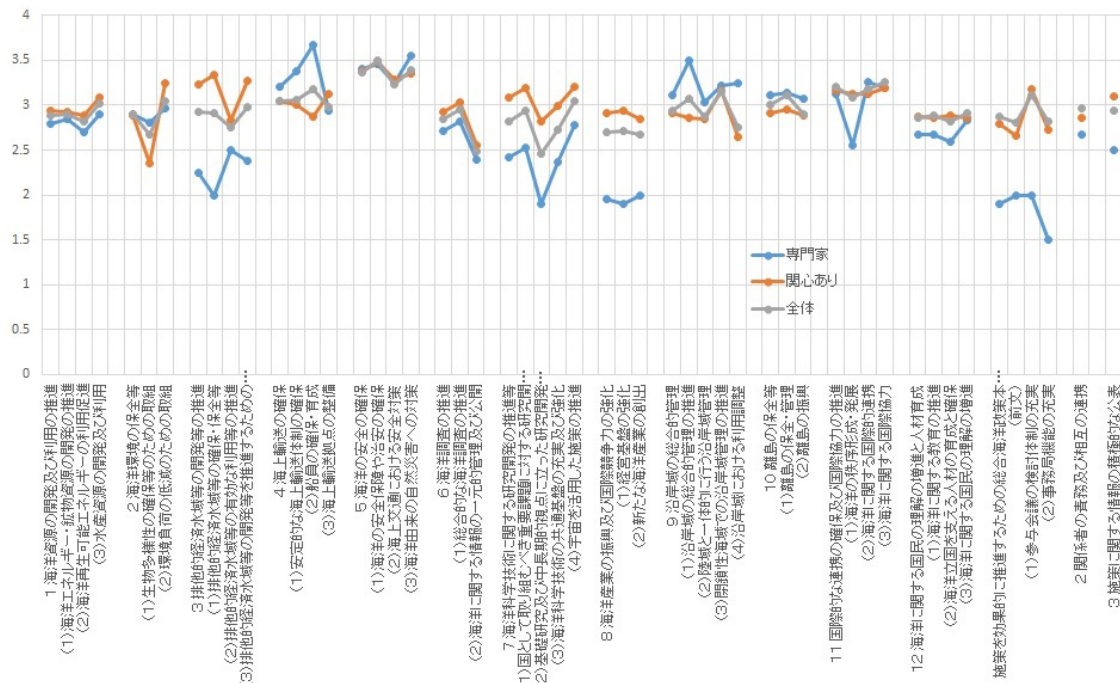
【図2】施策毎の回答数



出典：笹川平和財団海洋政策研究所 2017

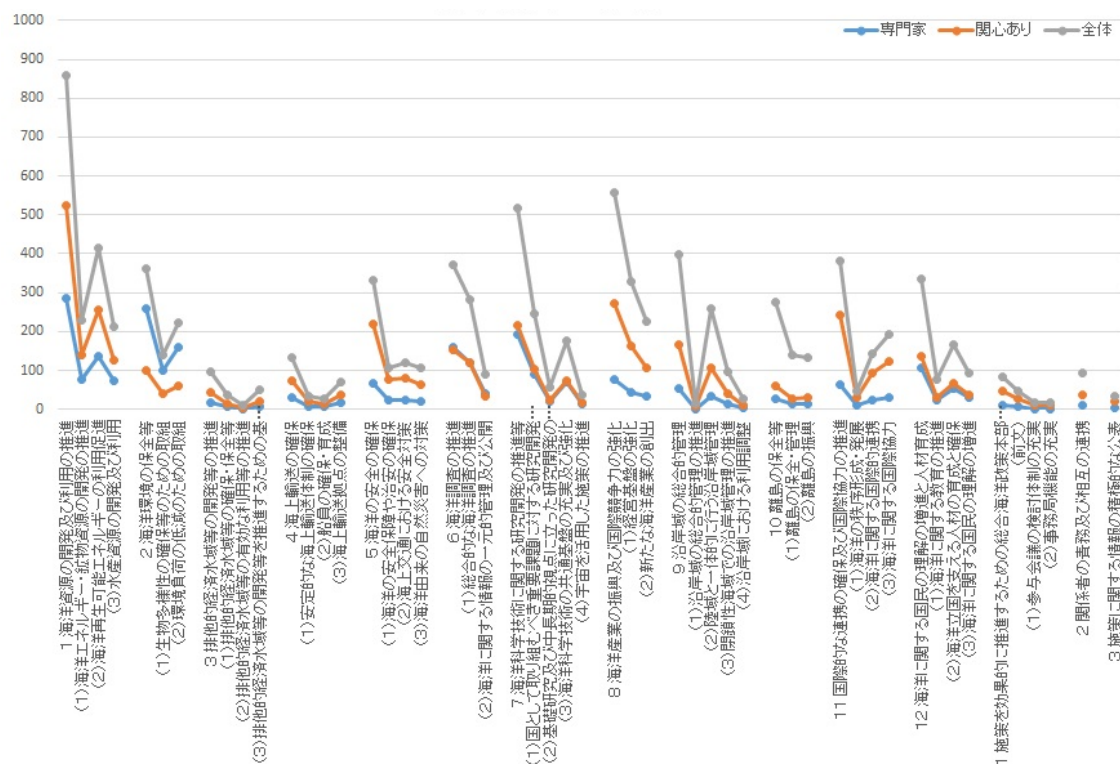
また、各施策において規定されている項目についても質問を行い、取りまとめたものが「施策項目毎の評価」および「施策項目毎の回答数」である（【図 3】および【図 4】）。

【図 3】 施策項目毎の評価



出典：笹川平和財団海洋政策研究所 2017

【図 4】 施策項目毎の回答数



出典：笹川平和財団海洋政策研究所 2017

3-3. 海洋安全保障に関する取り組みへの評価

【図 1】を見ると、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する取り組みについて、関心がある有識者から高い評価を得ているが、「5 海洋の安全の確保」や「10 離島の保全等」に関する取り組みについて、専門家から高い評価を得ていることが明らかとなる。

この傾向のうち、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関しては、【表 2】を見ると明らかのように、大陸棚での資源開発やそれに関する周辺国との外交交渉、外国漁船による違法・無報告・無規制（IUU）漁業への対応などといったマスメディアで取り上げられやすい、或いは一般的に認知されやすい施策が多く、その結果として、関心のある有識者からの評価が高かったと考えられる⁴。

一方、「5 海洋の安全の確保」や「10 離島の保全等」については、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」と比較すると、一般的に認知されているとは言い難い施策が多い。これについて、同様の傾向が見られる「9 沿岸域の総合的管理」の評価結果に対し、「有識者調査で特に専門家からの評価点が高く、関心ある回答者から低い評価を得ていた施策について、実施事例が十分に認知されていないことが原因となっている可能性が示唆された。」という指摘が既になされていることを踏まえると、同様の理由であると考えられる⁵。

また、本調査においては、「第 2 期海洋基本計画評価作業報告（自由記述概要）」として、個々の設問に関する自由記述の概要が掲載されており、「5 海洋の安全の確保」については、「東アジア・東南アジア海域における対応や海賊・海上武装強盗に対する対応は着実に進められているが、Oil Line となるペルシア湾・インド洋での「有事」対応や予防的方策についての対応が不可欠。」や「いわゆる「グレーゾーン事態」におけるシームレスな対応のための海上安全保障のシステム構築が必要。」「北極問題について海上安全保障の観点が見えていない。」といった意見が、「10 離島の保全等」については、「遠隔離島について、「利用」（水産資源、海底鉱物資源開発）が前面に出ているが、「保全」を前面に出して、その上でその持続可能な利用をはかることが望ましい。」という意見がそれぞれ寄せられている。これらの回答を踏まえると、取り組みの背景や実態を把握している専門家は、厳しい指摘を寄せているものの、個々の施策を高く評価していると結論付けられる（「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する記述は記載なし）。

4. おわりに

本稿は、現行の海洋基本計画（以下「第 2 期海洋基本計画」とする）が 2013 年 4 月の改訂からまもなく 5 年を迎え、海洋基本法に規定されている改訂時期が差し迫っていることを踏まえ、第 2 期海洋基本計画における海洋安全保障に関する取り組み状況を概観し、我が国における海洋安全保障の課題と今後の展望を考察することを目的として検討を行ってきた。

その結果、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」に関する取り組みについては、関心がある有識者から、「5 海洋の安全の確保」や「10 離島の保全等」に関する取り組みについては、専門家から高い評価を得ていることを明らかにし、その要因として個々の施策の認知度合いが挙げられることを指摘した。これらの知見を踏まえ、今後取り組むべき海洋安全保障に関する取り組みについて、若干の私見を述べたい。

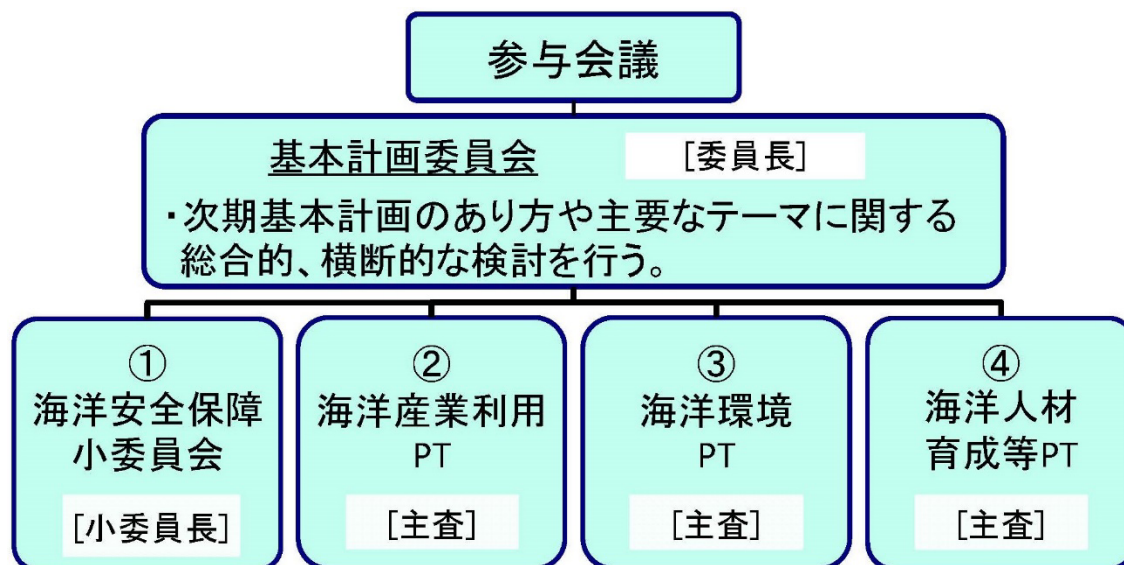
⁴ ただし、【図 2】を見ると明らかのように、「3 排他的経済水域等の開発等の推進」と「5 海洋の安全の確保」や「10 離島の保全等」の回答数が大きく異なっていることも評価の数値に影響を与えた可能性として考慮する必要がある。

⁵ 古川恵太他（2017 年 7 月）「第 2 期海洋基本計画の評価から見えてきた沿岸域の総合的管理の推進に関する今後の課題」平成 29 年度日本沿岸域学会研究討論会講演原稿集。

2017年4月7日に開催された第16回総合海洋政策本部会合において、第3期海洋基本計画策定に向けての方向性が提示された。同会合においては、2017年3月30日に安倍晋三内閣総理大臣に手交された『総合海洋政策本部参与会議意見書』の内容を踏まえた検討が行われたが、安倍総理大臣より「本日、次期海洋基本計画の策定に向けた検討を始めることとしました。海洋基本法制定から10年がたちます。周辺海域での外国公船等の領海侵入など、我が国の海洋を巡る情勢は一層厳しさを増しています。我が国が海洋国家として、平和と安全、海洋権益を守り、開かれた安定した海洋を維持・発展させていくためには、時代や環境の変化に目を凝らしながら、固い決意をもって、長期的、体系的な対策を講じていかなければなりません。次期海洋基本計画では、海洋の安全保障を幅広く捉えて取上げ、領海警備、治安の確保、災害対策等の課題への取組を強化していきます。海上保安体制の強化はもとより、様々な脅威・リスクの早期察知に資する海洋状況把握（MDA）体制の確立や、国境離島の保全・管理に万全を期してまいります。エネルギー・資源の安定供給を確保するため、メタンハイドレートなどの海洋資源開発の商業化に向けて取り組むとともに、海洋環境の保全や人材育成等に取り組みます。各閣僚は、こうした課題について、連携して具体的な検討を進めてください。本日は、有人国境離島法に基づく基本方針を了承しました。各閣僚はこの方針に基づき、当該離島地域で転入が転出を上回るよう、連携して、効果的な施策を講じてください。」という意見が表明され⁶、第3期海洋基本計画において、海洋安全保障を重視することが明示された。

また、同会合で配布された資料1（次期海洋基本計画の策定について）の別添1（次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的考え方について（総合海洋政策本部参与会議意見書概要））において、第3期海洋基本計画における主要テーマ案として、「海洋の安全保障（海洋に関する広義の安全保障）」や「海洋の産業利用の促進」、「海洋環境の維持・保全・海洋人材の育成等」、「その他（海洋観測、海洋科学技術、国際連携・国際協力、北極政策等）」が挙げられるとともに、第3期海洋基本計画の検討体制案も提示された【図5】。

【図5】次期計画の検討体制案



出典：第16回総合海洋政策本部会合配布資料

⁶ 首相官邸ウェブサイト（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai.html>）（2017年7月31日検索）。

そして、「次期計画策定に当たって考慮すべき事項（計画の構成、書き方等）」として、「海洋に親しみやすい内容を盛り込み、分かりやすい記述とする。計画の構成も、主要テーマに沿って、分かりやすいものとする。」ことや「現行計画に関する評価を盛り込み、また、計画期間の 5 年を超えた例えば 10 年先といった長期的視点や、普遍的な理念・方向性にも留意する。」こと、「計画に定める施策については、具体的な目標を設定。」することが提示された。

このように、第 3 期海洋基本計画においては、海洋安全保障に重点を置くという方向性が提示されたが、その意味するところは、軍事的安全保障に代表される伝統的安全保障よりも非伝統的安全保障を重視するということであり、特に第 3 期海洋基本計画策定に向けた実務を担う総合海洋政策本部参与会議を構成する参与のうち、伝統的安全保障に精通した有識者が 1 名（古庄幸一元海上幕僚長）であることを踏まえると、この傾向は顕著である⁷。また、海洋安全保障の確立において、軍事的安全保障を第一義的に担う防衛省や自衛隊のより積極的な関与も重要な課題であるが、最新の『平成 29 年版防衛白書』においても、「5 海洋安全保障の確保に向けた取組（第 3 部第 1 章第 2 節）」や「3 アジア太平洋地域における取組（第 3 部第 2 章第 2 節）」において言及されるのみで、各省庁による有機的な連携はまだまだ発展の余地があるというのが現状である。そして、朝鮮半島における政治情勢の変化をはじめとする、東アジア地域における安全保障環境の変容に対応することも急務である。

そのため、第 3 期海洋基本計画策定においては、非伝統的安全保障への対応のみならず、伝統的安全保障にも配慮することが我が国内外の情勢に確実に対応するためには必須である。これについて、海洋問題世界委員会（IWCO : Independent World Commission on the Oceans）副会長を務めたエリザベス M. ボルゲーゼ（Elisabeth Mann Borgese）が「国連海洋法条約と海軍は離婚した状態にある。健全な海軍力による貢献なくして海洋の平和はあり得ない」と海洋安全保障の重要性を指摘しているように⁸、この課題は第 3 期海洋基本計画に限った課題ではなく、我が国を含む世界の海洋政策の基盤である国連海洋法条約自体が孕んでいる重要な課題でもある。第 3 期海洋基本計画がこの重要な課題を解決するための処方箋或いは羅針盤となることを期待したい。

付記：本稿脱稿後の 2017 年 12 月 18 日に総合海洋政策本部参与会議より「第 3 期海洋基本計画策定に向けた総合海洋政策本部参与会議意見書」と題した意見書が提出された。本意見書においては、第 3 期海洋基本計画において「主要テーマとして取り上げる事項」として、「(1) 海洋の安全保障」を挙げるとともに、「時宜を得た主要テーマ及び継続的に重要性を持つテーマとして取り上げる事項」として、「離島の振興」や「排他的経済水域等の開発等」を挙げ、安全保障を重視した海洋基本計画とすべきであると主張されている。しかし、全体としては伝統的安全保障よりは非伝統的安全保障を重視すべきというこれまでの取り組みを発展させることに主眼を置いた内容となっているため、今後も海洋安全保障における伝統的安全保障のあり方については、検討を行う必要があると思料する。

⁷ 2017 年 4 月 1 日現在の総合海洋政策本部参与は下記の通り（古庄参与を除く）。宮原耕治一般社団法人日本経済団体連合会前副会長（参与会議座長）、高島正之横浜港埠頭株式会社顧問（参与会議座長代理）、浦環九州工業大学社会ロボット具現化センター長、兼原敦子上智大学法学部教授、佐藤慎司東京大学大学院教授、前田裕子国立研究開発法人海洋研究開発機構監事／京都府立医科大学特任教授、水本伸子株式会社 IHI 執行役員調達企画本部長、大和裕幸国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所理事長、鷲尾圭司国立研究開発法人水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）、尾形武寿公益財団法人日本財団理事長（参与会議特別委員）。

⁸ 高井晋他（1998 年 6 月）「海上防衛力の意義と新たな役割—オーシャンピース・キーピングとの関連で—」『防衛研究所紀要』第 1 巻第 1 号 106-129 頁。

【補遺】

以下は、季報で抄訳紹介しなかったが、有益と思われる主な論調やシンクタンク報告書などを当該月ごとに列挙したものである。なお、URL は当該月にアクセス可能であったものである。

2017 年 7 月

1. Strengthening Strategic Stability with Russia

<http://www.rand.org/pubs/perspectives/PE234.html>

RAND, July 2017

By Christopher S. Chivvis, Andrew Radin, Dara Massicot, Clinton Bruce Reach

2-1. Joint US-China Think Tank Project on the Future of US-China Relations: An American Perspective

https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/publication/170705_US_Report.pdf?V2dPire5xBHPISp7nx4df9qrtYbs5F4Y

CSIS, July 5, 2017

2-2. China-US Relations: Exploring a New Pathway to A Win-win Partnership

https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/publication/170705_Chinese_Side_Report_Exploring_EN.pdf?oQQKIfaSoUC9IIKEJiVys.q2dSCM9Ay7

CSIS, July 5, 2017

3. New Pentagon China Report Highlights the Rise of Beijing's Maritime Militia

<http://nationalinterest.org/feature/new-pentagon-china-report-highlights-the-rise-beijings-21044?page=show>

The National Interest, July 7, 2017

Andrew S. Erickson, a professor at the U.S. Naval War College.

4. Three PLAN Officers May Have Just Revealed What China Wants in the South China Sea

<http://nationalinterest.org/feature/three-plan-officers-may-have-just-revealed-what-china-wants-21458>

The National Interest, July 9, 2017

Ryan Martinson, an assistant professor at the China Maritime Studies Institute of the U.S. Naval War College.

CAPT Katsuya Yamamoto, the Japan Maritime Self-Defense Force (JMSDF) Liaison Officer and International Military Professor at the U.S. Naval War College.

5. Withdrawing from Overseas Bases: Why a Forward-Deployed Military Posture Is Unnecessary, Outdated, and Dangerous

https://object.cato.org/sites/cato.org/files/pubs/pdf/pa_816.pdf

Policy Analysis No. 816, CATO Institute, July 18, 2017

By John Glaser, associate director of foreign policy studies at the Cato Institute

6. China's Nuclear Submarine Force

<https://jamestown.org/program/chinas-nuclear-submarine-force/>

China Brief, The Jamestown Foundation, July 21, 2017

By Renny Babiarz, Renny Babiarz received his Ph.D. from Johns Hopkins University where he wrote his thesis on of China's nuclear weapons program. He previously served as a geospatial analyst for the National Geospatial-Intelligence Agency, and currently works as a research analyst for All Source Analysis.

7. How to Stop China's Maritime Advance

<https://www.foreignaffairs.com/articles/2017-06-13/course-correction>

Foreign Affairs.com, July/August, 2017

By Ely Ratner, ELY RATNER is Maurice R. Greenberg Senior Fellow in China Studies at the Council on Foreign Relations.

2017 年 8 月

1. Vietnam Builds Up Its Remote Outposts

<https://amti.csis.org/vietnam-builds-remote-outposts/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, August 4, 2017

2. Assessing the ASEAN-China Framework for the Code of Conduct for the South China Sea

https://www.iseas.edu.sg/images/pdf/ISEAS_Perspective_2017_62.pdf

Perspective, Institute of Southeast Asian Studies, August 7, 2017

Ian Storey is Senior Fellow and editor of Contemporary Southeast Asia at ISEAS – Yusof Ishak Institute.

3. How much trade transits the South China Sea?

<https://chinapower.csis.org/much-trade-transits-south-china-sea/?utm>

China Power, CSIS, August 7, 2017

4. China's Continuing Reclamation in the Paracels

<https://amti.csis.org/paracels-beijings-other-buildup/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, August 9, 2017

5. The Chinese Communist Party's Political War on Taiwan: The Assault on Taiwan's Diplomatic Allies

<http://blog.project2049.net/2017/08/the-chinese-communist-partys-political.html>

The Project 2049, August 14, 2017

Emily David is a Fellow at the Project 2049 Institute where her research focuses on the Chinese Communist Party, cross-Strait relations, and U.S.-Taiwan relations.

6. How the U.S. Navy is Responding to Climate Change

<https://hbr.org/ideacast/2017/08/how-the-u-s-navy-is-responding-to-climate-change>

Harvard Business Review, August 18, 2017

7. Remarks by President Trump on the Strategy in Afghanistan and South Asia

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/08/21/remarks-president-trump-strategy-afghanistan-and-south-asia>

The White House, Office of the Press Secretary, August 21, 2017

8. Can Anyone Stop Trump If He Decides to Start a Nuclear War?

https://foreignpolicy.com/2017/08/24/can-anyone-stop-trump-if-he-decides-to-start-a-nuclear-war/?utm_source=Sailthru&utm_medium=email&utm_campaign=New%20Campaign&utm_term=Flashpoints

Foreign Policy.com, August 24, 2017

Susan Hennessey is managing editor of Lawfare.

Benjamin Wittes is editor in chief of Lawfare.

9. China's Belt and Road Initiative: The Evolution of Chinese Private Security Companies

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2017/08/WP306.pdf>

RSIS Working Paper, No. 306 dated 29 August 2017

By Alessandro Arduino is the co-director of the Security & Crisis Management program at the Shanghai Academy of Social Science (SASS-UNITO) and external affiliate at the Lau China Institute, King's College London.

10. The South China Sea: Beijing's Challenge to ASEAN and UNCLOS and the Necessity of a New Multi-tiered Approach

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2017/08/WP307.pdf>

RSIS Working Paper, No. 307 dated 29 August 2017

By Christopher Roberts is an Associate Professor at the University of New South Wales within the Australian Defence Force Academy campus.

11. How much trade transits the South China Sea?

<https://chinapower.csis.org/much-trade-transits-south-china-sea/>

China Power, CSIS, 2017

2017 年 9 月

1. What Are the Trends in Armed Conflicts, and What Do They Mean for U.S. Defense Policy?

https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR1900/RR1904/RAND_RR1904.pdf

RAND Cooperation, September, 2017

By Thomas S. Szayna, Stephen Watts, Angela O'Mahony, Bryan Frederick, Jennifer Kavanagh

2. A More Peaceful World?

Regional Conflict Trends and U.S. Defense Planning

https://www.rand.org/pubs/research_reports/RR1177.html

https://www.rand.org/content/dam/rand/pubs/research_reports/RR1100/RR1177/RAND_RR1177.pdf

RAND Cooperation, September, 2017

By Stephen Watts, Bryan Frederick, Jennifer Kavanagh, Angela O'Mahony, Thomas S. Szayna, Matthew Lane, Alexander Stephenson, Colin P. Clarke

3. Chinese Domination of the South China Sea: An American Response

<http://www.cpg-online.de/2017/09/01/chinese-domination-of-the-china-sea-an-american-response/>

CPG, Online Magazine (COM) , 05/2017, September 1, 2017

Grant Newsham, a senior research fellow at the Japan Forum for Strategic Studies and a retired US Marine Officer.

4. Korea Nuclear Test Furthers EMP Bomb

http://freebeacon.com/national-security/korea-nuclear-test-furthers-emp-bomb/?utm_source=Freedom+Mail&utm_campaign=a2252e35eb-EMAIL_CAMPAIGN_2017_09_09&utm_medium=email&utm_term=0_b5e6e0e9ea-a2252e35eb-46193749

The Washington Free Beacon.com, September 6, 2017

Bill Gertz, the senior editor of the Washington Free Beacon

5. Understanding China's Third Sea Force: The Maritime Militia

<https://medium.com/fairbank-center/understanding-chinas-third-sea-force-the-maritime-militia-228a2bfbbedd>

Fairbank Center, September 8, 2017

Andrew S. Erickson, professor at the U.S. Naval War College's China Maritime Studies Institute (CMSI) and Fairbank Center Associate in Research, outlines China's evolving maritime security forces.

6. A Blueprint for Fisheries Management and Environmental Cooperation in the South China Sea

<https://amti.csis.org/coc-blueprint-fisheries-environment/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, September 13, 2017

By South China Sea Expert Working Group

7. Maritime Territorial and Exclusive Economic Zone (EEZ) Disputes Involving China: Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/row/R42784.pdf>

Congressional Research Service, September 15, 2017

Ronald O'Rourke Specialist in Naval Affairs

8. China Naval Modernization: Implications for U.S. Navy Capabilities—Background and Issues for Congress

<https://fas.org/sgp/crs/row/RL33153.pdf>

Congressional Research Service, September 18, 2017

Ronald O'Rourke Specialist in Naval Affairs

9. Littoral Operations in a Contested Environment

<https://marinecorpsconceptsandprograms.com/sites/default/files/concepts/pdf-uploads/LOCE%20full%20size%20edition.pdf>

U.S. Marine Corps, September 25, 2017

10. A Busy Summer for Beijing's East China Sea Rigs

<https://amti.csis.org/busy-summer-beijings-rigs/>

Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, September 28, 2017

 笹川平和財団

 海洋政策研究所

公益財団法人笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル
TEL : 03-5157-5210 FAX : 03-5157-5230